

令和7年度 大学機関別認証評価
自己点検評価書
[日本高等教育評価機構]

令和7(2025)年6月
文化ファッション大学院大学

目 次

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等 . . .	1
II. 沿革	2
III. 評価機構が定める基準に基づく自己評価	4
基準 1. 使命・目的	4
基準 2. 内部質保証	8
基準 3. 学生	19
基準 4. 教育課程	31
基準 5. 教員・職員	43
基準 6. 経営・管理と財務	53
IV. 大学が独自に設定した基準による自己評価	61
基準 A. 国際化	61
基準 B. 社会貢献・地域貢献	65
V. 特記事項	68
VI. 法令等の遵守状況一覧	69
VII. エビデンス集一覧	82
エビデンス集（データ編）一覧	82
エビデンス集（資料編）一覧	82

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等

1. 建学の精神、専門職大学院の基本理念

文化ファッション大学院大学（以下「本大学院」という）は、平成 18(2006)年に日本初のファッションビジネス専門職大学院として開学した。開学した当時のファッションビジネスをめぐる環境は、経済活動のグローバル化や生活者意識・行動の変化による改革の渦中にあった。また、内閣府もファッションを知財ビジネスの一つとして位置づけ「デザイナー、ビジネスマネジメント人材及びデザイン創作活動を支える人材の育成を充実・強化するため、高等教育機関に専門職大学院の設置を検討する」よう提言していた。さらに、グローバルな視点での「日本ブランド」を創造し、世界に発信できる「知財創造産業のビジネスモデル」を確立・実践する人材の育成を要請していた。このような政府主導の「日本ブランド戦略」推進の下、ファッションビジネスのプロフェッショナル人材を育成するために以下のとおり建学の精神を定め、この建学の精神を教育に具現化させることを教育理念としている。

建学の精神

ファッション分野における知財創造ビジネスのビジネスモデルを確立し、国際的に通用するファッション価値を創造・具現化させ、グローバル視点に立つ独自のブランドを確立できる人材を育成する。

2. 使命・目的

学則第 1 条において（目的）として以下のとおり定めている。

学則第 1 条（目的）

文化ファッション大学院大学（以下「本大学院」という）は、先鋭的で独創的なファッション価値の創造と、具現化を実現するために、学術の理論及び応用を教授研究し、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識と卓越した能力を培うことにより、文化・社会の発展に寄与するとともに、ファッション産業の分野において貢献しうる高度専門職業人の育成・輩出を使命・目的とする。

3. 個性・特色

本大学院は、上記の建学の精神、使命・目的に沿ってファッションビジネス研究科を設置している。ファッションビジネス研究科はファッション知財を創造するファッションクリエイション専攻と、ファッション知財をビジネスに結実させるファッションマネジメント専攻の二つの専攻で構成されている。さらにファッションクリエイション専攻にはファッションデザインコースとファッションテクノロジーコースの二つのコース、ファッションマネジメント専攻にはファッション経営管理コースが設置されている。各専攻・コースは、ファッションビジネスの各領域で高度な専門性が求められる職業に必要な深い学識と卓越した能力を修得するためのカリキュラムを編成している。また、三つのコースを横断する科目を配置することで、ファッションデザイン、ファッションテクノロジー、ファッション経営管理の多角的な視点を持つファッションビジネスのリーダーを養成することが本大

学院の優れた個性・特色である。このように二つの専攻と三つのコースが一つの研究科の下に組織化され、高度なプロフェッショナル人材を育成する教育を実践している大学院は、世界的にも稀有な存在である。

II. 沿革

「学校法人文化学園（以下「本学園」という）」は、大正 8(1919)年の創設以来、100 年以上にわたり日本のファッション教育の中心的存在として主導的な役割を果たしてきた。その活動は歴史とともに広がりを見せ、昭和 11(1936)年の「文化服装学院」への改称や、昭和 39(1964)年の「文化女子大学（現文化学園大学）」開学、平成 10(1998)年の超高層新校舎完成、平成 15(2003)年の文化ファッションビジネススクール開校などを節目としながら、高度なファッション教育を展開してきた。また、次代を担う優秀な人材の輩出に寄与する一方で、出版・文化・研究活動も積極的に推進している。「装苑」などの女性誌や実用本の刊行、世界各都市とのファッションを通じたコラボレーション活動などが例に挙げられる。さらに四つの附属研究所と服飾関連の資料を集積した図書館、服飾博物館、ファッションリソースセンターを設置し、常時ファッション教育の充実と情報の発信に努めている。

これらの歴史的所産の上に設立されたのが本大学院である。平成 15(2003)年に設立した文化ファッションビジネススクールを専門職大学院として発展させ、平成 18(2006)年に日本初のファッション分野の専門職大学院として開学し、令和 8(2026)年には開学 20 周年となる。実社会で一人ひとりがその存在価値を発揮できるよう、アカデミックな教育だけでなく、実践的な独自のカリキュラムを体系化し、これまでのファッション系の教育機関とはまったく違った視点から、真のファッションビジネスリーダーを養成していく。

大正 8(1919)年	「並木婦人子供服裁縫店」「婦人子供服裁縫教授所」開設
大正 11(1922)年	「文化裁縫学院」開設
大正 12(1923)年	「文化裁縫女学校」に改称 我が国初の洋裁教育各種学校として認可
昭和 10(1935)年	「財団法人並木学園」設置認可
昭和 11(1936)年	「文化裁縫女学校」を「文化服装学院」に改称
昭和 25(1950)年	「文化女子短期大学」開学
昭和 26(1951)年	「学校法人並木学園」に組織改定
昭和 39(1964)年	「文化女子大学」開学 「文化女子短期大学」は「短期大学部」となる
昭和 48(1973)年	法人名を「学校法人文化学園」に改称
昭和 55(1980)年	「文化外国語専門学校」開校
平成 10(1998)年	超高層新校舎（21 階建て）完成
平成 15(2003)年	「文化ファッションビジネススクール」開校
平成 18(2006)年	「文化ファッション大学院大学」開学 (本大学院の開学に伴い「文化ファッションビジネススクール」を閉校)

文化ファッション大学院大学

平成 23(2011)年	「文化女子大学」「文化女子大学短期大学部」を 「文化学園大学」「文化学園大学短期大学部」に改称
平成 28(2016)年	「文化ファッション大学院大学」開学 10 周年
令和 2(2020)年	「文化学園大学短期大学部」募集停止
令和 5(2023)年	「文化学園」創立 100 周年
令和 8(2026)年	「文化ファッション大学院大学」開学 20 周年

Ⅲ. 評価機構が定める基準に基づく自己評価

基準 1. 使命・目的

1-1. 使命・目的及び教育研究上の目的の反映

- ①学内外への周知
- ②中期的な計画への反映
- ③三つのポリシーへの反映
- ④教育研究組織の構成との整合性
- ⑤変化への対応

(1) 1-1 の自己判定

基準項目 1-1 を満たしている。

(2) 1-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

①学内外への周知

文化ファッション大学院大学（以下「本大学院」という）では、使命・目的及び教育研究上の目的を明確に定め、ホームページ等で学内外へ広く周知を図っている。院生に対しては年度始めに配布する「履修要項」にて建学の精神や使命・目的、三つのポリシー等を掲載するとともに、新入生には入学直後のオリエンテーションと入学直後に行う 3 コース合同の必修科目である「ファッションビジネスアイデアソン」にて内容の説明を行っている。非常勤講師を含む教職員に対しては、年度始めの講師会にて改めて周知の上、共通の目的意識を持って各授業科目を教授するよう協力を仰いでいる。役員に対しては、年度始めに役員全員が参加する「理事会」にて周知し、改定がある場合はその経緯を報告している。また、建学の精神とキャッチフレーズを校舎 1 階エントランスに掲示し、多くの学内外関係者への周知に努めている。

【資料 1-1-1】 【資料 1-1-a】 【資料 1-1-b】 【資料 1-1-c】 【資料 1-1-d】

②中期的な計画への反映

建学の精神や使命・目的及び教育研究上の目的に基づき、中期的な将来像を定め、5 カ年計画として中期計画を策定している。中期計画は法人ホームページにて公開している。

【資料 1-1-e】 【表 1-1-1】

【表 1-1-1】 2023 年度～2027 年度 基本的目標

建学の精神の実現には、知識、経験、技術などの横断的な統合が欠かせない。従って今期の方針は編集的な思考を背景に「コネクト・接続」とする。この方針に従い、今期の目標は「教育、学生、社会」の各視点の計画において、「接続・結合・融合」を実行することとする。	
◆計画 1 社会環境に対応した 人材育成	デジタル教育の推進、専門的横断科目の配置、社会人のリカレント教育の実施、教育課程連携協議会からの助言の反映など、教育において「接続・結合・融合」を果たし、新たなファッション価値を創造・具現化できる人材を育成する。

◆計画 2 目的意識の高い多様な 学生の確保と学生支援	自らの将来像に対し明確なビジョンと多様な価値観を持つ多国籍な学生、地方公共団体・民間団体等の奨学金制度、就職支援活動との「接続・結合・融合」を果たし、多様な学生確保と学生支援を実行する。
◆計画 3 教育機関、企業、地域 との連携強化	新たなファッション価値の創造に向け、教育機関との国際交流、産官学連携、地域貢献において「接続・結合・融合」を果たし、教育機関、企業、地域との連携を強化する。

以上の「基本的目標」達成に向け、「令和 4(2022)年度 第 6 回 運営会議・内部質保証委員会」にて「中期計画(2023～2027 年度)フォローアップチェックリスト（以下「中期計画 FU チェックリスト」という）」を策定した。「中期計画 FU チェックリスト」は中期計画に掲げる目標を具体的なアクションプランとした評価指標による達成度で点検・評価するものである。各施策に対する取り組み状況は「自己点検・評価委員会」にて取りまとめ、点検・評価を実施している。また、その結果を「運営会議・内部質保証委員会」及び年度末の教授会で報告することにより、当年度の課題を把握し次年度の目標達成に努めている。

【資料 1-1-2】 【資料 1-1-f】 【資料 1-1-g】

【資料 1-1-h】 【資料 1-1-i】 【資料 1-1-j】

③三つのポリシーへの反映

- ・本大学院は、建学の精神、教育理念、使命・目的、教育研究上の目的を踏まえ、研究科のディプロマ・ポリシーを「新たなファッション価値及び知財の創出や実践を可能にする能力の修得」とし、各専攻・コースにて具体的なポリシーを定めている。さらにディプロマ・ポリシーに掲げた能力の修得のため、必要とする教育課程編成等についての基本的な考え方をカリキュラム・ポリシーとして定め、学修成果の達成に努めている。これらの方針に沿った学生像、及び入学者選抜実施のための基本的な考え方をアドミッション・ポリシーとして定め、学生募集要項を通じて明確に入学希望者に周知を図っている。
- ・三つのポリシーは、社会環境に対応した人材育成及び体系的な教育課程の構築のため、建学の精神や教育研究上の目的との整合性・一貫性を確認した上で見直しを実施する必要があると考える。振り返るとファッションビジネスは、絶えず創造されるデザインや、革新が著しいテクノロジーはもちろん、マネジメントも変革の歴史を刻んできた。常に破壊と創造を繰り返し、新しいデザイン、テクノロジー、ビジネスモデルが開発され続けている。このファッションビジネスの特性を踏まえ、令和 5(2023)年度からの「中期計画 FU チェックリスト」では、三つのポリシーの見直しを施策の一つとして掲げ、毎年見直しを検討するものとしている。
- ・令和 6(2024)年には三つのポリシーの見直しを図り、アドミッション・ポリシーとディプロマ・ポリシーは「令和 6(2024)年度 第 3 回 教授会」にて審議後、承認、カリキュラム・ポリシーは「令和 6(2024)年度 第 11 回 教授会」で審議・承認している。

【資料 1-1-k】

④教育研究組織の構成との整合性

- ・ファッションビジネスはデザイン、テクノロジー、マネジメントが三位一体となった産業である。従って新たなファッション価値の創造には、各領域を横断する研究と教育を実践していく必要がある。そのために本大学院は、建学の精神、使命・目的を具現化する教育研究組織として、「文化ファッション大学院大学学則（以下「学則」という）」第2条に定めるとおり一つの研究科の下に二つの専攻を設置している。この二つの専攻はデザインとテクノロジーに特化したクリエイション領域と、そのクリエイションをマネジメントする領域が一体となり運営されている。その上で、日本で唯一のファッション分野の専門職大学院として、研究家教員と実務家教員をバランスよく配置し、理論と実務を架橋する高度なプロフェッショナル人材教育を行っている。

【資料 1-1-a】

⑤変化への対応

- ・現在、社会全体が変革期にあるといえるが、既述したように、ファッションビジネスの分野においても市場やファッション知財を取り巻く情勢の変化は著しい。新たな時代に対応した特色ある教育研究活動を実現するためには、自らの使命・目的及び教育研究上の目的について継続的な見直しが必要である。「運営会議・内部質保証委員会」は年度始めの委員会において、内容の検証を議事として取り上げることで社会情勢への対応を図っている。
- ・検証結果として、令和 2(2020)年度には教育理念、使命・目的、教育目的の見直しを図り、「令和 2(2020)年度 第 13 回 教授会」にて審議・承認した。令和 6(2024)年度においては、教育研究上の目的の見直しを図り、「令和 6(2024)年度 第 3 回 教授会」にて審議・承認している。
- ・また学外関係者からの意見も検証の契機としている。令和 6(2024)年度の「教育課程連携協議会」では、本大学院に対して学外委員より「建学の精神の検証」「0 から 1 にするクリエイティブをファッション分野で牽引できる教育機関」「実務に近い実践的な知見の修得やその準備を行うことが専門職大学院の役割」という要望があり、今後の検証材料として「運営会議・内部質保証委員会」にて検討している。

【資料 1-1-1】 【資料 1-1-m】

【基準 1 の自己評価】

(1) 成果が出ている取組み、特色ある取組み

- ・本大学院は、建学の精神である「国際的に通用するファッション価値の創造・具現化」を推進するために、小規模な学校運営ながらもグローバル人材教育のアプローチとして、海外における研修、教育機関との交流、ファッションウィークやデザインコンテストへの参加、また教員による特別講義を行ってきた。しかしながらコロナ禍により、様々な海外活動の停止が余儀なくされた。
- ・以上のように停滞した状況を払拭するべく、令和 4(2022)年度に策定した「中期計画(2023～2027 年度)」では、「コネクト・接続」を基本方針とし、「教育、学生、社会」の各視点の計画において、「接続・結合・融合」を実行することとした。この計画によ

り改めて海外の関連機関との連携強化を図る目標を明記している。

- ・中期計画に沿った海外教育機関との新たな取り組みとして、平成 25(2013)年から続く台湾・実践大学への夏期特別講座の実施に加え、令和 5(2023)年にはアメリカ・パーソンズ美術大学大学院との交流プログラムの開始、中国・武漢紡織大学で開催された「The 2nd International Conference of Fashion and Sustainability(ICFS 2023)」における学長の基調講演、アメリカの「FIT Global Management Seminar」における教員の特別講義を実施している。令和 6(2024)年からは香港理工大学大学院への短期研修の実施や、グローバル教育プログラムとして、タイのランナー文化工芸協会(LCCA)とラジャマンガラ工科大学ランナー校(RMUTL)主催による「KOYORI PROJECT 2024」のフィールドトリップへの参加、英語による授業として「Global Marketing Strategy」「Digital Technology in the Fashion Industry」「Fashion Merchandising Management」を開講している。以上の結果をもって、徐々にではあるが国際的な関係構築のきっかけが始まっており、海外連携の成果が出ていると認識している。今後はコロナ禍以前の状況以上に海外のファッション関連機関との連携強化を図り、新たなファッション価値の創造・具現化を推進していく。

【資料 1-1-n】 【資料 1-1-o】

(2) 自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など

- ・令和 6(2024)年度の「教育課程連携協議会」において、外部委員より「修了生が建学の精神に則った活躍をしているかの検証が必要」との指摘を受けている。本大学院は使命・目的に「ファッション産業の分野において貢献しうる高度専門職業人の育成・輩出」を掲げており、この意見は三つのポリシーを起点とした教育と研究の質保証に関わる観点から課題として取り上げることにした。令和 7(2025)年は開学から 20 年を数える年である。このタイミングで「建学の精神」の成果を検証することは、次代に向けた課題の発見と改善の好機であると認識している。

(3) 課題などに対する改善状況と今後の取組み予定

- ・「令和 6(2024)年度 第 4 回 運営会議・内部質保証委員会」において、検証作業を議事として取り上げ今後の取組みについて確認をしている。
- ・その結果、課題の抽出と改善は以下のとおり行う。
 - ①3 コースにおいて、建学の精神に則った活躍をしていると思われる修了生を数人選定し、その業績内容から建学の精神の成果を検証する。
 - ②選ばれた修了生から各コースで 1 人を選び懇談会を開き、意見交換を通じて各自の業務内容・実績と教育課程、建学の精神の相関性を明らかにしていく。
 - ③懇談会で得られた意見を分析し、三つのポリシーに関わる課題を抽出する。
 - ④課題の解決に向けた改善策を「教育・研究委員会」で検討し、その施策を「運営会議・内部質保証委員会」で討議後、当該部署にて実行に移していく。
- ・以上の検証・改善作業は、今後も修了生への追跡調査として継続的に行っていくことで、教育と研究活動の質保証の実質化のための PDCA サイクルとして機能させていく。

【資料 1-1-p】

基準 2. 内部質保証

2-1. 内部質保証の組織体制

①内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

(1) 2-1 の自己判定

基準項目 2-1 を満たしている。

(2) 2-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

①内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

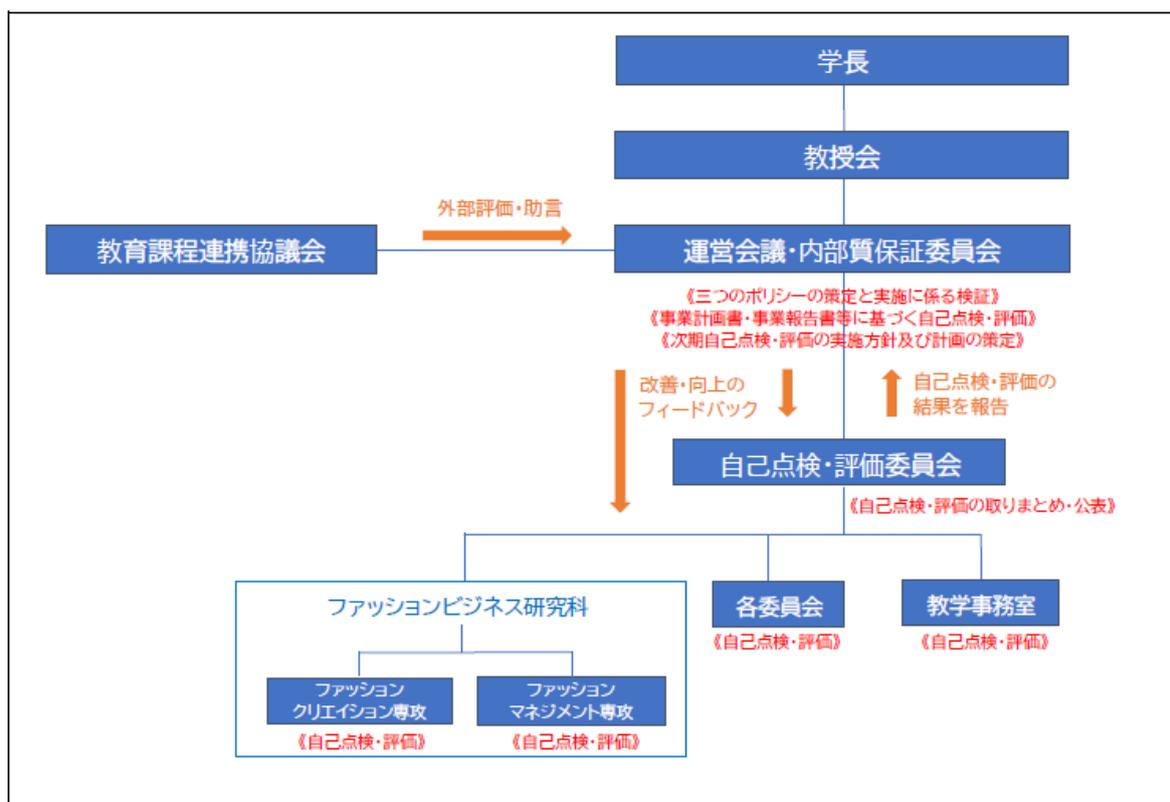
- ・本大学院は、本大学院の理念（建学の精神）、目的及び社会的使命を達成し、教育研究水準の向上を図るために、令和 2(2020)年 3 月に「文化ファッション大学院大学における内部質保証の方針」を定め、「令和元(2019)年度 第 12 回 教授会」において教職員に周知し、本大学院の共通認識としている。責任体制と役割は学長をトップとした組織・会議体で構成し、内部質保証の継続的な改善・向上プロセスを構築している。
- ・基本的な考え方は、内部質保証を「大学院の理念・目的及び社会的使命を達成し、教育研究水準の向上を図るために、本大学院の教育研究活動等の状況について自ら点検・評価を行うとともにその結果を公表し、継続的な改善に努める」とし、一連の過程を定義している。この定義に従い、全学内部質保証推進組織である「運営会議・内部質保証委員会」は、建学の精神、教育研究上の目的の達成に向け、研究科及び各専攻が定める三つのポリシーの策定と実施について不断の検証に取り組むものとしている。具体的には、「運営会議・内部質保証委員会」及び「自己点検・評価委員会」は、各専攻、各委員会、教学事務室による事業計画書、事業報告書、「中期計画(2023～2027 年度)フォローアップチェックリスト（以下「中期計画 FU チェックリスト」という）」に基づいて、教育研究活動等の自己点検・評価を行い、恒常的な活動として教育研究水準及び教育研究活動の向上と学校運営の改善に努めている。

【資料 2-1-1】

- ・本大学院は、【図 2-1-1】の「文化ファッション大学院大学における内部質保証システムの概念図」で示すとおり、最高責任者を学長、次に最高意思決定機関の教授会と内部質保証の推進に責任を負う「運営会議・内部質保証委員会」を配置し、内部質保証のコア（核）となる役割を形成するとともに責任体制を明確にしている。次に自己点検・評価の結果を取りまとめる「自己点検・評価委員会」の下、実質的に自主・自律的に自己点検・評価を行うサテライト（衛星）の役割として、研究科、各専攻、各委員会、教学事務室を配置している。加えて本大学院の自己点検・評価活動を客観的に検証する機能として「教育課程連携協議会」を設けている。以上の組織体制により、本大学院は教育研究活動及び学校運営等についての全学的な点検・評価活動を行っている。

【資料 2-1-2】 【資料 2-1-3】 【資料 2-1-a】 【資料 2-1-b】 【図 2-1-1】

【図 2-1-1】文化ファッション大学院大学における内部質保証システムの概念図



1. 運営会議・内部質保証委員会

学長を議長・委員長とする本大学院における全学的な内部質保証の推進に責任を負う組織。

- (1) 自己点検・評価の基本方針・計画決定
- (2) 自己点検・評価結果の検証
- (3) 自己点検・評価結果の対策・改善策の検討

2. 自己点検・評価委員会

教育研究活動及び学校運営の状況について恒常的に行う自己点検・評価に関する実務を担う組織。

- (1) 自己点検・評価項目の設定
- (2) 自己点検・評価の実施計画の策定
- (3) 自己点検・評価の結果の集約及び報告書作成

3. 教育課程連携協議会

自己点検・評価活動を客観的に検証する機能を有する組織。

- (1) 自己点検・評価結果の検討
- (2) 自己点検・評価活動への助言
- (3) 教育課程及び学校運営への助言

4. 研究科、各専攻、各委員会、教学事務室

内部質保証の基礎となる自己点検・評価を実施する単体組織。

- (1) 自己点検・評価の実施
- (2) 自己点検・評価活動への自覚と責任の受託

・以上の体制によって本大学院は内部質保証を機能させているが、最後にもう一点特徴を挙げる。それは教職員の人数が少ないことを背景に、研究科長、専攻長、コース主任教授、教学事務室事務長全員が、「運営会議・内部質保証委員会」「自己点検・評価委員会」「教育課程連携協議会」「教育・研究委員会」の委員を兼任している点である。従って、課題の発見を起点とする主な内部質保証に関する PDCA サイクルにおいて、一気通貫で効率的に意思決定を行い改善につなげる仕組みが確立されている。

2-2. 内部質保証のための自己点検・評価

①内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

②IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

- (1) 2-2 の自己判定

基準項目 2-2 を満たしている。

- (2) 2-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

①内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

・本大学院は全学的なレベルにおいては、「運営会議・内部質保証委員会」「自己点検・評価委員会」と各委員会、教学事務室、組織的なレベルにおいては各専攻、個人的なレベルにおいては各教員によるエビデンスに基づく自己点検・評価を行っている。その結果は報告書として「自己点検評価書」並びに「中期計画 FU チェックリスト」で取りまとめ、学内外と共有している。

1. 全学的自己点検・評価

- ・本大学院では、公益財団法人日本高等教育評価機構の基準に基づく「自己点検評価書」、独自の基準による「中期計画 FU チェックリスト」、三つのポリシーや院生の学修成果の達成状況を把握・評価する「アセスメントプラン」と各種アンケート調査を通じて全学的自己点検・評価を行っている。
- ・「中期計画FUチェックリスト」は、第1期中期計画(2018～2022年度)が令和4(2022)年度で終了したため、「運営会議・内部質保証委員会」において令和4(2022)年度に第2期中期計画(2023～2027年度)を策定し刷新した。その具体的なチェック項目として、「教育、入学者の受け入れ、学生支援、就職・キャリア支援、研究・研究支援、国際化、社会貢献・地域貢献、産官学連携」を掲げ、それぞれにアクションプランを設定し実施・評価をしている。その結果、本大学院は「中期計画 FU チェックリスト」を自己点検・評価の基軸を担う位置づけとしている。同チェックリストの今期と前期の相違点は、各アクションプランに対し可能な限り目標を数値化した点である。達成度の評価基準を数値化したことで、エビデンスに基づく自

己点検・評価の有効性を高めている。

このチェックリストの点検・評価は「自己点検・評価委員会」が行い、結果を「運営会議・内部質保証委員会」にて報告・承認後、教授会で教職員に説明・周知し資料を共有している。

【資料 2-2-1】 【資料 2-2-2】 【資料 2-2-3】 【資料 2-2-4】
【資料 2-2-5】 【資料 2-2-a】 【資料 2-2-b】

- ・また、教員の教育活動の点検と学生生活の満足度を図る調査として、「教育・研究委員会」の作業部会である「FD・SD ワーキンググループ（以下「FD・SD WG」という）」が「授業評価アンケート」、「学生生活委員会」が「学生生活満足度調査」を実施している。「授業評価アンケート」は前期末と後期末の年 2 回、「学生生活満足度調査」は毎年学年末に 1 回実施し、それぞれの結果は「FD・SD 研修会」と教授会で報告することで資料を教職員と共有している。
- ・以上の本大学院の自己点検・評価に関わる調査結果は、いずれも本大学院ホームページに掲載することで、本大学院の教育研究活動や内部質保証に関する情報を社会へ公開している。

【資料 2-2-6】 【資料 2-2-7】 【資料 2-2-8】
【資料 2-2-c】 【資料 2-2-d】 【資料 2-2-e】

2. 専攻別自己点検・評価

- ・ファッションクリエイション専攻、ファッションマネジメント専攻の各専攻では、「中期計画 FU チェックリスト」「授業評価アンケート」「学生生活満足度調査」等による各調査結果と院生からの要望を踏まえて、年度始めに目標や年次計画を立て、それぞれの専攻で自己点検・評価を実施し、その結果を教員の間で共有している。

【資料 2-2-f】 【資料 2-2-g】

3. 各教員別自己点検・評価

- ・「FD・SD WG」は各教員に対して、「授業評価アンケート」の検証作業として、「自己点検レポート」の提出を義務づけている。その内容はアンケート結果を踏まえた自己評価と現状の把握、並びに次年度に向けた改善点と目標の提示としている。すべての「自己点検レポート」は、学長、研究科長、各専攻長、各コース主任教授、FD・SD WG 長、教学事務室の間で共有している。

【資料 2-2-h】

②IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

- ・本大学院は小規模校であるため、教職員の人数も少なく独立した IR 担当組織を設置していないが、教学事務室がその業務を担い取り組んでいる。主な IR を活用したデータの収集・分析は、「授業評価アンケート」「学生生活満足度調査」「新入生アンケート」である。ただし、「学生生活満足度調査」については部分的に学園本部総務部企画課に業務を依頼することで、データ分析の有効性の向上に努めている。

- ・「授業評価アンケート」は前期末と後期末に行われ、「FD・SD WG」がその都度「FD・SD 研修会」として報告会を開催し、集計と分析結果を報告している。特に後期末の報告会では前期と合わせた集計・分析を、データの単純集計結果、及び学年別、コース別、学年・コース別のスコア比較による属性別クロス集計と経年推移の変化比較、CS 分析の方法を用いた優先改善項目の解析を全学、学年別、コース別に行っている。中でもCS 分析による優先改善項目においては、授業に対する院生の満足度の向上のために、設問項目の中から早急に改善を要する点を抽出している。
- ・「学生生活満足度調査」は、院生の学修時間・行動及び学生生活に対する満足度とニーズを把握するために、イベント、学生支援体制、施設・設備、学生生活全般、要望等を調査項目として挙げ、一人ひとりが学修に専念できるより良い環境を整備するための参考資料としている。その結果は教授会にて、「授業評価アンケート」の結果と同様にデータの単純集計結果に始まり、学年別、コース別、学年・コース別にスコアを比較した属性別クロス集計による分析結果を報告している。
- ・以上の IR を活用した調査・データは「FD・SD 研修会」や教授会での報告後、「運営会議・内部質保証委員会」でも改めて結果内容を検証し、適宜、当該部署に改善策を付託している。

【資料 2-2-4】 【資料 2-2-9】 【資料 2-2-c】 【資料 2-2-d】

2-3. 内部質保証の機能性

①学生の意見・要望の把握・分析、結果の活用

②学外関係者の意見・要望の把握・分析、結果の活用

③内部質保証のための学部、学科、研究科などと大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

(1) 2-3 の自己判定

基準項目 2-3 を満たしている。

(2) 2-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

①学生の意見・要望の把握・分析、結果の活用

- ・本大学院の主な院生の意見・要望の把握は、「授業評価アンケート」「学生生活満足度調査」、オフィスアワーにおける院生からの相談と、より充実した学生生活を送るために院生自身が主体となった自治組織である「学生会」における意見交換の場で行っている。

1. 学修支援と学修環境

- ・学修支援における授業内容に関するものは、「授業評価アンケート」より院生からの意見・要望を把握している。授業の担当教員はその内容を確認し、「自己点検レポート」の次年度の目標に反映させ、改善・向上に取り組んでいる。また、院生の2年間の学修に対する満足度は、「修了後進路報告書」における設問「カリキュラムに関するアンケート」からも意見・要望をくみ上げ、教育・研究の改善に努めている。

【資料 2-3-1】 【資料 2-3-3】 【資料 2-2-h】 【資料 2-3-a】

- ・その他の学修支援については、新年度の履修相談や研究科目における個人指導であるチュートリアルやゼミナールにおいて、院生が抱える課題の解決を図っている。
- ・学修環境に関しては、「学生生活満足度調査」「学生会」の定例会が主な情報収集の場となっている。その中で得られた院生の意見や要望については「運営会議・内部質保証委員会」で把握・評価し、「教育・研究委員会」「学生生活委員会」と各専攻で具体的に対応・改善を図っている。令和 6(2024)年度は、ファッションクリエイション専攻において課題の量とスケジュール、授業内容に対する要望があり、ファッションデザインコース、ファッションテクノロジーコース各々にて改善策を検討し、専攻会議にて報告している。

【資料 2-3-2】 【資料 2-3-3】 【資料 2-3-4】 【資料 2-2-f】

2. キャリア支援と学生生活

- ・キャリア支援と学生生活に関しては、「学生生活委員会」において課題の解決を図っている。
- ・「学生生活委員会」では、「キャリア支援ワーキンググループ」を組織し、キャリア支援体制を整備しており、毎年度実施している「新入生アンケート」や「学生生活満足度調査」にて院生の就職に関する意見や要望を把握し、支援内容の改善・向上に生かしている。

【資料 2-3-b】

- ・また、学生生活に関してもキャリア支援同様に「学生生活満足度調査」を基盤に意見・要望の把握を行っている。本大学院は小規模な運営であるが、調査の結果、院生からの要望としてコース・学年を超えた交流が少ないとの声が寄せられている。令和 6(2024)年度は「学生会」が年次目標に新入生歓迎会と修了記念パーティーの開催を掲げて実施し、院生の交流の場を設けている。

【資料 2-3-c】

②学外関係者の意見・要望の把握・分析、結果の活用

- ・学外関係者の意見・要望の把握は、主にファッションビジネスに関わる学外有識者、本大学院の教職員で構成した、「教育課程連携協議会」の開催において行っている。同協議会は、産業界等との連携により本大学院の教育課程を円滑かつ効果的に編成・実施することと、学校運営に関する課題の発見・解決を目的として開催している。
- ・令和 6(2024)年度は、令和 5(2023)年度の自己点検評価書を協議会資料として共有するとともに、テーマを「企業が求める人材像と社員教育」「本大学院の課題と担う役割」とし、教育研究と学校運営に関する意見・要望が寄せられている。この結果は本大学院のホームページで公開するとともに、「運営会議・内部質保証委員会」で検討し、教育研究に関する内容は「教育・研究委員会」に改善・向上の計画と実施を付託している。
- ・また、産学連携事業や業務委託事業に関わる学外関係者に対しては、事業終了後に実施するアンケートに、事業内容に関わる設問に加え本大学院に対する意見・要望の欄を設けることで、大学院運営の改善・向上に生かしている。

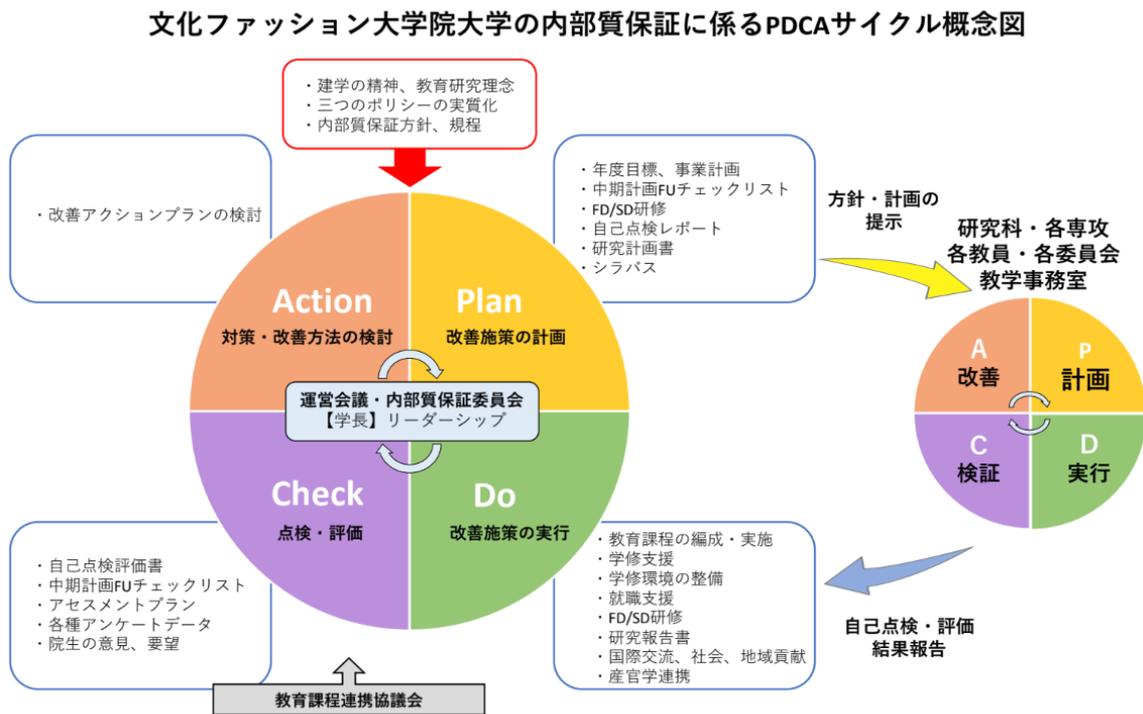
【資料 2-3-5】 【資料 2-3-6】 【資料 2-3-7】 【資料 2-3-8】
 【資料 2-2-e】 【資料 2-3-d】 【資料 2-3-e】

③内部質保証のための学部、学科、研究科などと大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

・本大学院は、1 研究科、2 専攻、3 コースという小規模な特性を生かしながら、三つのポリシーを起点とした全学的な内部質保証の責任を担う「運営会議・内部質保証委員会」の下、研究科、各専攻、各委員会、教学事務室による PDCA サイクルを回す仕組みを確立し、効率的に運用している。その構造は「文化ファッション大学院大学の内部質保証に係る PDCA サイクル概念図」により提示している。

【資料 2-3-9】 【資料 2-3-11】 【図 2-3-1】

【図 2-3-1】 文化ファッション大学院大学の内部質保証に係る PDCA サイクル概念図



・本大学院の PDCA サイクルの特徴は二つのサイクルで運営している点である。その一つ目がコア・サイクルとして、「運営会議・内部質保証委員会」が内部質保証の基軸となる各種データから点検・評価と問題の抽出を行い、自らが課題として解決を図る内容と当該部門に付託する内容に分けて、包括的に機能させている。二つ目はサテライト・サイクルとして、具体的な改善・向上のために「運営会議・内部質保証委員会」から付託を受けた各部門や各教員が、さらに点検・評価を行い解決策の計画・実施を行っている。以上の二つのサイクルは全学、専攻、各教員のレベルで建学の精神の具現化を目指し、本大学院のガバナンスを構築するとともに、三つのポリシーを基盤とする内部質保証の実質化を図るものである。

1. 全学的自己点検・評価・改善

- ・全学的自己点検・評価・改善は「運営会議・内部質保証委員会」の主導により行われ、点検評価の基軸を「自己点検評価書」「中期計画 FU チェックリスト」「アセスメントプラン」、各種アンケートデータ、院生の意見・要望を基軸としている。
- ・中でも最も重要な指標は、「中期計画 FU チェックリスト」である。このチェックリストを構成する分類項目は、既述したとおり公益財団法人日本高等教育評価機構の評価基準を参考に構成し、アクションプランの点検は内部質保証を担保することを前提としている。この点検・評価作業(C)は「自己点検・評価委員会」が行い、結果を「運営会議・内部質保証委員会」に報告し、課題の解決については協議の後、当該委員会や教学事務室、各教員に対して、改善計画(A)を指示し、実施計画(P)と実行(D)を付託している。

【資料 2-1-1】 【資料 2-2-2】 【資料 2-2-3】 【資料 2-3-f】

- ・「教育・研究委員会」は学修成果の評価方針について「アセスメントプラン」を作成し、「令和 6(2024)年度 第 11 回 教授会」にて審議し、策定された。既に内部質保証に係る PDCA サイクルの基盤として実施している施策も含まれるが、「アセスメントプラン」として整備することで、「指標」「実施責任部署」「結果の活用」を明示し、これまで以上に内部質保証の実質化を図る指針の役割を果たしている。令和 7(2025)年度からは、全学的な施策に対してそれぞれの実施責任部署を「運営会議・内部質保証委員会」「教育・研究委員会」「学生生活委員会」「教学事務室」とすることで、これまで以上に学修成果の把握・評価を強化していく。
- ・「授業評価アンケート」については、結果を「運営会議・内部質保証委員会」にて検証し、改善策を「教育・研究委員会」を通じて FD・SD WG が FD 研修会のテーマとして取り上げ改善に努めている。令和 6(2024)年度の FD 研修会では、令和 5(2023)年度の「授業評価アンケート」結果からの課題として「院生の授業に対する興味・関心」の向上を掲げ、「『興味、関心をもてた』を高めるための研修」と「インストラクショナルデザイン研修～ARCS モデルの活用～」を実施している。この研修により各教員は、「好奇心の醸成」を見直しの契機として授業内容・方法の改善に努めている。

【資料 2-3-9】 【資料 2-3-10】 【資料 2-3-f】

【資料 2-3-g】 【資料 2-3-h】

- ・「学生生活満足度調査」は「学生生活委員会」が結果の検証・分析を行い、委員会全体、キャリア支援、学生会別に年次目標を設定して改善に努めている。また院生による自由記述の内容は、「運営会議・内部質保証委員会」が評価・検討し、必要に応じて当該部署に改善を付託している。

【資料 2-3-11】 【資料 2-3-i】

2. 専攻別自己点検・評価・改善

- ・ファッションクリエイション専攻とファッションマネジメント専攻では、「中期計画 FU チェックリスト」「授業評価アンケート」「学生生活満足度調査」の結果に対し、

「運営会議・内部質保証委員会」からの付託案件と、独自の判断による改善策を併せて年次計画を策定し、PDCA サイクルを回している。

- ・「アセスメントプラン」については、これまでと同様に各専攻が「学修成果点検指標シート」「研究科目」の点検・評価を行い、その改善を実施していく。
- ・また、院生と教員の間で共有するシラバスの点検体制においては、「教育・研究委員会」の委員ですべての内容を点検し、不備のあるものについては改善を促している。以上のことから、シラバス作成においても PDCA サイクルを機能させている。

【資料 2-3-10】

3. 各教員別自己点検・評価・改善

- ・各教員は「授業評価アンケート」の結果を踏まえた「自己点検レポート」で改善点と次年度の目標を明らかにし、シラバスへの反映をもって教育の質保証に対する PDCA サイクルを機能させている。

【資料 2-2-h】

- ・また、本大学院では「教え方に関する研修会」として、授業のピアレビューを年 2 回行っている。各教員は相互に授業を見学し、「授業の展開方法や技術」「教材の内容（配布資料・スライド・板書・テキスト等）」「学生との相互コミュニケーション」などの観点で授業を評価するとともに、自身の授業に対する課題を認識しながら自主・自律的な教授法の改善に取り組んでいる。

【資料 2-3-j】

- ・加えて、本大学院は研究業績評価も内部質保証に係る重要な指標として認識している。これにより各教員に対して、毎年、年度の始めに研究概要と方法を記した「研究計画書」、年度末には研究実績を総括した「研究報告書」の提出を義務づけている。従って各教員が前年の実績を踏まえた次年度の研究計画を立案することで、自らが教育研究に関する自己点検・評価・改善を行っている。その間の学内及び学外における研究発表と論文の投稿、競争的研究費制度への応募等の研究活動は、「中期計画 FU チェックリスト」の評価対象となっており、教育の質保証を担保する役割を担っていると認識している。

【資料 2-2-3】 【資料 2-3-k】 【資料 2-3-1】

4. 大学院運営のための内部質保証の仕組み

- ・本大学院の運営に関する改善・向上の PDCA サイクルは、5 カ年の中期計画を基に毎年策定される事業計画をもって機能させている。この策定にあたっては、「中期計画 FU チェックリスト」をはじめとする自己点検・評価の結果を踏まえ、中期計画の達成を促す仕組みと位置づけている。この中期計画と連動させた事業計画の実行・評価・改善のサイクルは大学院運営の内部質保証を担保している。

【資料 2-3-m】

5. 自己点検・評価、認証評価などの結果の積極的な公表・説明

- ・既述した「自己点検評価書」並びに「中期計画 FU チェックリスト」は、本大学院のホームページでトピックスを設けて公表することで学外関係者への周知のきっかけをつくり、院生には教学事務室よりメールにて周知している。また「自己点検評価書」を「教育課程連携協議会」の資料として活用することで、協議会の外部委員に対して本大学院の内部質保証への理解と支持を得られるよう努力をしている。

【資料 2-3-12】 【資料 2-3-13】 【資料 2-3-14】 【資料 2-3-15】

【基準 2 の自己評価】

(1) 成果が出ている取組み、特色ある取組み

- ・本大学院の成果・特色ある取組みとして、「中期計画 FU チェックリスト」を取り上げる。このチェックリストは、第 1 期の中期計画(2018～2022 年度)時に達成度を測る点検・評価の指標として策定された。現在の第 2 期では中期計画に基づきながら、公益財団法人日本高等教育評価機構の評価基準を参考にした評価項目とアクションプランで構成することで、教育研究活動と学校運営に関わる本大学院の自己点検評価としての性格を色濃く反映している。
- ・また、可能な限り数値化した目標と結果の 3 段階表示は、点検・評価を行う「自己点検・評価委員会」の委員のみならず、全教職員が評価後の改善に向けた施策検討への意識を高める効果も生まれている。その結果、同チェックリストは内部質保証を実質化するための PDCA サイクルを強く機能させていると認識する。
- ・加えて、評価結果は教授会にて教職員へ周知するとともに、本大学院ホームページに掲載することで、院生や学外関係者に向けた内部質保証の状況を説明する社会的責任も担っている。以上から、本大学院は「中期計画 FU チェックリスト」を成果・特色ある取組みとして位置づけている。
- ・令和 6(2024)年度の結果は、該当なしの 1 項目を除いた 37 項目の総評価指標に対して 35 項目を達成と評価している。本大学院はこの結果を内部質保証が実質化されていることとして受け止めており、今後も PDCA サイクルによる不断の検証を継続していく。

【資料 2-2-3】 【資料 2-3-13】

(2) 自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など

- ・令和 6(2024)年度は三つのポリシーの見直しを行っているが、その中で発見された問題を内部質保証の課題として取り上げる。
- ・現在、カリキュラム・ポリシーはディプロマ・ポリシーの実質化を目的に、教育課程の編成、教育方法、学修成果について説明を加えている。一方でファッションビジネスの分野においては、市場やファッション知財を取り巻く情勢が著しい変化を見せている。従って建学の精神の具現化のためには、社会が求める人材像の水準を明らかにし、教育内容全体に反映させていく必要があると認識する。
- ・以上を踏まえ、各コースで設定するファッションデザイナー、モデリスト、ファッションビジネスにおける経営管理者像には現在、そして近い将来においてどのような能力が求められるのか。必要とされる能力を再検討し、教育課程の編成と授業内容に反映させ

ていくことを課題とする。

(3) 課題などに対する改善状況と今後の取組み予定

- ・ 基準 1 で取り上げた課題「修了生が建学の精神に則った活躍をしているかの検証が必要」とも連動させながら、次代に向けて本大学院が育成すべき人材像を明らかにしていく。具体的には「教育課程連携協議会」からの助言も交え、「運営会議・内部質保証委員会」で、社会が求めるそれぞれの人材像を想定し必要な能力を抽出する。
- ・ 次に三つのポリシー及びカリキュラムにおいて、現在の編成・内容と照らし合わせながら改善策を図る。結果は「教育・研究委員会」で検討し、「運営会議・内部質保証委員会」で討議後、各専攻において改善していく。この過程によって建学の精神を具現化する人材育成を目的とした、新たな履修モデルが明示されると認識する。
- ・ 以上の課題の解決は、ファッションビジネスに携わる修了生からの継続的な聞き取り調査を加えることで、人材像の水準を起点とした教育課程の編成と授業内容の見直しを図る PDCA サイクルの仕組みが機能していくものと判断する。

基準 3. 学生

3-1. 学生の受入れ

①アドミッション・ポリシーの策定と周知

②アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

③入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

(1) 3-1 の自己判定

基準項目 3-1 を満たしている。

(2) 3-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

①アドミッション・ポリシーの策定と周知

- ・本大学院では、建学の精神に基づき、使命・目的及び教育研究上の目的を踏まえてアドミッション・ポリシーを策定し、研究科全体としてのアドミッション・ポリシーの下、各専攻でのポリシーを策定している。アドミッション・ポリシーを含む三つのポリシーは、社会情勢や教育環境の変化に対応できるよう、「運営会議・内部質保証委員会」で継続的な見直しを図っている。令和 5(2023)年度からの「中期計画(2023～2027 年度)フォローアップチェックリスト（以下「中期計画 FU チェックリスト」という）」では、アドミッション・ポリシーを含む三つのポリシーの見直しを施策の一つとしており、今後も継続して見直しを実施していく。
- ・アドミッション・ポリシーについては、学生募集要項及びホームページへの掲載、学校説明会等にて周知を行っている。
- ・令和 6(2024)年度から「新入生アンケート」にアドミッション・ポリシーに関する項目を追加し、アドミッション・ポリシーの認知度を測っている。

【資料 3-1-1】 【資料 3-1-2】 【資料 3-1-a】 【資料 3-1-b】 【表 3-1-1】

【表 3-1-1】 アドミッション・ポリシー

ファッションビジネス研究科	
本大学院の建学の精神と教育理念のもと、ファッションビジネスにおいて明確な問題意識を持ち、その解決をもって新たな価値や知財を創造することを研究目的と考える人材を受け入れる。	
ファッション クリエイション 専攻	次世代ファッションビジネスを創造する、デザイナーやモデリスト等のクリエイターを目指すためのビジョンを明確に描き、その達成に向けて意欲と情熱を持って研究できる人材を受け入れる。
ファッション マネジメント 専攻	次世代ファッションビジネスをグローバルな視点で創造するキャリアビジョンを明確に描き、その達成に向けて意欲と情熱を持って研究できる人材を受け入れる。

②アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

- ・専攻ごとにアドミッション・ポリシーに沿った入学試験区分・受験資格・選考方法を定め、入学試験を実施している。入学試験区分については、「プレゼンテーション・面接」のみ実施していた社会人入試ではアドミッション・ポリシーに沿った資質を持つ人材が

を判断することが難しいため、令和 7(2025)年度入試から社会人入試を廃止し、一般入試に統一している。また、日本語を母語としない外国籍者においても同様の試験区分としている。なお、日本語を母語としない外国籍者については、大学院受験に必要な受験資格に加え、日本語能力に関する条件も定めている。

【資料 3-1-b】 【資料 3-1-c】

- ・入学試験問題の作成及び答案の採点は、「文化ファッション大学院大学入試判定会議規程」に基づき、毎年度、各専攻会議によって選出された教員により実施している。専攻ごとの「入試判定会議」において、出願書類、筆記試験、面接等を総合的に判定・協議し、教授会での審議を経て学長が入学者を決定している。
- ・入学者選抜方法は、前年度の入試結果を踏まえ専攻ごとに検討した上で、変更を要した場合「教育・研究委員会」において協議し、教授会にて審議後、学長が決定することにより適切に運営している。令和 7(2025)年度入試からは、各専攻の一般入試の試験時間を見直し、ファッションクリエイション専攻の一般入試の筆記試験科目は「研究計画書」60 分間、「小論文」60 分間とし、ファッションマネジメント専攻の一般入試の筆記試験科目は「英語」60 分間、「小論文」60 分間としている。また、ファッションクリエイション専攻の「研究計画書」については、令和 8(2026)年度入試から設問を一部変更することが決定している。各専攻ともに実施していた「プレゼンテーション・面接」については、令和 7(2025)年度入試からは、事前提出物を課すことにより「プレゼンテーション」を廃止し、よりアドミッション・ポリシーに沿った資質を持つ人材かを判断するために面接官との質疑応答を主とする「面接」を 15 分間実施している。
- ・令和 3(2021)年度入試から、コロナ禍で入国できない海外在住の受験希望者のために、本学園の海外事務所・窓口がある国・地域に限り、各事務所・窓口が準備した会場での受験も可能とした。令和 7(2025)年度入試までは、引き続き海外在住の受験希望者の利便性を考慮し、海外受験を継続して実施していたが、海外からの入国制限の緩和や実物作品の評価、対面での「面接」の重要性から、「教育・研究委員会」及び「運営会議・内部質保証委員会」で審議し、令和 8(2026)年度入試からは、日本会場でのみ入学試験を実施することに決定している。

【資料 3-1-3】 【資料 3-1-4】 【資料 3-1-c】

【資料 3-1-d】 【資料 3-1-e】 【資料 3-1-f】

③入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

- ・令和 7(2025)年度の入学者数、在籍者数は【表 3-1-2】に示したとおりである。令和 7(2025)年度Ⅱ期入試から、新たに補欠者を設けており、合格者の入学手続き状況により欠員が生じた場合に補欠者を繰り上げ合格としている。入学定員に対する入学者数の比率は、ファッションクリエイション専攻 1.30 倍、ファッションマネジメント専攻 1.26 倍であった。ファッションビジネス研究科全体の入学定員に対する入学者数の定員超過率は 1.28 倍であり、適切な入学者数を確保している。
- ・収容定員に対する在籍者数の比率は、ファッションクリエイション専攻 1.21 倍、ファッションマネジメント専攻 1.21 倍であった。ファッションビジネス研究科全体の収容

定員に対する在籍者数の充足率は 1.21 倍であり、適切な在籍者数を維持している。

【表 3-1-2】

【表 3-1-2】 入学者数、在籍者数 [令和 7(2025)年 5 月 1 日現在 単位：人]

専攻	コース	入学者数			在籍者数		
		A 入学定員	B 入学者数	B/A	C 収容定員	D 在籍者数	D/C
ファッション クリエイション	ファッション デザイン	50	40	1.30 倍	100	79	1.21 倍
	ファッション テクノロジー		25			65	
ファッション マネジメント	ファッション 経営管理	30	38	1.26 倍	60	73	1.21 倍
ファッションビジネス研究科 合計		80	103	1.28 倍	160	194	1.21 倍

- ・ 入学定員に沿った適切な院生の受け入れ数の維持と質の高い多様な院生を受け入れるための取り組みとして、戦略的な広報活動を行っている。令和 5(2023)年度からの「中期計画 FU チェックリスト」では、Web 広報を施策の一つとしており、SNS による情報発信の強化を行い、結果として Instagram 及び Facebook のリーチ数は年々増加している。本大学院のイメージ動画や、文化ファッション大学院大学ファッションウィークのメイキング動画等をホームページ、SNS に掲載する等多様な広報活動を行っており、その結果、入学定員を上回る人数の志願者を獲得している。上記のように募集活動を行いつつ、入学試験によって質の高い学生を選抜することで、入学定員・収容定員に沿って在籍学生を適切に確保している。

【資料 3-1-a】

3-2. 学修支援

①教員と職員の協働をはじめとする学修支援体制の整備

②TA(Teaching Assistant)の活用をはじめとする学修支援の充実

(1) 3-2 の自己判定

基準項目 3-2 を満たしている。

(2) 3-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

①教員と職員の協働をはじめとする学修支援体制の整備

- ・ 院生の充実した研究活動、学修を多面的に支援するため、専任教員と職員の両方が委員となる教職員協働の「教育・研究委員会」「学生生活委員会」、その他各種特別委員会等を設置している。定期的に年 11 回開催している「教育・研究委員会」では、教育運営や履修に関する事項等を管轄し、「学生生活委員会」では、院生の自治組織運営の支援やキャリア支援等に関する事項を管轄している。各委員会においては、学生満足度向

上のために環境の変化や院生の質的变化をアンケートや日々の院生とのコミュニケーションからとらえ、ニーズに応じた支援体制を整備している。

【資料 3-2-2】 【資料 3-2-3】 【資料 3-2-a】

- ・教育現場と学修環境を整備するため、指導の効率化、安全な学修環境の維持を目的としたオンラインツールである Google Workspace for Education Plus を導入している。Google ドキュメント、Google スプレッドシート、Google スライドによる資料や課題のデジタル化の推進、Google ドライブや Google クラブルームによる教職員と院生の資料や課題の共有、院生の課題や修学状況の一元化等を行い、学修支援体制を整備している。その他にも効果的な学修を支援するために多岐にわたるツールを導入している。例えば、創作活動を支援するソフトウェア（Adobe 社の Photoshop や Illustrator 等）やネットプリントサービスの提供、主にファッションクリエイション専攻の院生が課題や作品制作で使用する CAD 及び 3DCAD 等の導入、主にファッションマネジメント専攻の院生が課題や研究活動で使用するオンラインデータプラットフォーム（Statista）の導入が挙げられる。

【資料 3-2-b】

- ・教職員協働の学修支援の取り組みとしては、修了までに必要な単位を修得できるよう、教学事務室による入学時オリエンテーションでのアナウンス、履修登録期間中の窓口・メール等での対応を通じてフォローする体制を整えている。また、新学期には各コースの担当教員による個別の履修指導を実施している。その結果、院生は各自の学修目的の達成と必要単位数の修得に向けた学修を円滑に進めることができている。

【資料 3-2-c】 【資料 3-2-d】 【資料 3-2-e】

②TA(Teaching Assistant)の活用をはじめとする学修支援の充実

- ・TA 等の制度は現在整備していないが、「文化ファッション大学院大学助手規程」を基に、本大学院の教育研究の円滑な実施を支援するため、各専攻において助手を採用している。また、助手とともに教員と院生をサポートする副手・アルバイトも採用している。令和 7(2025)年度に在職している助手 1 人と副手・アルバイト 4 人のうち 4 人は本大学院の修了生であり、より院生に近い立場から院生をサポートし、創作活動や研究活動におけるフォローアップ体制を整えている。

【資料 3-2-4】

- ・授業以外でも院生が教員に気軽に相談や質問ができるよう、オフィスアワー制度を設けている。院生は自身が在籍している専攻やコースに関わらず、どの教員にも質問や相談をすることができる。全教員のオフィスアワーの日時一覧については、各研究室や掲示板等への掲示と「学生生活ガイド」での周知を行い、院生がいつでも日時を確認できる体制を整えている。オフィスアワーに設定した時間以外でも、院生の要望に応じて個別の面談を行う等の柔軟な対応をとっている。

【資料 3-2-5】

- ・障がいのある学生への合理的な配慮については、本学園内の「学生生活支援室」内に「障がい学生支援室（学習サポート塾）」があり、「学校法人文化学園 障がい学生支援規程」及び「学校法人文化学園 障がい学生支援委員会規程」に基づき、障がいのある学生からの申し出に対する相談・支援を行う体制を整備し、配慮を行っている。院生には、「学生生活ガイド」にて「学生生活支援室」及び合理的な配慮について周知している。

【資料 3-2-1】 【資料 3-2-6】 【資料 3-2-f】

【資料 3-2-g】 【資料 3-2-h】 【資料 3-2-i】

- ・本大学院では障がいのある学生への合理的な配慮を実施するため、FD・SD 研修の一環として、合理的な配慮に対する教職員の理解を深める研修を計画し、実行した。

【資料 3-2-j】

- ・中途退学、休学、留年等に関しては、教学事務室及び各専攻で情報共有を行い、「教育・研究委員会」で改善方策などを検討し、抑制に向けた取り組みを行っている。具体的には、全院生・全科目を対象に、授業の出席状況が芳しくない院生の情報を定期的に Google スプレッドシートへ記入し、全教職員で共有している。欠席が多い院生には、個別に教学事務室の担当者がヒアリングを行い、学修に関してどのようなことが支障になっているか、問題の把握や本人の意識改善を行えるように指導している。精神面でのケアを必要としている院生には、ニーズに合わせて本学園内の「学生相談室(なんでも相談室)」の案内をする等の支援を行っている。また、経済的理由による中途退学、休学を防止するために、学費の延納を認めており、その内容を適宜案内している。中途退学、休学等の申し出があった際は、コース内の担当教員と面談を実施して、改善に向けたアドバイスやサポートを行っている。中途退学や休学等になった場合は、その理由について教授会にて全教職員で共有し、今後の院生との関わり方の情報として活用している。このように院生には修学の継続について考える機会を提供し、退学・休学等の抑制に努めている。

【資料 3-2-7】 【資料 3-2-k】

- ・GPA(Grade Point Average)制度の活用により、成績不振者とされる GPA3.0 未満の院生に対して、各コースのコース主任教授が面談指導を行っている。この面談を通じて学修姿勢や学生生活の改善等を指導し、学修の意欲を高めることにつなげている。

【資料 3-2-l】

3-3. キャリア支援

①教育課程におけるキャリア教育の実施

②キャリア支援体制の整備

(1) 3-3 の自己判定

基準項目 3-3 を満たしている。

(2) 3-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

①教育課程におけるキャリア教育の実施

- ・キャリア支援に関する科目として「インターンシップ」を設置している。同科目では修了後のキャリアを視野に入れ、各自の専門性の追究と業界・業態・業種・職種の理解を深めることを目的としている。

【資料 3-3-1】 【資料 3-3-2】 【資料 3-3-a】 【資料 3-3-b】 【資料 3-3-c】

②キャリア支援体制の整備

- ・「学生生活委員会」では「キャリア支援ワーキンググループ」を組織し、キャリア支援体制の整備を行っている。ワーキンググループは「文化ファッション大学院大学学生生活委員会規程」に基づき、委員長が指名した教職員で構成されている。ワーキンググループでは、各専攻・各コースの就職支援を行うことに加え、本学園の附属学生支援機関である「学園就職支援室」と連携し、支援内容の充実を図っている。また、就職支援に加えて、進路状況の取りまとめを実施し、「学生生活委員会」にて報告を行うとともに委員会の活動報告として教授会にて情報共有する仕組みを整えている。

【資料 3-3-1】 【資料 3-3-3】 【資料 3-3-d】

- ・具体的な支援内容として、就職支援ガイダンスの開催、求人票及び企業説明会情報の配信を行っている。令和 6(2024)年度は就職支援ガイダンスを 3 回開催した。第 1 回 1 年次生向け就職支援ガイダンスでは、就職活動の流れ・企業研究方法・履歴書の書き方等の基礎知識を解説、第 2 回では人材広告企業による就職・採用情報サイト活用方法の解説を実施、第 3 回では、面接や作品審査対策講座を開催した。総合職と専門職で試験内容の異なるファッション業界特有の就職試験に対応するため、ガイダンスや配信情報の内容に配慮している。また、留学生比率の高い在学生状況に対応するため日本独自の就職活動の解説や在留資格に関する情報提供等を実施している。「学園就職支援室」では、合同企業説明会、外国人留学生対象就職ガイダンス、個別企業による説明会、キャリアアドバイザーによる個別面談等を行っている。

【資料 3-3-4】 【資料 3-3-e】 【資料 3-3-f】

- ・相談、助言体制に関しては、各コースの履修相談に加えて、チュートリアル及びゼミナール担当教員が就職・進学に関する相談と助言を実施している。さらに希望者に対しては、「学園就職支援室」による個別相談も実施している。

【資料 3-2-e】

- ・その結果、令和 6(2024)年度の就職率は 80.4%であった。なお、就職率は就職希望者に対する就職者数の割合を示している。就職先はアパレル業界を中心に、デザイナー、パタンナー、企画職、営業職、生産管理職、販売職等への就職を実現している。

【資料 3-3-g】

3-4. 学生サービス

①学生生活の安定のための支援

(1) 3-4 の自己判定

基準項目 3-4 を満たしている。

(2) 3-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

① 学生生活の安定のための支援

- ・ 院生に対する学生サービスは教学事務室が中心となって対応している。また、厚生補導課外活動のための組織として「学生生活委員会」を設置している。さらに、より充実した学生生活を送るために院生自身が主体となりつくられる自治組織「学生会」では、各学年・各コースから選出した代表院生により組織された「学生会運営委員会」が中心となり活動している。「学生会運営委員会」の活動には「学生生活委員会」の担当教職員が付き、助言や支援を行う体制が整っている。半期に2度以上開催される「学生会運営委員会」の定例会では、院生の意見交換や院生主体のイベントなどの企画運営にあたっている。「学生会運営委員会」主催のイベントとして令和6(2024)年7月に新入生歓迎交流会、令和7(2025)年3月に修了記念パーティーを開催し、院生の学校生活の充実につながる活動支援を行っている。

【資料 3-4-1】 【資料 3-4-2】 【資料 3-4-a】 【資料 3-4-b】

- ・ 学生の身体的健康管理については健康管理センターを設置し、学校医・産業医が週2回来校、看護師3人が常勤している。体調不良時の対応、外傷の応急処置、健康相談を行い、必要に応じて「学生生活支援室」、非常勤精神科医、近隣病院への案内も行っている。4月に全学生を対象に健康診断を実施し、結果通知とともに2次健診の説明を行い、必要時は学校医が面接を行っている。入学時には健康調査票を記入して提出してもらい、学校生活を送る上での問題点がないか把握している。AED（自動体外式除細動器）、車いすを設置し、緊急時対応に備えている。院生及び教職員には、応急処置方法やAEDの設置場所と使用方法、「救急車要請マニュアル」等を「学生生活ガイド」にて周知している。

【資料 3-2-f】 【資料 3-4-c】 【資料 3-4-d】

- ・ 心身の健康については、本学園の「学生生活支援室」が対応している。健全な発達と成長及び現代の学生のニーズに即した生活向上を支援することを目的として、「学生相談室（なんでも相談室）」「学生交流支援室（だれでも談話室）」「障がい学生支援室（学習サポート塾）」の3室が連携し、円滑に機能できるような体制を整えている。利用案内については「学生生活支援室」のリーフレット、ホームページで情報を周知している。「学生相談室（なんでも相談室）」には臨床心理士のカウンセラー4人を配置し、一日2、3人体制で、学生生活のあらゆる問題に関する相談の窓口として、教職員や関係諸部局との連携強化に努めており、心身に関する健康相談、心的支援、生活相談等を適切に行っている。また、「学生交流支援室（だれでも談話室）」は、本学園が目指す多様性・国際性を実現するために、様々な文化的背景や個性を持つ学生が垣根なく集える広場として、学生の精神的・社会的な発達と成長を促進する活動を行っている。

【資料 3-2-f】 【資料 3-2-i】 【資料 3-2-k】 【資料 3-4-e】

- ・ハラスメント問題については「学校法人文化学園 ハラスメント防止等に関する規程」「学校法人文化学園 ハラスメント防止等に関する規程（別紙 1）【学外相談窓口の情報及び運用について】」「文化学園 ハラスメント問題対応フロー図」を定めている。院生がハラスメントを受けた際に相談を受ける「ハラスメント相談員」は各コースの教員と職員が担当し、相談方法や窓口については、「学生生活ガイド」にて周知している。

【資料 3-2-f】 【資料 3-4-f】 【資料 3-4-g】 【資料 3-4-h】

- ・経済的支援については教学事務室が担当しており、院生に対して適切に奨学金制度の案内やその手続きを行っている。奨学金制度には「文化ファッション大学院大学奨学金」「日本学生支援機構奨学金」「地方公共団体・民間団体奨学金（外国人留学生対象含む）」等があり、詳細については学校案内、ホームページ、「学生生活ガイド」等で案内し、院生の個別の要望に対応している。

【資料 3-2-f】 【資料 3-4-i】 【資料 3-4-j】

- ・意欲的に学ぼうとする優秀な院生を支援するための本大学院独自の奨学金として、各専攻の成績上位者に年間授業料相当額を全額支給するスカラシップ制度「文化ファッション大学院大学奨学金」を整備し、「スカラシップ選考委員会」で選考している。令和7(2025)年度の受給者は、5人である。

【資料 3-4-3】 【資料 3-4-k】

3-5. 学修環境の整備

①校地、校舎などの学修環境の整備と適切な管理運営

②図書館の有効活用

③施設・設備の安全性・利便性

(1) 3-5 の自己判定

基準項目 3-5 を満たしている。

(2) 3-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

①校地、校舎などの学修環境の整備と適切な管理運営

- ・本大学院は、東京都渋谷区代々木3丁目22-1にキャンパスを有し、法人設置の各校（本大学院、大学、専門学校2校）を同キャンパス内に併設している。本大学院の校地面積は15,216㎡、校舎面積は6,226㎡としており、収容定員160人に対して十分な校地・校舎面積を確保している。

【資料 3-5-a】

- ・本学園が保有している校地、施設（校舎・学生会館・倉庫等）について、良好で安全な教育研究環境を維持していくために、優先すべき課題や取り組みについて総合的に判断し策定した「中長期整備計画」に基づき施設整備を実施している。また、業務委託をしている施設マネジメント会社と共同で運営される「防災センター」を設置し、24時間

体制で設備監視や警備業務にあたっている。日常点検及び定期点検、法定点検、清掃業務についても業務委託し、毎月開催される「総合管理定例会議」において情報を共有し、不備があれば現場検証し改善・指導に努めている。

- ・令和 5(2023)年度に、学園本部施設部に「キャンパスデザイン推進室」が設置され、キャンパスマスタープランの策定に向けた検討を行っている。これにより、本大学院の使命・目的及び教育研究上の目的を「中長期整備計画」に反映させ、キャンパスの創造的な再生に向けた企画・立案等を行っている。
- ・令和 5(2023)年 4 月から全学無線 LAN「文化 Wi-Fi」のサービスを開始し、院生は本学園建物内のどこでも無線利用が可能になり、情報機器を学修に利用しやすいよう整備している。院生には、入学時オリエンテーションや「学生生活ガイド」にて利用方法を周知している。

【資料 3-5-1】 【資料 3-5-2】 【資料 3-2-f】

②図書館の有効活用

- ・図書館は本学園設置の各校と共用する施設で、本大学院の校舎に隣接しているため、院生や教員が来館しやすい場所にある。閲覧室を含む本学園建物内は無線 LAN 利用が可能で、個人席 51 席は電源が利用できるほか、資料の検索、データベースやオンラインジャーナルの閲覧、画像処理、文書作成などができるように、貸出用を含め 22 台のパソコンを提供している。その他に、グループ学習室にはパソコン 3 台とプロジェクターを設置している。さらに以下のとおり、院生の研究・創作が十分に行えるように環境を整備している。

1. 所蔵資料

図書は約 26 万冊、雑誌は約 3,400 タイトルを所蔵し、そのうち雑誌約 680 タイトルを継続して受け入れている。雑誌は学術誌、コレクション誌、トレンドブックや業界紙も含めて活発に利用されている。服飾関連分野を中心に国内外の資料を網羅的に収集している。特に利用の多い雑誌のバックナンバーは服飾雑誌室に配架し、自由に閲覧できるようにしている。また、本大学院の紀要は冊子で所蔵しているほか、「文化学園リポジトリ」に収録しホームページで公開している。このほかに、データベース 20 種類、オンラインジャーナル約 6,000 タイトルや電子書籍は約 2,700 点を提供している。また、VPN 接続により学外から主な電子リソースを利用できるようにしている。所蔵資料のうち、16 世紀から 19 世紀以前に刊行された服飾関連の貴重書コレクションの一部をデジタル化し、貴重書デジタルアーカイブとして公開し利用に供している。

2. 利用者サービス

平日の開館時間は 9 時から 19 時 30 分まで、試験期前の繁忙期は 20 時まで開館し、最終授業終了後も十分に利用が可能である。院生の貸出冊数は学園内共用校の専門学校生や学部（1～3 年）生より 10 冊多い 20 冊で、1 カ月間の貸出ができる。図書館のホームページからは所蔵の有無や利用状況等が確認できるほか、オンラインで貸出予約や貸出期間の延長、資料の購入リクエストや文献複写の依頼ができる。

3. 活用状況

令和6(2024)年度の院生1人当たりの入館回数は18.4回で、学園内平均の9.1回と比べてもかなり多い。1人当たりの貸出冊数は4.4冊で学園内平均の3.2冊より多い。院生が貸出目的の利用だけではなく、図書館を学修スペースとして有効に活用していることがわかる。

【資料 3-5-3】 【資料 3-5-4】

③施設・設備の安全性・利便性

・3-5-①で述べたとおり「中長期整備計画」に基づき、以下の観点から本大学院と学園本部が連携して施設・設備の安全性・利便性の確保を行っている。

1. 施設・設備の適切な維持管理と安全性の確保

メンテナンスサイクル構築による計画修繕の観点から施設整備を実施している。また、特定建築物定期調査や消防設備点検等の法定点検を活用し、施設の安全性を確保している。耐震化については、保有しているすべての建物の耐震補強工事が完了しており、日本私立学校振興・共済事業団の「私立学校校舎等実態調査」に基づき算出される耐震化率は100%となっている。一方、特定天井をはじめとする非構造部材の耐震対策への対応が遅れており、「中長期整備計画」に基づき段階的に進めていく予定である。

2. 社会変化に対応した教育環境とサステナブルキャンパスの形成

建物の長寿命化と温室効果ガス排出量の削減に努め、サステナブルキャンパスとして環境に配慮した施設整備を進めている。各改修工事においてエネルギー効率の高い省エネ型機器を選定し、環境負荷低減に努めている。

3. 多様な利用者への配慮とパブリックスペースの充実

誰もが利用できるユニバーサルデザインに配慮した施設づくりを推進している。このうち、バリアフリー化については、バリアフリーマップを作成し、スロープや多目的トイレ、自動ドアの設置などの整備を行っている。

【資料 3-5-5】 【資料 3-5-b】

【基準3の自己評価】

(1) 成果が出ている取組み、特色ある取組み

- ・優れた実物資料による教育・研究を目指して昭和54(1979)年に開館した本学園附属施設「文化学園服飾博物館」は、日本及び世界の優れた服飾資料を約20,000点収集し、年4回の企画展を行って公開している。教職員及び院生の服飾文化の理解や創作に貢献している。
- ・ファッション情報センターとしての機能を担うべく平成11(1999)年に開設した本学園附属施設「文化学園ファッションリソースセンター」は本大学院の教育研究に貢献している機関の一つである。「テキスタイル資料室」「映像資料室」「コスチューム資料室」

「企画室」の4室で構成している。

1. 「テキスタイル資料室」

テキスタイルに関する資料と情報を多面的に提供している。基本的な素材から最新トレンド素材まで、常時 8,000 点の実物ハンガー見本と 10,000 点以上のデータベースを保有している。テキスタイルは、日本の産地別に配架しており、閲覧と同時に日本の地場を知ることができる。配架されているテキスタイルは授業用標本として使用するほか、コンテストやファッションショー等の作品制作にも大きく寄与している。また、デジタルプリンターを設置しオリジナルのテキスタイルが製作でき、プリントデザインの講習会も年2回開催している。

2. 「映像資料室」

パリ、ミラノ、ロンドン、ニューヨーク、東京の各ブランド、デザイナーのコレクション作品をはじめ、芸術、紀行等多岐にわたる映像資料をモニターで視聴可能である。パリ・オートクチュールの作品や前述の5大都市の画像を検索できるデータベースを保有している。多種多様な映像資料を視聴できることにより、課題をはじめ作品づくりの発想のヒントになっている。また、過去のコレクション映像の所蔵もありファッションや風俗の変遷等の研究にも役立っている。

3. 「コスチューム資料室」

本学園内のファッションショー作品、デザイナー作品やコンクール「装苑賞」作品、帽子や靴、アクセサリ等服飾関連実物標本を 35,000 点あまり保有し、データベースでの管理を行っている。通常は授業用標本として役立てているほか、コンテストやファッションショー等の作品制作の参考資料としての使用や美術館、アートスペース、国内外のイベント、映像作品などへの衣装協力も行っている。

4. 「企画室」

展示、セミナーやコンテスト等外部とのコラボレーションをはじめとする企画を開催し、定期的にデザイナー作品やテキスタイルの展示、講演会、ワークショップを開催している。その他産地見学ツアー、学生支援企画の運営、卒業生等を対象としたリソースクラブの運営等学生のモチベーションを高める企画を提案、開催している。

- ・「文化学園服飾博物館」「文化学園ファッションリソースセンター」以外の特色ある施設としては、アパレルCAD実習室、ニューテクノロジー実習室、捺染実習室、デジタルテキスタイル演習室、コンピュータニット実習室、その他作品制作に必要な機材やソフトを院生が使用できるよう整備し、教員が随時使用方法を指導している。

(2) 自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など

- ・FD・SD研修の一環として、合理的な配慮に対する教職員の理解を深める研修を実施したことで、障がいのある学生が合理的な配慮の申し出をしやすい環境の整備が課題であ

ることがわかった。

(3) 課題などに対する改善状況と今後の取組み予定

- ・「学生生活委員会」が中心となり、障がいのある学生が合理的な配慮の申し出がしやすいよう要支援学生の支援（合理的配慮）に関するフローチャートや申請書等を整備し、ホームページやオリエンテーションで案内できるよう令和 7(2025)年度中に整備をする。

基準 4. 教育課程

4-1. 単位認定、卒業認定、修了認定

①ディプロマ・ポリシーの策定と周知

②ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準などの策定と周知、厳正な適用

(1) 4-1 の自己判定

基準項目 4-1 を満たしている。

(2) 4-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

①ディプロマ・ポリシーの策定と周知

・本大学院では、建学の精神、教育理念、使命・目的、教育研究上の目的を踏まえ、ディプロマ・ポリシーを【表 4-1-1】のとおり明確に策定している。ディプロマ・ポリシーは、「運営会議・内部質保証委員会」において策定され、検証が行われている。その検証結果に基づき、対策・改善策を検討し、継続的な質の向上を図っている。

【表 4-1-1】

【表 4-1-1】ディプロマ・ポリシー

ファッションビジネス研究科	
新たなファッション価値及び知財の創出や実践を可能にする能力の修得を学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）とする。	
ファッション クリエイション 専攻	<p>本研究科・専攻の定める修了要件（修了作品及びポートフォリオを制作し、審査に合格すること）を満たし、ファッション知財を創造するために必要な以下に示す能力を備えたと認められること。</p> <p>■ファッションデザインコース</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 服を創り上げる造形力 2. アイデアを発見しデザインとして表現する分析・発想力 3. デザインをファッションビジネスへと昇華させる統合力 <p>■ファッションテクノロジーコース</p> <ol style="list-style-type: none"> 4. 衣服デザインを具現化するための設計・制作力 5. 新たなテクノロジーを活用し、デザインにつなげ発展できる応用力 6. 技術を商品化に結び付ける提案力
ファッション マネジメント 専攻	<p>本研究科・専攻の定める修了要件（修了研究プロジェクト報告書の審査に合格すること）を満たし、ファッション知財を創造しビジネスに具現化させるために必要な以下に示す能力を備えたと認められること。</p> <p>■ファッション経営管理コース</p> <ol style="list-style-type: none"> 7. ファッションビジネスの課題発見・解決能力 8. ファッション企業を起業、経営管理する思考・分析・意思決定力 9. ファッション知財をグローバルに事業化する推進・運営力

・ディプロマ・ポリシーは、ホームページで学内外に公表し、毎年度始めに院生に配布す

る「履修要項」にも掲載し周知している。また、学校説明会や新入生の入学時オリエンテーション、入学直後に行う3コース合同の必修科目である「ファッションビジネスアイデアソン」でも説明を行っている。非常勤講師を含む教職員には、毎年度始めの講師会において周知している。

【資料 4-1-1】 【資料 4-1-2】 【資料 4-1-3】 【資料 4-1-4】

②ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準などの策定と周知、厳正な適用

1. 単位認定基準の策定

- ・単位認定は「学則」第8条において、「本大学院において、授業科目を履修した者に対しては、試験その他の本大学院が定める適切な方法により学修の成果を評価して単位を与える」と定めている。
- ・「学則」同条において、「成績評価は学修成果、授業への参加意欲等を総合して決定し、その評価は次による。90点以上をAA、80点以上90点未満をA、70点以上80点未満をB、60点以上70点未満をC、60点未満をEとし、C以上を合格、Eを不合格とする。またP（認定）を置き、科目の可否のみを判定する評価とする」と定めている。評価に対する達成度の水準を明確にするため、「履修要項」では【表 4-1-3】の「成績評価基準表」を用いて説明している。

【表 4-1-2】 【表 4-1-3】

【表 4-1-2】 成績評価基準

成績（点）	評価
100-90	AA
89-80	A
79-70	B
69-60	C
59-0	E

【表 4-1-3】 成績評価基準表

	AA(100～90点)	A(89～80点)	B(79～70点)	C(69～60点)	E(59～0点)
評価基準	履修目標を越えたレベルを達成している。	履修目標を達成している。	履修目標と到達目標の間にあるレベルを達成している。	到達目標を達成している。	到達目標を達成できていない。
評価基準の説明	授業の範囲を越える内容までを自主的な学修で修得していることが認められる。	履修目標の水準をほぼ修得している。授業の内容をほぼ修得したことが認められる。	履修目標と到達目標の中間に位置しており、今後も努力することを勧める。	到達目標の水準をほぼ修得しているが、さらなる努力が必要である。	到達目標に達していない。授業のねらいの水準に達するには相当の学修が必要である。

- ・すべての授業科目は、カリキュラムマップで示された関連ディプロマ・ポリシーを踏ま

えて設定された授業目的・方針に基づく到達目標の達成をもって単位を認定するものとする。到達目標とは、授業において院生が身につける最低限の基準であり、合格ラインであるC評価に相当する。

- ・「学則」第9条において、「各専攻において教育上有益と認めるときは、本大学院の学生が他の大学院において履修した授業科目について、修得した単位数がその専攻の修了要件として定める単位数の2分の1を超えない範囲で本大学院において修得したものとみなすことができる」と定めている。
- ・「学則」第10条において、「各専攻において教育上有益と認めるときは、本大学院の学生が当該専攻に入学する前に大学院において履修した授業科目について履修した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）を当該専攻に入学した後の当該専攻における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる」と定めている。

2. 修了認定基準の策定

- ・「学則」第11条において、「専門職学位課程の修了要件は、各専攻に2年以上在学し、所定の授業科目を履修し、50単位（ファッションクリエイション専攻では「修了作品」及び「ポートフォリオ」の審査での合格、ファッションマネジメント専攻では「修了研究プロジェクト報告書」の審査での合格を含む）以上を修得した者を修了者とする」と定めている。
- ・ファッションクリエイション専攻の「修了作品」及び「ポートフォリオ」、ファッションマネジメント専攻の「修了研究プロジェクト報告書」は、「文化ファッション大学院大学学位審査基準」に基づいて厳正に審査される。

3. 単位認定基準・修了認定基準の周知

- ・単位認定基準、修了認定基準については、毎年度始めに院生に配布する「履修要項」に掲載し周知している。また、新入生の入学時オリエンテーションでも説明を行っている。

4. 単位認定基準の厳正な適用

- ・すべての科目のシラバスには、履修目標から抽出された評価項目と、【表 4-1-2】に示された水準で構成されたルーブリックを明示し、院生へ周知している。科目の担当教員は、このルーブリックに基づいて成績を評価し、単位認定を厳正に行っている。

5. 修了認定基準の厳正な適用

- ・「文化ファッション大学院大学学位規程」において、学位授与について定め、修了認定基準を厳正に適用している。

【資料 4-1-4】 【資料 4-1-5】 【資料 4-1-6】 【資料 4-1-7】
【資料 4-1-8】 【資料 4-1-9】 【表 4-1-2】 【表 4-1-3】

4-2. 教育課程及び教授方法

①カリキュラム・ポリシーの策定と周知

②カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

③カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

④教養教育の実施

⑤教授方法の工夫と効果的な実施

(1) 4-2 の自己判定

基準項目 4-2 を満たしている。

(2) 4-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

①カリキュラム・ポリシーの策定と周知

・本大学院では、教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）を【表 4-2-1】のとおり明確に策定している。カリキュラム・ポリシーは、「運営会議・内部質保証委員会」において策定され、検証が行われている。その検証結果に基づき、対策・改善策を検討し、継続的な質の向上を図っている。

【資料 4-2-1】 【資料 4-2-2】 【表 4-2-1】

【表 4-2-1】カリキュラム・ポリシー

ファッションビジネス研究科	
<p>ディプロマ・ポリシーに掲げる能力を培うために、高度な理論と実践を融合し、基礎から実践、研究までを網羅した専門領域・分野の科目で教育課程を編成する。授業は、講義、演習、又はそれらの併用で実施する。科目には、専門領域・分野とレベル、授業形態でナンバリングを行い、体系的な教育課程を明示する。</p>	
<p>ファッション クリエイション 専攻</p>	<p>■ファッションデザインコースが編成する教育課程 ファッションビジネスの造形及びデザインに関する領域・分野の発展的科目を1年次に、実践的科目を2年次の必修科目に配置する。研究科目は1年次から2年次にかけて必修科目として配置し、研究テーマに基づいた作品及びポートフォリオを作成する。1年次から2年次にかけて、それぞれの領域・分野の選択科目を配置し、院生は自分の将来のキャリアに必要な科目を選択して履修できる。</p> <p>■ファッションデザインコースの教育課程における教育方法 チュートリアルによる個人指導、ディスカッション、フィールドワーク、各自の研究・創作を追求できる産業界と連携したグループワークを実施する。</p> <p>■ファッションデザインコースの学修成果</p> <ul style="list-style-type: none"> ・衣服設計の専門的な知識とテクニック、並びに素材加工やデジタル技術の活用方法を修得している。 ・分析・発想力を培うための知識と、課題の設定・解決によるファッションデザインの創造プロセスを修得している。 ・ブランディングや商品企画、社会課題の基礎知識を学び、デザイン価値の創造スキルを修得している。 <p>■ファッションテクノロジーコースが編成する教育課程 ファッションビジネスのテクノロジーに関する領域・分野の発展的科目を1年次に、実践的科目を2年次の必修科目に配置する。研究科</p>

	<p>目は1年次から2年次にかけて必修科目として配置し、研究テーマに基づいた作品及びポートフォリオを作成する。1年次から2年次にかけて、それぞれの領域・分野の選択科目を配置し、院生は自分の将来のキャリアに必要な科目を選択して履修できる。</p> <p>■ファッションテクノロジーコースの教育課程における教育方法 ゼミナールによる個人指導、ディスカッション、フィールドワーク、各自の研究・創作を追求できる産業界と連携したグループワークを実施する。</p> <p>■ファッションテクノロジーコースの学修成果</p> <ul style="list-style-type: none"> ・衣服設計の専門的な知識と衣服制作の高度なテクニックを修得している。 ・新しいテクノロジーに関する知識と、それを活用した発展的な衣服制作のテクニックを修得している。 ・市場における商品を技術的に分析し、商品力を高める制作能力を修得している。
<p>ファッション マネジメント 専攻</p>	<p>■ファッション経営管理コースが編成する教育課程 ファッションビジネスの経営管理に関する領域・分野の基礎的、実践的科目及び研究科目を1年次の必修科目に配置する。2年次には指導教員のゼミナールに所属し、修了研究プロジェクトの論文を作成する。さらに、1年次から2年次にかけて、それぞれの領域・分野の選択科目を配置し、院生は自分の将来のキャリアに必要な科目を選択して履修できる。</p> <p>■ファッション経営管理コースの教育課程における教育方法 ゼミナールによる個人指導、グループワーク、ディスカッション、ディベート、各自の研究テーマを追求できるリサーチワークを実施する。</p> <p>■ファッション経営管理コースの学修成果</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ファッション業界の動向分析と課題解決のための高度な専門知識を修得している。 ・理論と実践を融合し論理的に考えることができる。 ・世界のファッション市場の理解と戦略立案の知識、異文化コミュニケーションのスキルを修得している。

- ・カリキュラム・ポリシーは、ホームページで学内外に公表し、毎年度始めに院生に配布する「履修要項」にも掲載し周知している。また、学校説明会や新入生の入学時オリエンテーション、入学直後に行う3コース合同の必修科目である「ファッションビジネスアイデアソン」でも説明を行っている。非常勤講師を含む教職員には、毎年度始めの講師会において周知している。

【資料 4-2-3】 【資料 4-2-4】

②カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

- ・本大学院では、院生が学位を授与されるために達成すべき学修成果を明示しており、その学修成果の目標はディプロマ・ポリシーを実現することである。また、カリキュラム・ポリシーは、ディプロマ・ポリシーに掲げる能力を修得するために策定されている。したがって、各専攻・コースの教育課程は、カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーの一貫性を確保しつつ、高度な理論と実践を融合させ、基礎から実践、研究までを網羅した専門領域・分野の科目で編成されている。

【資料 4-2-3】

③カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

- ・本大学院ではカリキュラム・ポリシーに沿った教育課程編成を可視化するために、カリキュラムマップを作成している。このマップは、カリキュラムの順序、体系、科目配置の整合性を明示し、専門職大学院として必要な科目が適切に配置されているかを確認するためにも活用されている。また、授業科目とディプロマ・ポリシーとの関係性を示しており、教育課程全体の中で各授業科目の位置づけや履修の目的を把握できる。これにより、院生は計画的な学修を行うことが可能となり、自らの学びを意識的に進めることで効果的な学修を促進している。

【資料 4-2-3】 【資料 4-2-5】

- ・本大学院では、高度な理論と実践の融合を図るため、産業界や地方自治体と連携した産学連携プロジェクトを実施している。
ファッションクリエイション専攻では、「修了研究・創作」として産学連携共同研究プロジェクトを行い、企業ごとに研究テーマを設定し、研究・創作を行う。院生は自ら考案したデザインやテクノロジーを反映して作品制作を行い、企業に研究成果として提案している。一方、ファッションマネジメント専攻では、院生が主体的に課題を発見し解決する能力を養うために、「PBL（プロジェクトベースドラーニング）」を導入している。院生は、1年次前期に学んだファッションビジネスの経営管理の知識や分析手法を活用し、実践的に学修する機会を得ている。このような産学連携プロジェクトの取り組みにより、院生は実務における実践的なスキルを修得している。
- ・本大学院のシラバスは、授業目的・方針、履修目標、到達目標、授業計画、授業外学修時間の目安、評価方法、関連ディプロマ・ポリシーなどを詳細に記載し、院生の学修を促すツールとして機能させている。
- ・シラバスの作成にあたっては、担当教員にシラバスガイドを周知し、ガイドに沿って作成している。
- ・作成したシラバスに対しては「教育・研究委員会」が、関連ディプロマ・ポリシーを踏まえた授業内容であるかを点検することで、教育課程編成を俯瞰して確認している。
- ・各担当教員は初回授業のオリエンテーションにおいて、シラバスを活用し授業の概要を説明している。
- ・シラバスは本大学院ホームページにて公開しており、院生はホームページまたは Web 履修の画面からも必要に応じて閲覧することができる。

【資料 4-2-7】 【資料 4-2-8】 【資料 4-2-9】 【資料 4-2-a】 【資料 4-2-b】

- ・単位修得のための学修の質を担保するために、各科目のシラバスにルーブリックを活用した成績評価の項目と基準、授業外学修時間の目安を明示し、単位修得要件を院生に周知している。
- ・「専門職大学院設置基準」第4章第11条に則り、履修単位の上限を定め、「細則」に示している。各年次にわたって適切に授業科目を履修するために、1年間に履修科目として登録することができる単位数の上限を35単位と定め、単位制度の実質化を図っている。

【資料 4-2-6】 【資料 4-2-a】

④教養教育の実施

- ・本大学院では、ファッションビジネスにおける専門的な領域・分野の科目以外に、幅広い学問を横断的に学び、多角的な視点とアプローチ手法を身につけるため、「教育・研究委員会」で検討後、リベラルアーツに関する領域・分野の科目を設置し、「科目ナンバリングコード」で表記している。

【資料 4-2-10】

⑤教授方法の工夫と効果的な実施

- ・本大学院は、カリキュラム・ポリシーに基づき高度な理論と実践の融合を図るため、アクティブ・ラーニング、フィールド・スタディなどの特色のある教授法を取り入れている。

1. アクティブ・ラーニング

- ・ファッションビジネスの課題に対する考察やファッション企業の事例分析を事前に学修した上で、院生は授業内でプレゼンテーションを実施する。その内容を基に、クラス内でディスカッションやディベート、グループワークを行い、主体的で実践的な深い学びを実現している。さらに、留学生に対しては、授業内容や専門用語の理解を深めるために、積極的にコミュニケーションを取ることを心がけている。
- ・研究科目ではゼミナールやチュートリアル形式で個別指導が行われる。院生は教員とのディスカッションを通じて問題意識を明確にし、研究スキルを修得する。これにより、院生は自身の研究過程を点検・把握でき、優れた研究成果を目指して研究を深化させることができる。

2. フィールド・スタディ

- ・座学で修得した知識に加えて、展示会や専門機関、生産現場、店舗などへの訪問や見学を通じて、現場における調査・研究活動を実施する。これにより、院生の学びに対する興味・関心を高め、ファッション領域の専門的な理論と実践を多角的に学修することができる。

3. インターンシップ

- ・院生は、自らの専門領域に適合する国内外のファッション関連企業で80時間以上の実

実践的な就業を体験する。この就業経験を通じて、自己のキャリア設計や就業意識について深く考える有効な機会を得られている。

4. 特殊・工業用機器の導入

- ・ファッションクリエイション専攻ではデザイン・生産の現場で使用されている特殊・工業用機器を積極的に導入し、それらの機器を活用したデザイン、制作方法を学ぶ実践的な教育を行っている。
- ・専用のソフトウェアやハードウェアを使用する科目では、履修制限を設けることで授業の受講者数を適切に管理し、教育効果を高める環境を整備している。

【資料 4-2-3】 【資料 4-2-a】

4-3. 学修成果の把握・評価

①三つのポリシーを踏まえた学修成果の把握・評価方法の確立とその運用

②教育内容・方法及び学修指導などの改善へ向けての学修成果の把握・評価結果のフィードバック

(1) 4-3 の自己判定

基準項目 4-3 を満たしている。

(2) 4-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

①三つのポリシーを踏まえた学修成果の把握・評価方法の確立とその運用

- ・本大学院では、研究科、専攻、コースのディプロマ・ポリシーを踏まえ、院生が修得すべき学修成果を【表 4-3-1】のとおり定めている。学修成果の把握・評価の方法は、「運営会議・内部質保証委員会」において策定され、検証が行われている。その検証結果に基づき、対策・改善策を検討し、継続的な質の向上を図っている。

【表 4-3-1】

【表 4-3-1】 修得すべき学修成果

ファッションビジネス研究科	
ファッション クリエイション 専攻	<p>■ファッションデザインコースの学修成果</p> <ul style="list-style-type: none"> ・衣服設計の専門的な知識とテクニック、並びに素材加工やデジタル技術の活用方法を修得している。 ・分析・発想力を培うための知識と、課題の設定・解決によるファッションデザインの創造プロセスを修得している。 ・ブランディングや商品企画、社会課題の基礎知識を学び、デザイン価値の創造スキルを修得している。 <p>■ファッションテクノロジーコースの学修成果</p> <ul style="list-style-type: none"> ・衣服設計の専門的な知識と衣服制作の高度なテクニックを修得している。 ・新しいテクノロジーに関する知識と、それを活用した発展的な衣服制作のテクニックを修得している。

	<ul style="list-style-type: none"> 市場における商品を技術的に分析し、商品力を高める制作能力を修得している。
ファッションマネジメント専攻	<ul style="list-style-type: none"> ■ファッション経営管理コースの学修成果 ファッション業界の動向分析と課題解決のための高度な専門知識を修得している。 理論と実践を融合し論理的に考えることができる。 世界のファッション市場の理解と戦略立案の知識、異文化コミュニケーションのスキルを修得している。

- これらの学修成果は、【表 4-3-2】の「アセスメントプラン」に定めた項目ごとに、実施責任部署が具体的な指標を設定して調査及び点検することで、把握・評価されている。これにより、学修成果を継続的に向上させるための基盤を整備している。
- 学修成果とアセスメントプランは、履修要項で院生に明示している。

【資料 4-3-1】 【資料 4-3-2】 【資料 4-3-3】 【資料 4-3-4】 【表 4-3-2】

【表 4-3-2】アセスメントプラン

NO	名称	時期	対象	指標	手法	実施責任部署	結果の活用
1	授業評価アンケート	学期末	全学生	履修科目の授業の満足度、内容、方法、参加度、目標達成度、環境	Google フォーム	教育・研究委員会 (FD・SD ワーキンググループ)	教育・研究委員会の FD・SD ワーキンググループが分析結果を FD・SD 研修で全教職員に報告し、全学および各専攻・コース、各科目の授業方法やシラバスの改善、学修環境の充実、情報公開に活用する。
2	自己点検レポート	学期末	全教員	担当科目の自己評価、今後の改善点と目標、学生の学修成果の向上のための提案・要望	Google フォーム	教育・研究委員会 (FD・SD ワーキンググループ)	授業評価アンケートをもとに教員が教育研究活動を点検・評価し、授業内容及び教授法の改善に活用する。
3	成績不振者の調査	学期末	全学生	成績不振者の状況 (GPA、修得単位数)、成績不振者の個別指導	面談	教学事務室 各専攻・コース	コース主任教授が個別に面談し、成績不振の原因を把握することで、院生の学修支援・改善に活用する。
4	学修成果点検指標シート	適宜	全学生	研究科目の評価観点における学修目標と自己評価	学修成果点検指標記入シート	各専攻・コース	各専攻・コースの担当教員が点検、評価することで、院生の学修支援・改善に活用する。
5	研究科目	学期末	全学生	各専攻・コースの学修成果	研究科目の成果物	各専攻・コース	学期末の研究の成果物を点検、評価することで、院生の DP を踏まえた学修成果の把握・評価に活用する。
6	学生生活満足度調査	年度末	全学生	学修時間・行動及び学生生活に対する満足度とニーズ	Google フォーム	教育・研究委員会 学生生活委員会	調査の分析結果を教授会で全教職員に報告し、全学および各専攻・コースの教育研究活動の改善、及び情報公開に活用する。
7	修了後進路報告書	年度末	2 年生	修了者の進路状況とカリキュラムに対する満足度	Google フォーム	運営会議・内部質保証委員会	修了者の進路状況を把握し、DP の把握・評価と就職状況の情報公開に活用する。カリキュラムに対する満足度を把握・評価し、全学および各専攻・コースのカリキュラムの改善に活用する。

②教育内容・方法及び学修指導などの改善へ向けての学修成果の把握・評価結果のフィードバック

- アセスメントにより得られた学修成果の把握・評価の結果は、【表 4-3-2】の「結果の活用」に記載されているとおり、授業内容や教授法、シラバスの作成、院生の学修支援の改善に役立てられている。

【資料 4-3-5】 【資料 4-3-6】 【資料 4-3-7】 【資料 4-3-8】 【資料 4-3-9】
【資料 4-3-10】 【資料 4-3-11】 【資料 4-3-12】 【資料 4-3-13】

【基準 4 の自己評価】

(1) 成果が出ている取組み、特色ある取組み

本大学院では、高度な理論と実践の融合を図るための産学連携プロジェクトとして、以下

のような特色ある取り組みを実施している。

・株式会社ヴェスト（ファッションデザインコース）

「織りネーム共同研究プロジェクト」

院生は株式会社ヴェストが取り扱う織りネームについての特徴、製造工程等を理解した後、織りネームのデザイン開発と修了作品への活用方法の研究を行った。開発したデザイン案について製造工場からは専門的なアドバイスを受け、製作を委託し、完成した織りネームを活用した修了作品の制作を行った。本プロジェクトはデザイナーの実務である服飾副資材の調達を行い、製造工場への委託製作を経験することにより、現実的かつ再現性のあるデザインを学ぶ実践的な取り組みとなった。



・YKK株式会社（ファッションテクノロジーコース）

「BFGU×YKK株式会社 AiryString® 共同研究プロジェクト」

院生はYKK株式会社のファスナー AiryString® を使用した新たなファスナーの活用法や、デメリットに対する解決策の立案などの研究を行った。ファスナーに関する専門知識のアドバイスを受けながら、デザイン、パターンメイキング、縫製の多角的視点から作品制作を行った。年度末の成果発表会にて個々の作品発表を実施し、企業からの評価を受け、創造性及び設計・制作力、現場における知識やスキルを修得した。企業においても院生ならではの新しい視点を商品開発へとつなげていくことで双方において実践的で有意義な取り組みとなった。



・株式会社ゴールドウイン（ファッションテクノロジーコース）

「BFGU×株式会社ゴールドウイン Pattern Making 共同研究プロジェクト」

院生は、株式会社ゴールドウインによるアウトドアウェア製品のパターンメイキングの特別講義を受講し、そこで得た自身の問題意識を明らかにするため「修了研究・創作」で研究し作品制作を行った。株式会社ゴールドウインのパタンナーからは、アウトドアウェア製品の市場性を考慮した衣服設計や縫製仕様に関する実践的な指導を受け、院生は自身の研究に反映させた。現役パタンナーのプロフェッショナルな知識やスキル、実務的な視点を直接学ぶことができる貴重な経験は、院生の専門性を高め、将来のキャリアにおいて大いに役立つ取り組みとなった。



・GeekOut 株式会社（ファッション経営管理コース）

「メタバース時代におけるデジタルファッションとリアルファッションの共創プロジェクト」

院生は GeekOut 株式会社から提供された Roblox のデジタルアイテム売上データを分析し、メタバース・ファッション・エコシステムにおける構造的課題を特定した。さらに、その課題の解決のために、ファッションデザイン領域の学生や有識者を対象に意識調査を実施し、調査結果を分析して課題の根本原因を導き出した。これらの結果を基に、院生は GeekOut 株式会社の担当者と議論を重ね、ファッションデザイナーのメタバース参入障壁を低減する解決策を提案した。本プロジェクトは企業のイノベーション戦略を考え、次世代デザイナーの育成を支援する実践的な教育の取り組みとなった。

・株式会社 OPA（ファッション経営管理コース）

「SNS マーケティング共同研究プロジェクト」

院生は株式会社 OPA の協力により、研究対象施設である横浜 VIVRE の店舗見学と同社の SNS 運用における課題点のヒアリングを実施した。さらに、ターゲット顧客となる Z 世代の意識調査を行い、分析結果からファッション商業施設において Z 世代が好む SNS コンテンツの要素を抽出した。これらの調査結果を基に、院生と株式会社 OPA の担当部署のスタッフが議論を行い、ファッション商業施設の魅力を伝達することを目的とした SNS コンテンツ（ショート動画）を制作した。院生は「Z 世代が魅力を感じる SNS コンテンツとは何か？」という問いへの答えを導き出し、ファッション商業施設における効果的な SNS 運用の一助となる知見を得た。本プロジェクトは産学連携によって効果的なデジタルマーケティング推進のための実践的な解決策を得る取り組みとなった。

- ・墨田区・株式会社和興（ファッション経営管理コース）

「東アジア、東南アジア諸国における WASHI-TECH 事業のコミュニケーション戦略プロジェクト」

院生はアパレル業界の川上に位置する中小企業を多く抱える墨田区の産業振興課と縫製メーカーである株式会社和興と連携し、BtoB 中心で事業を行う企業の BtoC 事業及び海外進出をサポートした。院生は、株式会社和興が抱える課題を明らかにし、海外進出における事業進出先の選定と現地でのコミュニケーション戦略・施策を立案した。本プロジェクトは、日本のファッション関連企業が抱える様々な課題を、院生が事業者との共同ワークを通じて直接学ぶことに意義があり、経営資源が不足するファッション関連中小事業者の経営サポートにもつながった。院生は将来的にファッション企業の経営管理者になる際の課題発見・解決能力、並びに思考・分析・意思決定力を養う貴重な学修機会を得る取り組みとなった。

(2) 自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など

- ・ファッションクリエイション専攻会議で、アパレルメーカーの商品企画を実践的に学修できるカリキュラムが不足しているとの声が上がった。企業デザイナーを志す院生も多くいるため、産学連携の共同研究プロジェクトを通して商品企画能力を高めるカリキュラムの策定を課題とする。

(3) 課題などに対する改善状況と今後の取組み予定

- ・ファッションクリエイション専攻会議において、アパレルメーカーの商品企画を実践的に学修できるカリキュラムの策定について協議した。令和 8(2026)年度実施に向け、共同研究を行う企業の選定及びカリキュラム内容を検討する。

基準 5. 教員・職員

5-1. 教育研究活動のための管理運営の機能性

①学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

②権限の適切な分散と責任の明確化

③職員の配置と役割の明確化

(1) 5-1 の自己判定

基準項目 5-1 を満たしている。

(2) 5-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

①学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

- ・「学則」第 24 条において「学長は、本大学院の校務をつかさどり、所属の教職員を統督する」と定めており、学長は本大学院の意思決定と運営の責任者であることを表している。
- ・学長が適切なリーダーシップを発揮するための補佐体制として、「学則」第 24 条において「副学長は、学長を補佐して学長に事故あるときはその職務を代理し、学長が欠員のときはその職務を行う」と定め、本大学院に副学長を置くことができるようにしている。
研究科長の役割については、「文化ファッション大学院大学研究科長・専攻長・コース主任教授規程」にて「研究科長は、学長を補佐して研究科の教育研究に関する業務を掌握する」と定め、研究科長は必要な企画及び学内の意見調整等において学長の補佐を行っている。さらに、事務業務を進める上では事務長が補佐を行っており、学長がリーダーシップを適切に発揮できる体制を構築している。
- ・教授会、「運営会議・内部質保証委員会」「入試判定会議」においては、学長が会を招集してその議長となると規程に明記しており、議長を務め参加者の意見を聞き、会議を運営し最終的意思決定を行っている。また、学長は、所属教職員が、学長方針、中期的な計画、学校法人経営情報を十分理解できるよう、これらを積極的に周知し共有することに努めており、本大学院の目的を達成するため、リーダーシップを発揮し、本大学院運営を統括し、所属教職員を統督している。

【資料 5-1-2】 【資料 5-1-3】 【資料 5-1-4】 【資料 5-1-a】 【資料 5-1-b】

②権限の適切な分散と責任の明確化

- ・本大学院では、意思決定に関する組織図のとおり、本大学院の意思決定に関する組織上の位置づけ及び役割が明確になっており、執行を担う教職員を適切に配置することで、権限の適切な分散と責任を明確化している。
- ・本大学院は教育研究に関する重要な事項を審議する機関として教授会を組織し、審議する事項については「文化ファッション大学院大学教授会規程」に定め、定例に開催し機能させている。
- ・教授会の下に、「運営会議・内部質保証委員会」「教育・研究委員会」「学生生活委員会」「自己点検・評価委員会」等の各種委員会を置き、主要な委員会については、委員会規程において役割を明確化している。各委員会において重要な事項について協議が終

了したときは、その結果を教授会に報告し、学長は、教授会で審議された事項について最終決定している。

- ・「運営会議・内部質保証委員会」は、本大学院全体の円滑な運営を図ることを目的に設置している。学長が議長となり、研究科長、専攻長、コース主任教授、事務長が参画し、運営に関わる重要事項を協議し、本大学院の意思決定に関する会議体としての役割も担っている。
- ・学生の懲戒（退学、譴責）処分については、「学則」及び「学生懲戒に関する規程」に基づき、手続きは学長により適切に定められている。

【資料 5-1-1】 【資料 5-1-2】 【資料 5-1-4】 【資料 5-1-5】 【資料 5-1-6】
【資料 5-1-7】 【資料 5-1-8】 【資料 5-1-9】 【資料 5-1-c】 【資料 5-1-d】 【資料 5-1-e】

③職員の配置と役割の明確化

- ・本学園は、三つの組織（教育組織、本部組織、収益事業組織）で構成されており、職員の配置と役割については、「学校法人文化学園 職制」及び「学校法人文化学園 分課分掌業務規程」により、各組織の職務分掌を定め、各職員の役割を明確化し、適切な事務執行ができる体制を整えている。

【資料 5-1-10】 【資料 5-1-11】 【資料 5-1-12】

- ・本大学院の事務については、総括する事務長の下、教務関連、学生関連、入試広報等の各担当者を配置している。また、職員は、各委員会に委員として参画し、教学事務室としての庶務を担当するとともに、委員として必要な意見を述べ、教員と職員が協働し、本大学院の教育研究活動のための管理運営を遂行している。

【資料 5-1-f】 【資料 5-1-g】

- ・職員の採用・昇任については、「学校法人文化学園 職員就業規程」「学校法人文化学園 職能資格制度規程」「学校法人文化学園 人事考課規則」を定め、適切に運用している。

【資料 5-1-13】 【資料 5-1-14】 【資料 5-1-15】

5-2. 教員の配置

①教育研究上の目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任などによる教員の確保と配置

(1) 5-2 の自己判定

基準項目 5-2 を満たしている。

(2) 5-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

①教育研究上の目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任などによる教員の確保と配置

- ・「文化ファッション大学院大学 教員組織の編成方針」を策定し、教育研究上の目的を踏まえた教員の組織編制に関する基本方針を明確にしている。また、この方針に基づき

文化ファッション大学院大学

本大学院の教育課程を運営するために必要な教員を確保し、適切に配置している。

【資料 5-2-1】 【資料 5-2-a】

- ・本大学院の専攻別教員の数は、【表 5-2-1】に示すとおり、「専門職大学院設置基準」第 5 条及び「大学院設置基準」第 9 条に定められた設置基準上必要な専任教員の数を満たしている。

【表 5-2-1】

【表 5-2-1】 専攻別専任教員の数 [令和 7(2025)年 5 月 1 日現在 単位：人]

専攻	専任教員の数			設置基準上必要な専任教員の数		
	教員数 (内実務家教員数)	研究指導 教員数(内教授)	研究指導 補助教員数	教員数 (内実務家教員数)	研究指導 教員数(内教授)	研究指導 補助教員数
ファッション クリエイション	12 (9)	8 (4)	4	8 (3)	6 (4)	2
ファッション マネジメント	11 (7)	9 (5)	2	9 (3)	7 (5)	2
合計	23 (16)	17 (9)	6	17 (6)	13 (9)	4

- ・教員人事については、本大学院全体の円滑な運営を図ることを目的として組織している「運営会議・内部質保証委員会」で、各専攻の意向を尊重し、補充が必要な専門領域や職位等を検討している。その結果、欠員と年齢構成から予測される教員数の推移に鑑み、計画を立て、教員数及び教授数の維持に人員が必要な場合は、公募や推薦による採用を行っている。

【資料 5-2-6】

- ・教員の任用（採用・昇任）については、「文化ファッション大学院大学専任教員の任用に関する規程」と「文化ファッション大学院大学教員選考委員会の運用細則」に基づき、職位別資格基準に従い、候補者の教員選考審査書類等を学長、研究科長、専攻長、コース主任教授、事務長で構成される「教員選考委員会」で審査している。そして、学長は、審査結果について教授会の審議を経て承認し理事長に報告しており、理事長は、その承認された者の中から任用すべき者を決定し任命している。

【資料 5-2-2】 【資料 5-2-7】

- ・助手の採用については、「文化ファッション大学院大学助手規程」に基づき、公募、推薦により応募のあった採用候補者の履歴書、その他必要書類の確認及び学長面接を行い、学長の推薦に基づき理事長が任命している。

【資料 5-2-3】

- ・助教及び助手の採用にあつては、原則として任期制教員とし、任期については、「文化ファッション大学院大学任期制教員に関する規程」「文化ファッション大学院大学任期

制教員に関する規程細則」に定めている。任期期間中の業績審査については、教員個人調査書、教育研究業績書、コース主任教授の推薦書を学長に提出し、「教員選考委員会」で業績の審査を行っている。

【資料 5-2-4】 【資料 5-2-5】 【資料 5-2-7】

5-3. 教員・職員の研修・職能開発

①FDをはじめとする教育内容・方法などの改善の工夫・開発と効果的な実施

②SDをはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

(1) 5-3 の自己判定

基準項目 5-3 を満たしている。

(2) 5-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

①FDをはじめとする教育内容・方法などの改善の工夫・開発と効果的な実施

・教育研究活動の向上のために、「教育・研究委員会」に「FD・SD WG」を組織し「FD・SD 研修目的・方針」に基づき計画した組織的なFDを実施している。

【資料 5-3-1】 【資料 5-3-2】 【資料 5-1-c】

・組織的に実施したFDは次のとおりである。

1. 教員相互による授業のピアレビューの実施

授業の質向上を目的に、「教え方に関する研修会」を年2回実施している。非常勤講師を含む全教員を対象とし、授業を視聴できる機会を設けられるよう対面及びオンデマンド形式で行っている。各教員は相互に授業を見学し、「授業の展開方法や技術」「教材の内容（配布資料・スライド・板書・テキスト等）」「学生との相互コミュニケーション」などの観点で評価したレポートを提出している。提出されたレポートは教職員全体で共有し、自主・自律的な教授法の改善に取り組んでいる。

総レポート数（回答教職員数）：前期 32 件（29 人）、後期 29 件（26 人）

レポート科目数：前期 21 科目、後期 12 科目

【資料 5-3-a】 【資料 5-3-b】

2. 年次ごとに計画したFD研修の実施

近年、実施した研修は、【表 5-3-1】に示すとおりである。令和 6(2024)年度は、令和 5(2023)年度の「授業評価アンケート」結果からの課題として「授業に対する興味、関心」の向上を掲げ、「『興味、関心をもてた』を高めるための研修」と「インストラクショナルデザイン研修～ARCS モデルの活用～」を実施した。

【資料 5-3-3】 【資料 5-3-4】 【資料 5-3-5】 【表 5-3-1】

【表 5-3-1】 年次ごとに実施したFD研修

[所属・肩書等は実施日現在]

実施日	研修名	監修・講師	参加率
2023 年 9 月 20 日	2023 年度 アクティブ・ラーニングに関する研修	講師：文化ファッション大学院大学 FD・SD WG 熊谷 学	90.3%

2024年 7月25日	2024年度 「興味、関心が高もてた」を高めるための研修	監修：文化ファッション大学院大学 ファッションビジネス研究科長 吉田 康成 講師：文化ファッション大学院大学 FD・SD WG 熊谷 学	100%
2025年 2月25日	2024年度 インストラクショナルデザイン研修～ARCS モデルの活用～	講師：明治学院大学 心理学部 准教授 根本 淳子	100%

3. 「授業評価アンケート」を活用した自己点検・評価の実施

院生による授業に対するアンケート調査を毎学期実施している。「授業評価アンケート」の結果を担当教員にフィードバックし、「自己点検レポート」を提出することで授業改善に努めている。また、「授業評価アンケート」の集計報告として授業満足度の結果をまとめ、「授業評価アンケート報告会」を学内教職員に対して年2回、非常勤講師への説明会を年1回実施し、アンケート結果の分析により改善課題を明らかにすることで全学的な授業の質的向上に取り組んでいる。

【資料 5-3-c】 【資料 5-3-d】 【資料 5-3-e】 【資料 5-3-f】

②SDをはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

- ・大学運営に関わる教職員の資質・能力向上のための具体的な施策として次の二つの活動を組織的・計画的に実施し、内容については、毎年見直しを行っている。

【資料 5-3-6】 【資料 5-3-7】 【資料 5-3-8】

1. 「FD・SD WG」で年次ごとに計画した学内SD研修の実施

近年、実施した研修は、【表 5-3-2】に示すとおりである。

【資料 5-3-9】 【資料 5-3-10】 【資料 5-3-11】 【表 5-3-2】

【表 5-3-2】年次ごとに実施したSD研修

[所属・肩書等は実施日現在]

実施日	研修名	監修・講師	参加率
2023年 10月5日	2023年度 働き方改革研修	講師：文化ファッション大学院大学 FD・SD WG 熊谷 学	90.3%
2024年 5月9日	2024年度 ファッション・ビジネス系専門職大学院認証評価説明会	講師：日本高等教育評価機構 評価研究課長 小林 澄子 評価事業部長兼評価研究部長 陸 鐘旻	100%
2025年 3月6日	2024年度 合理的配慮に関する研修	講師：文化学園大学 教授 文化学園大学生生活支援室 室長 菊住 彰	100%

2. 経験年数、担当業務に応じて参加した研修

近年、経験年数、担当業務に応じ参加した研修は、【表 5-3-3】に示すとおりである。

【資料 5-3-12】 【資料 5-3-13】 【資料 5-3-14】 【資料 5-3-15】

文化ファッション大学院大学

【資料 5-3-16】 【資料 5-3-17】 【資料 5-3-18】 【資料 5-3-19】
 【資料 5-3-20】 【資料 5-3-21】 【資料 5-3-22】 【資料 5-3-23】 【表 5-3-3】

【表 5-3-3】 研修参加状況 [所属・肩書等は実施日現在 単位：人]

実施日	研修名	講師・講演者	参加者数
2023年 3月24・ 27・28日	2023年度 新入職員研修 職員研修の種類：新入職員研修 主催：学校法人文化学園	・文化学園総務部総務課 ・文化学園総務部人事厚生課 ・株式会社ビジネスコンサルタント	27 (内、本大学院3)
2023年 5月29日	2023年度 ハラスメント防止研修 (相談員向け) 職員研修の種類：業務能力向上の ための各種研修等 主催：学校法人文化学園	・ティーベック株式会社	19 (内、本大学院4)
2023年 7月7日	令和5年度 留学生に対する生活 指導等講習会 主催：東京都	・文部科学省高等教育局 留学生交流室 ・警視庁組織犯罪対策部 国際犯罪対策課 ・東京出入国在留管理局 留学審査部門 等	1 (学生生活委員会 委員)
2023年 7月13日 (事前視聴 は6月30 日～7月 13日)	令和5年度 学生生活指導部課長 相当者研修会 主催：私学研修福祉会 ※班別研修は、メンタルヘルス・ 合理的配慮	・文部科学省高等教育局 学生支援課 ・淑徳大学 副学長 ・臨済宗妙心寺派 泰岳寺 副住職 ・愛知工業大学 教学センター長・教授 等	1 (学生生活委員会 委員長)
2023年 8月18日	令和5年度 教職員・情報通信技 術支援員 (ICT 支援員) 著作権講 習会 主催：文化庁	・SARTRAS 理事 ・東京学芸大学 こども未来研究所 ・集英社 等	1 (広報担当職員)
2023年 9月25～ 28日	2023年度 若手職員研修 職員研修の種類：3年目研修 主催：学校法人文化学園	・株式会社ビジネスコンサルタント	17 (内、本大学院職 員1)
2023年 11月 27・28日	2023年度 中堅職員研修 職員研修の種類：業務能力向上の ための各種研修等 主催：学校法人文化学園	・株式会社ビジネスコンサルタント	12 (内、本大学院0)
2023年 7月、 10月、 12月、 2024年 2月	2023年度 新任管理職研修 ①考課者研修 ②新任課長実践研修 職員研修の種類：評価者(管理職) 研修 主催：学校法人文化学園	①考課者研修 ・文化学園総務部人事厚生課 ②新任課長実践研修 ・産能マネジメントスクール	3 (内、本大学院0)
2024年 3月22・ 25・26日	2024年度 新入職員研修 職員研修の種類：新入職員研修 主催：学校法人文化学園	・文化学園総務部総務課 ・文化学園総務部人事厚生課 ・株式会社ビジネスコンサルタント	12 (内、本大学院0)

2024年 9月9日	令和6年度 国際交流推進協議会 主催：日本私立大学協会 国際交流委員会・ASEAN 部会	<ul style="list-style-type: none"> ・文部科学省総合教育政策局 ・文部科学省高等教育局 ・出入国在留管理庁 在留管理支援部 ・吉備国際大学 副学長 ・大阪商業大学 法人本部長 	1 (学生生活委員会 委員)
2024年 9月、12 月、 2025年2 月	2024年度 新任管理職研修 ①考課者研修 ②新任課長実践研修 職員研修の種類：評価者(管理職) 研修 主催：学校法人文化学園	<ul style="list-style-type: none"> ①考課者研修 ・文化学園総務部人事厚生課 ②新任課長実践研修 ・産能マネジメントスクール 	9 (内、本大学院0)
2025年 3月24～ 26日	2025年度 新入職員研修 職員研修の種類：新入職員研修 主催：学校法人文化学園	<ul style="list-style-type: none"> ・文化学園総務部総務課 ・文化学園総務部人事厚生課 ・株式会社ビジネスコンサルタント 	17 (内、本大学院0)

- ・本学園主催「新入職員研修」「若手職員研修」「新任管理職研修」「中堅職員研修」「ハラスメント防止研修(相談員向け)」については、「学校法人文化学園 職員研修規程」に基づき実施している。
- ・令和6(2024)年度の「若手職員研修」は、対象者数が実施可能人数に達しなかったため実施しなかった。

【資料 5-3-8】

5-4. 研究支援

①研究環境の整備と適切な管理運営

②研究倫理の確立と厳正な運用

③研究活動への資源の配分

(1) 5-4 の自己判定

基準項目 5-4 を満たしている。

(2) 5-4 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

①研究環境の整備と適切な管理運営

- ・快適な研究環境の実現を目指し、継続的に研究環境の改善計画を実施している。
- ・学生による「授業評価アンケート」と学生生活満足度調査に記載された環境整備に関する意見を確認し、各コース及び教学事務室において必要な備品等を検討の上、予算を確保し購入している。
- ・教室や研究室等で使用している機材に不具合や故障が生じた場合には、教学事務室又は研究室から学園本部施設部や文化購買事業部等へ連絡し、修理対応を行っている。また、購入や買い換えが必要と判断された場合には、適切な備品の導入を行い管理・運営に努めている。

【資料 5-4-1】 【資料 5-4-2】 【資料 5-4-3】 【資料 5-4-4】 【資料 5-4-5】 【表 5-4-1】

1. 近年実施した改修工事等

【表 5-4-1】近年実施した改修工事等

実施年度	内容
2022 年度	I 館耐震工事、I 館会議室の改修、学長室改修、G 館講義室の机とイスの買い換え、I 館自習室と I 館講義室・演習室のレイアウト変更
2023 年度	G 館空調整備、研究室リノベーション工事、D 館 LED 照明更新、E 館エアコン改修、I 館地下準備室のレイアウト変更
2024 年度	G 館講義室改修及び机とイスの追加、教学事務室環境整備 ファッションテクノロジーコース実習室改修 ファッションテクノロジーコース準備室改修 E 館・I 館避難階段他鉄部塗装工事
2025 年度（計画）	ファッションデザインコース準備室改修、自習室のラボ化推進、 G 館外壁補修、G 館ブラインド改修、I 館空調整備、I 館建具改修

2. 研究室の環境

- ・本大学院は東京都心に立地する都市型キャンパスであるため、限られた敷地面積を有効に活用している。各研究室には、複合機、キャビネット、教員一人ひとりに机、イス、PC 等を配置し、インターネット環境も整備している。
- ・ファッションクリエイション専攻の研究室は、個々のスペースを仕切らずにオープンスペースとして構成しており、教員間のコミュニケーションが取りやすい環境となっている。また、演習の比重が大きい教員には、研究室とは別に教員専用の準備室を設け、作業用の机やイスのほか、アイロンやミシン等を備え、制作活動に適した研究環境を整えるよう配慮している。
- ・ファッションマネジメント専攻研究室は、個々のスペースをパーティションで区切ることで、院生との個別ゼミへの対応や研究に専念できる環境を確保している。

【資料 5-4-a】

②研究倫理の確立と厳正な運用

本大学院では、次の規程を整備し、研究倫理の確立と厳正な運用を行っている。

1. 研究倫理・コンプライアンス教育

学術研究を遂行する上で求められる研究者の行動・態度の倫理的基準を定めることにより、その研究が科学的及び社会的規範に照らし適切な方法で遂行され、社会からの信頼を確保することを目的とした「文化ファッション大学院大学研究倫理指針」を定めている。また、毎年「研究倫理・コンプライアンス教育セミナー」を実施し、セミナー実施後に、「研究倫理・コンプライアンス教育理解度チェックテスト」を実施している。

【資料 5-4-6】 【資料 5-4-b】 【資料 5-4-c】

2. 研究費の不正使用及び研究活動不正行為の防止

「文化ファッション大学院大学研究活動不正防止及び対応に関する規程」「文化ファッション大学院大学研究活動不正防止対策の基本方針」「文化ファッション大学院大学研

究公正委員会規程」「文化ファッション大学院大学研究活動不正防止委員会規程」等を整備することにより、研究費の不正使用及び研究活動における不正行為を防止することに努めている。

【資料 5-4-7】 【資料 5-4-8】 【資料 5-4-9】 【資料 5-4-10】 【資料 5-4-d】

3. 教員研究費の厳正な運用

「文化ファッション大学院大学教員研究費に関する規程」を定め、各教員が記入した「研究計画書」と「研究報告書」をコース主任教授、専攻長、研究科長並びに事務長を経由して学長に提出することで、厳正な運用に努めている。

【資料 5-4-11】 【資料 5-4-e】

4. 知的財産の保護

本学園における知的財産の創生、保護及び活用の推進等を図るため、「学校法人文化学園知財センター」「学校法人文化学園知財センター運営委員会」を置き、職員が行った発明の取り扱いについて必要な事項を定める「学校法人文化学園 職務発明取扱規程」「学校法人文化学園 職務発明取扱規程細則」を整備している。

【資料 5-4-f】 【資料 5-4-g】 【資料 5-4-h】 【資料 5-4-i】

③研究活動への資源の配分

本大学院では、教育研究活動を活性化するために、次の支援を行っている。

1. 物的支援

- ・教育研究目的を達成するために「文化ファッション大学院大学教員研究費に関する規程」に基づき、教員研究費（学内資金）を適切に配分している。

【資料 5-4-11】

2. 人的支援

- ・本大学院は教員の教育研究活動を支援するために、「文化ファッション大学院大学助手規程」に基づき助手、公募・紹介等により副手・アルバイトを採用し、教育研究体制の充実を図れるよう支援している。

【資料 5-4-12】

3. 外部資金応募支援

- ・科学研究費に応募できるよう体制を整え、申請に必要な情報の周知を行っている。
- ・外部資金の積極的な応募を推奨しているが、専門職大学院という特性から、企業より作品制作に使用できる素材や資材の提供や、研究のために使用できる機材の無償貸し出しを受け、共同研究やコラボレーションを実施している。

【資料 5-4-13】 【資料 5-4-14】

[基準 5 の自己評価]

(1) 成果が出ている取組み、特色ある取組み

- ・「FD・SD WG」及び「教育・研究委員会」において、教育及び管理運営に関わる教職員の能力向上を目的に、効果的なFD・SD研修を検討・計画し組織的に取り組んでいる。FDの成果としては、「授業評価アンケート」において高い満足度が得られている点が挙げられる。SDの成果としては、教職員の残業時間が大幅に削減され、働き方改革の一助となっている点が顕著である。

(2) 自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など

- ・教育研究活動を通じて授業内容の継続的な改善と充実が求められている中で、教育研究の質をさらに高めるためにも、学会やシンポジウム等での研究成果発表の機会をより多く確保する必要がある。

(3) 課題などに対する改善状況と今後の取組み予定

- ・学長、研究科長、専攻長が教授会や各専攻会議等を通じて、教員に対し教育研究活動の継続的な実施とその意義について啓発を行い、教育研究の質向上を促進していく。

基準 6. 経営・管理と財務

6-1. 経営の規律と誠実性

①経営の規律と誠実性の維持

②環境保全、人権、安全への配慮

(1) 6-1 の自己判定

基準項目 6-1 を満たしている。

(2) 6-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

①経営の規律と誠実性の維持

- ・文化ファッション大学院大学の経営母体である学校法人文化学園は、「学校法人文化学園 寄附行為」第 3 条に「この法人は、教育基本法、学校教育法及び私立学校法に従い、私立学校を設置し、学校教育を行うことを目的とする。」と目的を掲げている。第 3 章では機関の設置に関して、第 7 条で理事選任機関について定めている。第 4 章では理事会及び理事に関して、第 8 条で理事の選任、第 15 条で理事の職務、第 18 条で理事会の招集、第 19 条で理事会の運営、第 20 条で理事会の決議について定めている。また、第 5 章では監事に関して、第 23 条で監事の選任、第 29 条で監事の職務について、第 6 章では評議員会及び評議員に関して、第 33 条で評議員の選任、第 38 条で評議員会の職務等について、第 7 章では会計監査人に関して、第 50 条で会計監査人の選任、第 55 条で会計監査人の職務等について定めており、理事、監事、評議員、会計監査人の職務内容、運用に係る事項を明確にするなど、学園運営は教育基本法、学校教育法及び私立学校法の趣旨に則って堅実に運営している。
- ・「学校法人文化学園 職員就業規程」第 3 章の服務規律、第 1 節心得の第 20 条においては、職員は学園の諸規程及び諸規則を守り、誠実に職責を果たし、一致協力して学園の公的使命達成のために努めなければならないと定めた上で、全規程を文化学園イントラサイト上に公開し、教職員に周知することで、経営の規律と誠実性の維持に努めている。
- ・学校教育法施行規則第 172 条の 2 に掲げる 10 項目の教育研究活動等の状況についての情報については本大学院ホームページにて公表している。また、私立学校法 137 条、寄附行為第 75 条及び「学校法人文化学園 書類閲覧規程」にて情報の公表について規定されており、寄附行為、計算書類等、監査報告、会計監査報告、財産目録、役員名簿並びに役員及び評議員に関する報酬については、法人ホームページにて公表し、事務局に備え付けすることで適切な情報公開に努めている。
- ・学校法人文化学園は、「改正法施行後の文化学園の組織体制」で、法令遵守及び業務の適正を確保する体制整備を示すとともに、「学校法人文化学園 業務の適正を確保するためのシステム整備の基本方針」を理事会にて決定している。リスク管理に関して「学校法人文化学園 リスク管理規程」を整備し、役割権限、リスクの評価及び対応方法等を明確にしている。また、コンプライアンスに関する管理体制を示すために「学校法人文化学園 コンプライアンス規程」を定める等、適正な管理体制の整備、維持に努めている。

【資料 6-1-1】 【資料 6-1-2】 【資料 6-1-3】 【資料 6-1-4】

【資料 6-1-5】 【資料 6-1-6】 【資料 6-1-7】 【資料 6-1-8】
【資料 6-1-9】 【資料 6-1-10】 【資料 6-1-11】 【資料 6-1-a】

②環境保全、人権、安全への配慮

- ・エネルギー管理標準に基づき、エネルギー使用の合理化を図っている。環境保全に関する具体的な施策として照明設備では、省エネルギータイプの器具や共用部やトイレへ人感センサーを導入するなどし、節電対策に取り組んでいる。また、空調設備では防災センターにて各施設の個別エアコンの設定を集中管理し、夏季節電対策として室温を 28 度に設定し、クールビズを毎年実行している。これらの取り組みは教職員と学生の協力を得て実現するものであり、学内での掲示等による節電への啓発活動により効果をあげている。
- ・人権については、新入職員の研修プログラムで人権、ハラスメント、個人情報保護についての講習を行い、社会人として必要な基本事項を教育し、教職員一人ひとりに責任のある行動を促している。令和 5 (2023) 年度には、法人規程として「学校法人文化学園 ハラスメント防止等に関する規程」を定め、第 4 条に「ハラスメント防止委員会」、第 7 条に学内外の相談窓口、第 6 条に学内調査体制に加え、学外に弁護士等による第三者委員会を設置することについて規定する等、ハラスメントを防止するための体制を整え、「学校法人文化学園 ハラスメント問題対応フロー図」に沿って適切に運用するとともに、「学校法人文化学園 ストレスチェック制度実施規程」を定めて、教職員の心身不調を未然に防ぐための対応をしている。
- ・個人情報の取り扱いについては、「学校法人文化学園 個人情報の保護に関する規程」に則り、情報の収集、管理、利用、提供、開示等に関する基本事項を定め、目的を達成するために個人情報保護委員会を置き、「学校法人文化学園 個人情報保護委員会規程」に則り、適切な運用をしている。
- ・学生の健全な発達、多様な要望に応えるために「学生生活支援室」を置き、「学校法人文化学園 学生生活支援室規程」に、学生生活の相談窓口として「学生相談室(なんでも相談室)」を、文化学園が目指す多様性・国際性を実現するために「学生交流支援室(だれでも談話室)」を、「学校法人文化学園 障がい学生支援規程」及び「学校法人文化学園 障がい学生支援委員会規程」に基づき、障がい者をサポートするために「障がい学生支援室(学習サポート塾)」を設置することを定め、3 室が連携し様々な支援を行っている。
- ・安全管理については学園本部の下に防災センターを配している。防災センターは「防災センターフローチャート」に従い 24 時間 365 日体制で設備監視や警備業務にあたっている。防犯対策として巡回警備を強化するとともに、キャンパス内には防災センターと直結した防犯カメラ 29 台を設置し、機器を使用した効率的な監視体制と犯罪抑止効果を狙っている。また、防災対策として「文化学園防災委員会」を設置し、「学校法人文化学園 防災計画・事業継続計画」を示すとともに、食料備蓄や災害用発電機、災害トイレを整備する等、非常時に備えた上で、毎年 1 回防災訓練を実施している。教職員及び学生が感染症に感染した場合、またはそのおそれがある場合、迅速かつ適切に対応するために「感染症対策委員会」を置き、「学校法人文化学園 感染症対策委員会規程」

に基づいて対応している。昨今は社会情勢の変化によって危機管理のあり方も変化しており、様々な状況に迅速に対応できるように各委員会は安全管理に対する施策を検討・実行し、学生が安心して教育を受けられる環境の確保に努めている。

【資料 6-1-12】 【資料 6-1-13】 【資料 6-1-14】 【資料 6-1-15】
【資料 6-1-16】 【資料 6-1-b】 【資料 6-1-c】 【資料 6-1-d】
【資料 6-1-e】 【資料 6-1-f】 【資料 6-1-g】

6-2. 理事会の機能

①使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

②使命・目的の達成への継続的努力

(1) 6-2 の自己判定

基準項目 6-2 を満たしている。

(2) 6-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

①使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

- ・「改正法施行後の文化学園の組織体制」にて、法人の意思決定に関する組織図を示すとともに、「学校法人文化学園 寄附行為」第 13 条で全ての理事によって組織する学園の意思決定機関である理事会を置くことを定め、定例理事会として通常年 7 回（2 月、3 月、4 月、5 月、7 月、9 月、12 月）及び必要に応じて臨時で開催し、法人全体の予算、事業計画並びに中期計画、財産の管理・運営、寄附行為をはじめとする重要な規程の改廃等、重要事項の決議を行っており、適切な情報公開に努めている。
- ・理事会を構成する理事の定数については、「学校法人文化学園 寄附行為」第 6 条第 1 号にて、7 人以上 9 人以内と定められている。理事を選任するために、法人に理事選任機関を置き、第 7 条及び附則第 7 項に全ての理事のほか、理事総数より 1 人減じた数の評議員にて構成されることを定めている。また、理事選任機関が理事を選任するときは、理事長に対し、評議員会の招集を求め、あらかじめ、評議員会の意見を聴くこととなっている。理事の選任の区分については、第 8 条第 1 号「この法人の設置する学校の長のうちから、理事選任機関において選任した者 2 名」と、第 2 号「前号に掲げるもののほか、理事選任機関において選任した者 5 名以上 7 名以内」となっている。他方面の意見が反映される理事選任機関によって理事が選任されることとなっており、「学校法人文化学園 理事、監事、評議員及び会計監査人の選任に関する細則」に理事の選任が円滑に行われるために、必要な事項を明確に定めている。第 29 条第 3 号にて、理事会へ監事が出席することも規定され、法人業務について審議する理事会は適正に監査され運用している。

【資料 6-2-1】 【資料 6-2-2】 【資料 6-2-3】
【資料 6-2-4】 【資料 6-2-5】 【資料 6-2-a】

②使命・目的の達成への継続的努力

- ・「学校法人文化学園 寄附行為」に規定された「理事会」及び「評議員会」を設置し、定期的を開催することによって、経営面における審議・諮問を適切に行っている。また、

理事会をもとに管理運営に必要な学園本部を置いて、使命・目的達成のための運営体制を整え、設置校、附属組織及び収益事業組織と連携して学園の将来へ向けた中・長期計画を策定するとともに、中期計画に基づく具体的な単年度の事業計画を策定している。また、「学校法人文化学園 寄附行為」第 17 条で、理事長、代表業務執行理事及び業務執行理事は、3 カ月に 1 回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告することが規定されており、将来に向けた目的実現への継続的努力を行っている。

【資料 6-2-4】 【資料 6-2-6】 【資料 6-2-7】

6-3. 管理運営の円滑化とチェック機能

①法人の意思決定の円滑化

②評議員会と監事のチェック機能

(1) 6-3 の自己判定

基準項目 6-3 を満たしている。

(2) 6-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

①法人の意思決定の円滑化

- ・理事会の構成員である理事を選任する理事選任機関は、「学校法人文化学園 寄附行為」第 7 条及び附則第 7 項に規定されるとおり、全ての理事と理事の総数より 1 人減じた数の評議員となっており、理事の選任に評議員会の意向も反映される仕組みとなっている。第 38 条では理事会があらかじめ評議員会の意見を聴かなければならない諮問事項を明記しているとともに、第 49 条では理事長、代表業務執行理事、業務執行理事及び監事は評議員会に出席しなければならないと定められ、評議員から特定の事項について説明を求められた場合には、当該事項について必要な説明をしなければならないとなっており、理事会と評議員会は相互に連携し適切に意思疎通を図っている。
- ・本学園では円滑に学園の運営がされるために「学園運営会議」が開かれ、「学校法人文化学園 学園運営会議規程」に則って適切に運営されている。「学園運営会議」は第 2 条に規定されるとおり、非常勤を除いた役員及び理事長が指名した各部署の部署長、部長等により構成され、第 5 条では理事会決議事項の伝達や理事会から委任された事項及び日常業務における重要事項の審議を行うことを定めている。学園運営会議は 8 月を除く毎月 1 回開催され、役員も年 4 回出席することとなっており、役員と教職員が情報や課題を共有し、経営方針に各部門における課題や意見を取り入れることができるよう運用しており、役員と教職員の連携は円滑かつ適切に機能している。

【資料 6-2-4】 【資料 6-3-1】 【資料 6-3-a】

②評議員会と監事のチェック機能

- ・本学園の評議員の選任については、「学校法人文化学園 寄附行為」第 33 条で理事会において選任した者 6 人と評議員会において選任した者 6 人又は 7 人が選任されることとなっている。評議員会から選任される評議員においては、卒業生 1 人のほか「学校法人文化学園 評議員の選任のための候補者推薦投票に関する規程」に則って運営された、職員による候補者推薦の結果を尊重した職員 3 人が含まれることとなっている。なお、

「学校法人文化学園 寄附行為」附則第8項各号を満たすことで、本学園の評議員の選任は多様な意見が反映される構成となっている。

- ・「学校法人文化学園 寄附行為」第38条で評議員会は、この法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に対して意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができるとなっている。また、理事会があらかじめ評議員会の意見を聴かなければならない諮問事項や評議員会の決議事項を定めており、本学園の評議員会の職務は明確に規定され、誠実かつ適切に運営されている。
- ・監事の選任については、「学校法人文化学園 寄附行為」第23条に評議員会の決議により選任されることが定められている。選任にあたっては、監事の独立性を確保し、利益相反を適切に防止することができるものを選任することとなっており、第24条には私立学校法第31条第3項及び第6項並びに第46条に規定する資格に関する要件を遵守することが監事の資格として規定されている。また、「学校法人文化学園 理事、監事、評議員及び会計監査人の選任に関する細則」第3条に監事選任に関する運用が規定されており、評議員会は理事から提出された推薦者に不服がある場合には、別の候補者案を理事会に求めることができることも示しており、学園のガバナンスを適正に維持している。
- ・「学校法人文化学園 寄附行為」第29条に監事の職務について定められているとおり、法人の業務・財産の状況、理事の職務の執行の状況について監査する。監事はこれらの状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後3カ月以内に理事会及び評議員会に提出して、学園運営が適正に行われていることを確認している。また、「学校法人文化学園 監事監査規程」にて監査機能について規定しており、第7条では監査の手続等この規程の実施に関し必要な事項は、監事が理事長と協議した上で「学校法人文化学園 監事監査実施細則」を定めることが示されており、学園のガバナンスを適正に維持している。

【資料 6-1-1】 【資料 6-3-2】 【資料 6-3-3】 【資料 6-3-4】 【資料 6-3-5】
【資料 6-3-6】 【資料 6-3-7】 【資料 6-2-a】 【資料 6-3-b】

6-4. 財務基盤と収支

①財務基盤の確立

②収支バランスの確保

③中期的な計画に基づく適切な財務運営

(1) 6-4の自己判定

基準項目 6-4 を満たしている。

(2) 6-4の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

①財務基盤の確立

本学園では、教育研究活動の継続的な発展を支えるため、安定的かつ持続可能な財務基盤の確立に向けた取り組みを進めている。その一環として、主に以下の施策を実施している。

- ・財務比率の観点では、人件費比率が全国平均を上回る状況が続いており、これを財務上

の重要課題と位置付けている。理事長方針の下、退職数と新規採用数のバランス調整、学園全体での残業時間削減など、人的資源の適正化による対応を図っている。

- ・少子化の影響による学生生徒納付金収入の減少に対しては、不動産賃貸事業などの収益事業の充実を図るとともに、「学校法人文化学園 資金運用規程」「学校法人文化学園 学園本部経理部資金運用方針」に基づいた資金運用により、安定的な運用収入の確保に努めている。

【資料 6-4-1】 【資料 6-4-4】 【資料 6-4-5】

②収支バランスの確保

法人全体としての収入と支出の均衡を図ることは、経営の持続性確保の基盤であり、本学園では以下のような観点から収支バランスの確保に取り組んでいる。

- ・本学園の経常収支差額は、平成 30(2018)年度以降、安定的な黒字基調を維持しており、教育活動収支において支出超過の傾向は見られるものの、学園全体としての収支バランスは概ね確保されている。
- ・教育研究経費や管理経費については、収入の減少に見合った削減が課題であると認識しつつも、教育環境の維持・充実とのバランスを考慮し、必要最小限にとどめる方針としている。
- ・こうした全体戦略の方向性は、毎年度の予算策定時に整理・共有される「将来を見すえた方針」として文書化しており、収支の健全性と経営の中長期的な安定の両立を支えている。
- ・外部資金の導入については、「国際化」及び「社会貢献・地域貢献」の推進に資する形で、大学院の知見を生かした研修・講義の提供（例：「香港理工大学 東京セミナー」「株式会社コム デ ギャルソン新入社員研修」「中国コンサルティング企業 特別講義」）を通じた実績を積み上げている。

【資料 6-4-1】 【資料 6-4-2】 【資料 6-4-3】 【資料 6-4-a】

③中期的な計画に基づく適切な財務運営

- ・年度ごとに「学校法人文化学園事業計画」を策定しており、各学校・予算部門単位で立案された計画を、理事会を経て各年度の予算に反映することとしている。
- ・資金収支及び事業活動別収支の中長期的な計画については、予算編成時にそれぞれ「資金収支中長期財務計画」と「事業活動別収支中長期計画」を経理部が作成している。これらの資料は、理事会・評議員会における参考資料として、経理財務上の中長期的展望を概観することに活用されている。
- ・「資金収支中長期財務計画」に基づく資金計画により、特定資産の積み立てを計画的・継続的に行っており、新しい時代に対応できる教育設備の整備更新と基本財産の入れ替えに備えている。
- ・収益事業として行っている不動産賃貸事業からの収益事業収入が安定しており、これを学校法人の経営に充てて学園全体の財務運営に資している。

【資料 6-4-2】 【資料 6-4-a】

6-5. 会計

①会計処理の適正な実施

②会計監査の体制整備と厳正な実施

(1) 6-5 の自己判定

基準項目 6-5 を満たしている。

(2) 6-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

①会計処理の適正な実施

- ・学校会計は学校法人会計基準及び「学校法人文化学園 経理規程」等に基づき、また収益事業会計は一般に公正妥当と認められる企業会計の原則及び「学校法人文化学園 経理規程」等に基づき、適正に会計処理を行っている。
- ・文部科学省、日本私立学校振興・共済事業団、日本私立大学協会等の研修会には随時担当者が出席し、会計知識の向上に努めるとともに、日常的に不明な点等があれば、日本私立学校振興・共済事業団、公認会計士、税理士等に指導・助言を受けている。
- ・インボイス制度、改正電子帳簿保存法等、会計・税務に関する法令・制度の改正があった際は、これらに対してスムーズに対応できるよう、学園内の各学校、各部署に対する資料提供やヒアリング等を行うこととしている。
- ・予算編成は、各部門にあらかじめ一定額の予算枠を提示し、その範囲内で予算要求があれば経理部門による個別の査定は原則として行わない、という方式で行っている。なお、期中において補正予算を編成することで、予算と実績の著しい乖離を防ぎ、実態に適切に対応する予算管理を図っている。

【資料 6-5-1】

②会計監査の体制整備と厳正な実施

- ・会計監査人の選任は、「学校法人文化学園 理事、監事、評議員及び会計監査人の選任に関する細則」に基づき、適切に行っている。なお、会計検査人候補者の選定にあたっては、予め本学園から候補者に質問事項を示し、候補者から本学園監事へその回答を提示の上、監事においてその内容を確認するプロセスをもって、候補者資格の適切性を担保することとしている。
- ・本学園では、私立学校法及び私立学校振興助成法に基づき、監査法人による会計監査を適切に実施することとしている。各種元帳及び帳票書類等の照合、備品実査、棚卸立ち会い、業務手続きの確認、計算書類の照合等に基づき厳格な監査が実施されており、指摘事項等があった場合は速やかに関係各部署と連携して改善を図っている。また、監事は会計監査に常時立ち会うとともに、監事自身による内部監査を実施し、事故防止に努めている。
- ・監事は経理部と常時情報交換を行い、また、監査法人による会計監査に立ち合いのほか、公認会計士との情報交換も適宜行っており、学園内のガバナンス向上に資する情報収集と経営・運営の監視に努めている。

【資料 6-5-2】 【資料 6-5-3】

【基準 6 の自己評価】

(1) 成果が出ている取組み、特色ある取組み

- ・財務基盤の健全性を維持するため、資産の効率的な運用を目指した取組みを積極的に進めている。具体的には、閉鎖予定資産や遊休資産、不採算資産の整理を学園本部各部署、特に経理部と施設部が連携して機動的に実施している。その成果として、令和 5(2023)年度には文化北竜館、令和 6(2024)年度には杉並国際学生寮及び越谷倉庫（収益事業所管）の売却を完了した。令和 7(2025)年度においても、複数の物件整理に取り組んでおり、こうした資産の適正化は財務の効率化に大きく貢献している。これらの資産売却で得た資金は、新都心キャンパスの施設設備の更新や充実に充てるだけでなく、学園の成長分野への投資や、それを支える資金運用にも積極的に活用することとしている。このように、限られた資源を最大限に生かし、財務健全性の向上と学園の持続的な発展を同時に実現する取組みを行っている。
- ・令和 5(2023)年の規程改訂を契機として、資金運用の方針を転換した。従来はリスクを最小化するため、保有資産の多くを預金性商品に集中させていたが、現在では、許容可能なリスクを慎重に検討しながら、預金性商品と債券を中心に構成し、インカムゲインを重視したポートフォリオを構築している。今日までのところ、債券の利回り上昇を追い風に、運用収益が安定的に拡大しており、従来運用方法と比較しても着実な成果を上げている。

(2) 自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など

- ・財務比率においては、人件費比率が全国平均を上回る状況が継続しており、これを低減することを財務上の重要な課題と認識している。
- ・少子化に伴う学生数の減少により、学生生徒納付金収入が減少を続けている一方、教育研究経費支出及び管理経費支出の削減がこれに追いつかない状況が継続している。学生生徒納付金収入を補い、一方で必要な経費支出の削減を最小限に収めて教育研究環境の充実に資することができるよう、収入手段を多様化していくことを課題と認識している。

(3) 課題などに対する改善状況と今後の取組み予定

- ・人件費率の課題に対しては、理事長方針の下、主として退職数と新規採用数のバランス調整、学園全体での残業時間削減の取組み等を通して対応している。
- ・収入手段の多様化に関する課題に対しては、引き続き不動産賃貸事業を主とした収益事業の充実、「学校法人文化学園 資金運用規程」に則って行う資金運用による運用益収入の増加に取り組んでいるほか、令和 4(2022)年度から令和 5(2023)年度に実施した学園創立 100 周年寄付金事業をはじめとする個別企画を検討・実施して対応している。
- ・会計処理については、引き続き学校法人会計基準と本学園の諸規程に則り、適正な処理を実施していく。また、経理・財務担当職員は一層の会計知識の向上に努め、併せて一般教職員への啓発を強化し、学園全体での会計処理の精度向上に努める。
- ・会計監査の体制については、監査が適正に行われるよう公認会計士及び監事と連携を図りながら、適正な監査体制の維持、監査の厳正な実施及び監査の有効性の向上に努める。

IV. 大学が独自に設定した基準による自己評価

基準 A. 国際化

A-1. 国際交流の方針と体制

①国際交流に関する方針の浸透

②国際交流を推進するための組織体制の整備

(1) A-1 の自己判定

基準項目 A-1 を満たしている。

(2) A-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

①国際交流に関する方針の浸透

- ・本大学院は、世界のファッション産業を牽引する人材を養成する教育機関として、積極的に海外からの学生を受け入れている。本大学院の建学の精神に則り、「中期計画（2023～2027 年度）フォローアップチェックリスト（以下「中期計画 FU チェックリスト」という）において「教育・研究の国際化をより一層推進し、国際社会で活躍できる人材育成の促進を図るとともに、海外教育機関等でのさらなる認知度向上を目指す」という目標を掲げている。その目標に沿って主要施策を掲げ、教員、院生ともに様々な国際交流に取り組んでいる。

【資料 A-1-1】

②国際交流を推進するための組織体制の整備

- ・本学園には、附属機関である「文化学園国際交流センター」があり、本大学院の国際交流活動は、必要に応じて「文化学園国際交流センター」と連携、協力の下、円滑に交流が実施できる体制を整えている。また、海外における活動拠点として、パリ、台北、ソウル、バンコクの 4 ヶ所に海外事務所を設置しており、本大学院における国際交流のサポートはもちろん、関連情報の収集と提供の窓口や海外ネットワークを構築するための基盤にもなっている。

【資料 A-1-2】

A-2. 国際交流の推進

①海外大学・大学院等との交流（学術・相互交流）

②海外企業との交流

(1) A-2 の自己判定

基準項目 A-2 を満たしている。

(2) A-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

①海外大学・大学院等との交流（学術・相互交流）

- ・本大学院では、海外の大学院との学生間交流プログラムを実施し、教育の国際化を推進するとともに国際社会で活躍できる人材養成の促進を図っている。また、海外教育機関に対する本大学院の認知度向上を目指し、海外の大学や大学院の学生に対して特別講義

やワークショップを実施している。

【資料 A-2-1】 【資料 A-2-2】 【資料 A-2-3】
 【資料 A-2-4】 【資料 A-2-5】 【資料 A-2-6】
 【表 A-2-1】 【表 A-2-2】

【表 A-2-1】 海外大学・大学院等との交流（院生に対する国際教育）

	国／学校名／実施時期	概要
ファッション マネジメント 専攻	アメリカ パーソンズ美術大学大 学院 2023～2024 年度まで継 続実施	パーソンズ美術大学大学院の院生との交流プロジ ェクトを実施している。日米のファッション消費 市場の共通点と特徴を探り、ファッションビジネ スについて理解を深めるとともに、多様な価値観 を受け入れグローバルな視点を持った人材養成を 行っている。

【表 A-2-2】 海外大学・大学院等との交流（本大学院の認知度向上）

	国／学校名／実施時期	概要
ファッション クリエイション 専攻	台湾 実践大学 2022～2024 年度まで継 続実施	実践大学（台湾・台北）のファッション学部ファ ッションデザイン科の大学生 16 人を対象に、本大 学院にて夏期特別講座を実施している。「テキス タイル」「商品企画」「デザイン」「パターンメ ーキング」についての講座を本大学院の専任教員 と非常勤講師が担当、実施している。
ファッション マネジメント 専攻	中国 香港理工大学 2024 年度	香港理工大学（中国・香港）の Master of Arts in Global Fashion Management 専攻の大学院生 34 人 を対象に、本大学院にて集中授業を実施してい る。「伝統・文化」「デザイナー」「ファッショ ンテック」の領域における日本を代表する企業等 13 社で活躍している人材を外部講師として招くと ともに、本大学院の教員が担当して講義を実施し ている。
	中国 上海交通大学安泰経管 学院 2024 年度	早稲田大学を会場として開催された上海交通大 学安泰経管学院主催の「日本のアパレル業界につ いての理解を深めること、および工場見学の研修」 において、ファッションマネジメント専攻の専攻 長が「日本におけるファッションビジネス」をテ ーマとした特別講義を実施している。

②海外企業との交流

- ・本大学院では、海外企業と連携を図ることで、教育の国際化を推進するとともに国際社
会で活躍できる人材養成の促進を図っている。また、海外企業等に対して特別講義を実
施し、本大学院の国際的な認知度向上を図っている。

【資料 A-2-1】 【資料 A-2-7】 【資料 A-2-8】 【資料 A-2-9】
 【表 A-2-3】 【表 A-2-4】

【表 A-2-3】 海外企業との交流（院生に対する国際教育）

	国／企業名／実施時期	概要
ファッション クリエイション 専攻	タイ ランナー文化工芸協会 (LCCA)・ラジャマン ガラ工科大学ランナー 校 (RMUTL) 2024 年度	タイ・チェンマイにて開催された「KOYORI PROJECT 2024」に参加している。このプロジェクトは、デザイナーを目指す日本及びタイの学生をタイ北部の伝統工芸職人のもとへ派遣し、伝統工芸品の手法を残しつつ、より近代的な製品のデザインを発想し制作を試みる事業である。

【表 A-2-4】 海外企業との交流（本大学院の認知度向上）

	国／企業名／実施時期	概要
学長	中国 「中国商人」雑誌社 2023～2024 年度	日本国内にて開催された「中国商人」雑誌社主催の「中国メンズアパレル企業幹部研修」において、本学の学長が「日本におけるメンズデザインの現況とその人材教育」をテーマとした特別講義を実施している。
ファッション マネジメント 専攻	中国 eraark 社 2024 年度	中国のファッションビジネスの起業家（コンサルティング会社 eraark のクライアント）に向けてブランディング・セミナーを開催している。

【基準 A の自己評価】

(1) 成果が出ている取組み、特色ある取組み

- 国際交流の方針については、建学の精神に則り「中期計画 FU チェックリスト」により明確化され、国際交流を推進していく組織体制が整備されている。
- 本大学院の院生に対し、国際的な交流の機会を提供することで、国際社会で活躍できる人材養成に取り組んでいる。
- 実践的なファッションビジネスにおける高度専門職業人を養成する日本唯一の専門職大学院として、海外の大学や大学院、企業に対し特別講義などを通じてファッションビジネスにおける知識やノウハウを提供することで、本大学院の国際的な認知度向上に努めている。
- 「中期計画 FU チェックリスト」に沿って PDCA を回しており、国際交流に関する新たな取組みにも挑戦している。

(2) 自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など

- 令和 6(2024)年度に実施した国際交流の対象国及び地域は、米国の他、中国、台湾、タイといったアジア地域であった。世界のファッションビジネスの中心の一つである欧州地域の国々との国際交流を推進していくことが課題である。

(3) 課題などに対する改善状況と今後の取組み予定

本学園の附属国際交流機関である「文化学園国際交流センター」との連携を深め、幅広い

国及び地域との国際交流プログラムを計画、推進することで課題を改善していく。今後の取り組み予定は、以下のとおりである。

①海外大学・大学院等との交流

- ・アメリカのイリノイ大学アーバナ・シャンペーン校の学生を招き、3 コース合同の科目である「サステナブルファッション A」でサステナブルなファッション素材に関する意見交換を実施する。（令和7(2025)年5月23日予定）

②海外企業との交流

- ・イタリアの UNIC（イタリア・タンナーズ協会）から講師を招き、ファッションデザインコースとファッション経営管理コースの院生に、最新のなめし技術で製造される高級イタリアン・レザーのワークショップを開催する。（令和7(2025)年5月16日予定）
- ・ファッション経営管理コースが、ブラジルのファッション及び繊維関連企業の経営者、及び起業家を対象に3日間の日本のファッション市場を学ぶ研修を企画し、実施する。（令和8(2026)年4月予定）

基準 B. 社会貢献・地域貢献

B-1. 社会貢献・地域貢献の推進

①企業受託研修

②産学官提携プロジェクト

(1) B-1 の自己判定

基準項目 B-1 を満たしている。

(2) B-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

①企業受託研修

- ・本大学院は高度専門職業人として必要な理論と実務の両面にわたる能力を培うことを教育研究上の目的としている。本大学院の教育課程の一環を企業の社員教育養成プログラムとして活用し、専任教員を中心に研修を行い企業の人材養成や企業が求める技術者の養成に貢献している。
- ・「株式会社コム デ ギャルソン新入社員研修」は平成 21(2009)年度から令和 6(2024)年度まで継続しており、新入社員を対象に「プロフェッショナルとしての店頭販売の知識」というテーマの下、担当教員が各専門領域についての講義を実施している。

【資料 B-1-1】

②産学官提携プロジェクト

- ・本大学院は、企業や地方自治体等と共同でプロジェクトに取り組んでいる。産学コラボレーションでは、院生が企業と連携することで原材料の提供を受け、作品制作や作品展示を実施している。地域社会連携事業では、地方自治体と連携した取り組みを実施している。教育支援プログラムでは、企業から院生に対して産学連携による教育支援プログラムを実施し、実践的な技術力の提供を進めている。

【資料 B-1-1】 【表 B-1-1】 【表 B-1-2】 【表 B-1-3】

【表 B-1-1】 産学コラボレーション（一部抜粋）

	企業名／実施時期	概要
ファッション クリエイション 専攻	東レ株式会社 2018～2024 年度まで継続実施	スエード調人工皮革 Ultrasuede® に関する特別講義及び素材の提供を受け、ウルTRASエードの新たな使用方法や可能性を研究し、作品制作を実施している。
	ドーメル・ジャパン株式会社 2018～2024 年度まで継続実施	世界中の産地より吟味され厳選された原毛を使用した高級ウールに関する特別講義及び素材の提供を受け、ウールの特性を生かした新たな可能性を研究し、作品制作を実施している。
	株式会社 SHINDO 2022～2024 年度まで継続実施	リボン、コード等の服飾副資材を取り扱う株式会社 SHINDO のショールームを訪問し、会社概要の説明及び副資材の提供を受け、既存の使用方法にとられない新たな活用方法を研究し、作品制作を実施している。

文化ファッション大学院大学

	東レコーテックス株式会社 2024年	ホットメルト、シームテープの服飾副資材の提供を受け、「基礎研究・創作」「ニューテクノロジー演習」の作品制作を実施している。
	カンボウプラス株式会社 2022～2024年度まで継続実施	「BFGU×カンボウプラス株式会社 アップサイクルプロジェクト」を「基礎研究・創作」で実施している。製造の過程で生じる端材・廃材が大量に処分されている現状を特別講義で学び、提供を受けた廃材を活用したファッション小物のサンプル制作をグループワークで行っている。
	株式会社 BULA 2024年	「BFGU×株式会社 BULA Branding Simulation」を「修了研究・創作」で実施している。OEM・ODM企業の企画・デザイン・生産について特別講義を受け、「ビジネスウエア」をテーマに、企画からサンプル制作をグループワークで行っている。
	株式会社 ZOZO NEXT 2021～2024年度まで継続実施	アパレル CAD I で制作、選抜された院生の作品を、ZOZO NEXTの研究プロジェクト「Drip」内で活躍中のバーチャルモデルが着用するコラボレーション企画「BFGU×Project Drip」を実施している。
ファッション マネジメント 専攻	プーマジャパン株式会社 2024年度	プーマジャパン株式会社の2024年秋冬プレスレビューにおいて、1年次と2年次を対象とした「BFGU×PUMA JAPAN styling project」を実施している。本プロジェクトは、プーマのシューズ「PALERMO」の最新モデルの発表に合わせ院生が自身の保有する服を活用してスタイリング提案を行っている。
	株式会社インター ブランドジャパン 2024年度	株式会社インターブランドジャパンが受託した新宿北街区のコンセプト開発と用途構成検討を行うプロジェクトにおいて、ファッションマネジメント専攻1・2年次生10人が、若者の視点で変化の兆しを収集し、他大学の学生とともにディスカッションを行う「未来シナリオ発想ワークショップ」に参加している。

【表 B-1-2】地域社会連携事業

	企業名／実施時期	概要
ファッション クリエイション 専攻	岩手県 2024年度	岩手県商工労働観光部産業経済交流課との連携により、「いわてアパレルフェスタ」における「いわてアパレル学生ファッションデザインコンテスト」の入選作品2体のパターン制作を院生が担当している。また、同イベント会場において院生が制作した研究作品の展示及び縫製技術体験ワークショップを実施している。

【表 B-1-3】産学連携による教育支援プログラム

	企業名／実施時期	概要
ファッション クリエイション 専攻	株式会社島精機製作所 2018～2024 年度まで継続実施	株式会社島精機製作所と共同で、同社製のコンピュータ・ホールガーメントニット横編機及びニットCADのホールガーメントニットのプログラミングオペレーターの養成に取り組んでいる。
	株式会社ユカアンドアルファ 2020～2024 年度まで継続実施	株式会社ユカアンドアルファと共同で、同社製の3DCAD ソフト CLO エンタープライズの技術の修得を目的に、3DCAD モデリスト養成に取り組んでいる。

【基準 B の自己評価】

(1) 成果が出ている取組み、特色ある取組み

- ・日本で唯一のファッションビジネス分野の専門職大学院である強みを生かし、数多くの企業と連携を図りながら、院生が主体となり作品制作や課題解決に向けた提案を実施している。
- ・ファッションクリエイション専攻の株式会社 BULA との取組みにおいては、院生が実際のアパレル生産の流れに即した企画サンプルの制作を行った。連携した企業のデザイナーやパタンナーに向けた報告と、プロフェッショナルな視点からのフィードバックを受けることにより、商品制作に不可欠な検討項目や、生産工程やコスト管理についても学ぶ実践的な取組みとなった。

(2) 自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など

令和 6(2024)年度ファッションクリエイション専攻 産学連携アンケートにおいて、スエード調人工皮革 Ultrasuede® (東レ株式会社) の提供を受ける産学コラボレーションでは「特別講義の時期を早め、早い時期から原材料に触れて、ブラッシュアップされた作品を期待する」という提言を受けた。特別講義からプロジェクト参加募集の締め切り期間について再度確認を行った結果、提供される原材料の研究、試作の時間が十分ではなかったことが確認された。

(3) 課題などに対する改善状況と今後の取組み予定

令和 7(2025)年度より 2 年次生に向けた特別講義の時期を約 1 ヶ月早め、原材料の研究と試作の時間を増やす。さらにファッションクリエイション専攻 1 年次生対象に開講する「クリエイション造形 I」「素材の特性・応用」の授業内で Ultrasuede® の素材特性や作品制作への可能性について考える時間を設け、2 年次の研究、作品制作へと促していく。

V. 特記事項

1. 文化ファッション大学院大学ファッションウィーク (BFGU FW)

- ・本大学院は、研究成果の発表の場として、文化ファッション大学院大学ファッションウィーク（以下「BFGU FW」という）を平成 21(2009)年より毎年 1 月末から 2 月初旬にかけて開催している。BFGU FW は、院生の研究成果の発表を通して、新たな知財創造ビジネスの可能性を見いだす場として位置づけている。革新と進化が求められるファッション産業界において、クリエイション、ビジネスの視点から多様な価値観を提案することを目的としている。
- ・第 17 回目の BFGU FW は、令和 7(2025)年 1 月 27 日(月)～31 日(金)に開催し、来場者数は約 3,100 人、企業や団体 22 社から後援・協賛・協力を得た。各専攻と各コースの開催内容として、ファッションクリエイション専攻は、ファッションショーと展示形式で研究成果を発表した。ファッションショーでは、2 年次「修了研究・創作」の学内審査により選抜されたファッションデザインコースの 10 人が一人当たり 7 体の作品を、ファッションテクノロジーコースの 5 人が一人当たり 2 体の作品を、自らスタイリング、ヘアメイク、演出等を手がけ、発表している。展示では、1 年次は「基礎研究・創作」2 年次は「修了研究・創作」で制作した作品の展示を行った。ファッションクリエイション専攻の教員、並びにファッションビジネスに従事する学外の審査員が研究成果を評価している。ファッション経営管理コースでは、1・2 年次生全員が研究成果を発表する研究発表会を開催した。1 年次生は「先行研究プロジェクト」、2 年次生は「修了研究プロジェクト」の研究成果を口頭で発表している。発表会には、ファッション経営管理コースの教員と院生、文化学園内の教職員が出席し、評価担当教員が研究成果を評価した。また、オンライン上での作品発表として、ファッションクリエイション専攻による 3DCAD 作品、株式会社 ZOZO NEXT とのコラボレーション「BFGU×Project Drip」、ファッションデザインコース 2 年次生によるビジュアル作品集「BFGU MAGAZINE」があり、平成 29(2017)年から国際交流を行っているチェコ国立プラハ応用美術大学 (UMPRUM) のファッションショーの映像も国際交流の一環として掲載した。



- ・BFGU FW は、院生の研究発表の場と同時に企業や団体との産官学連携の成果を発表する場ともなっている。以上のとおり、BFGU FW は次代のファッションビジネスの方向性を示唆し、国際的に通用する新たな知財創造ビジネスの可能性を見いだす場として機能している。

【資料特-1-1】

VI. 法令等の遵守状況一覧

学校教育法

	遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目
第 83 条	○	学則第 1 条に目的を明記している。	1-1
第 83 条の 2	-	本大学院は専門職大学院として設置認可を受けているため該当しない。	1-1
第 85 条	○	本大学院は専門職大学院として設置認可を受けており、専門職学位課程のみ設置している。	1-1
第 87 条	-	本大学院は専門職大学院であり、標準修業年限を 2 年とする専門職学位課程であるため該当しない。	4-1
第 88 条	-	相当期間の修業年限への通算については実施していないため該当しない。	4-1
第 88 条の 2	-	本大学院は専門職大学院であり、標準修業年限を 2 年とする専門職学位課程であるため該当しない。	4-1
第 89 条	-	本大学院は専門職大学院であり、標準修業年限を 2 年とする専門職学位課程であるため該当しない。	4-1
第 90 条	-	本大学院は専門職大学院であり、標準修業年限を 2 年とする専門職学位課程であるため該当しない。	3-1
第 92 条	○	学則第 23 条、第 24 条に教職員組織を明記している。	4-2 5-1 5-2
第 93 条	○	学則第 26 条に教授会を置くことを定め、別に「教授会規程」に必要事項を定めている。また、「学長裁定」で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるものについて、定めている。	5-1
第 104 条	○	学則第 12 条及び学位規程に明記し、専門職学位を授与している。	4-1
第 105 条	-	本大学院の院生以外の者を対象とした特別な課程は編成していないため該当しない。	4-1
第 108 条	-	本大学院は専門職大学院であり、標準修業年限を 2 年とする専門職学位課程であるため該当しない。	3-1
第 109 条	○	「学則」第 1 条の 2 及び「自己点検・評価規程」に明記し、本大学院ホームページにて公表している。また、5 年ごとに機関別と分野別の認証評価を受けている。	2-2
第 113 条	○	本大学院ホームページにて教育研究活動の状況を公表している。	4-2
第 114 条	○	「学則」第 23 条及び「学校法人文化学園職制」に事務職員について明記し、適切に事務を遂行している。	5-1 5-3
第 122 条	-	本大学院は専門職大学院であり、標準修業年限を 2 年とする専門職学位課程であるため該当しない。	3-1
第 132 条	-	本大学院は専門職大学院であり、標準修業年限を 2 年とする専門職学位課程であるため該当しない。	3-1

学校教育法施行規則

	遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目
第 4 条	○	学則に明記している。	4-1 4-2
第 24 条	-	本大学院は専門職大学院であり、標準修業年限を 2 年とする専門職学位課程であるため該当しない。なお、学籍・成績は適切に管理している。	4-2
第 26 条 第 5 項	○	「学生の懲戒に関する規程」を策定し、手続きを明記している。	5-1
第 28 条	○	担当部署にて備えている。	4-2

文化ファッション大学院大学

第 143 条	-	教授会の定めるところによる代議員会等は置いていないため該当しない。	5-1
第 146 条	-	修業年限の通算は実施していないため該当しない。	4-1
第 147 条	-	本大学院は専門職大学院であり、標準修業年限を 2 年とする専門職学位課程であるため該当しない。	4-1
第 148 条	-	本大学院は専門職大学院であり、標準修業年限を 2 年とする専門職学位課程であるため該当しない。	4-1
第 149 条	-	本大学院は専門職大学院であり、標準修業年限を 2 年とする専門職学位課程であるため該当しない。	4-1
第 150 条	-	本大学院は専門職大学院であり、標準修業年限を 2 年とする専門職学位課程であるため該当しない。	3-1
第 151 条	-	本大学院は専門職大学院であり、標準修業年限を 2 年とする専門職学位課程であるため該当しない。	3-1
第 152 条	-	本大学院は専門職大学院であり、標準修業年限を 2 年とする専門職学位課程であるため該当しない。	3-1
第 153 条	-	本大学院は専門職大学院であり、標準修業年限を 2 年とする専門職学位課程であるため該当しない。	3-1
第 154 条	-	本大学院は専門職大学院であり、標準修業年限を 2 年とする専門職学位課程であるため該当しない。	3-1
第 161 条	-	本大学院は専門職大学院であり、標準修業年限を 2 年とする専門職学位課程であるため該当しない。	3-1
第 162 条	-	転学制度がないため該当しない。	3-1
第 163 条	○	学年の始期及び終期は学則第 13 条に明記しているが、学年の途中ででの入学及び修了は認めていない。	4-2
第 163 条の 2	○	科目等履修生規程第 10 条に明記している。	4-1
第 164 条	-	本大学院の院生以外の者を対象とした特別の課程は編成していないため該当しない。	4-1
第 165 条の 2	○	教育上の目的を踏まえ、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーを研究科、専攻別に定めている。	1-1 2-3 3-1 4-1 4-2
第 166 条	○	学校教育法第 109 条第 1 項に規定する点検及び評価を行うにあたり「自己点検・評価規程」を定め、適切な項目を設定し適当な体制を整えている。	2-2
第 172 条の 2	○	本大学院ホームページにおいて定められた項目に関する情報を公表している。	1-1 3-1 4-1 4-2 6-1
第 173 条	○	学則第 11 条に修了要件を定め、第 12 条に専門職学位課程の学位を授与する要件を明記している。	4-1
第 178 条	-	本大学院は専門職大学院であり、標準修業年限を 2 年とする専門職学位課程であるため該当しない。	3-1
第 186 条	-	本大学院は専門職大学院であり、標準修業年限を 2 年とする専門職学位課程であるため該当しない。	3-1

大学設置基準

	遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目
第 1 条	○	学校教育法その他の法令を遵守し、大学設置基準を最低基準として向上に努めている。	2-2 2-3
第 2 条	○	学則第 1 条に教育研究上の目的を明記している。	1-1
第 2 条の 2	○	入学者の選抜は、「入試判定会議規程」等を定め、アドミッション・ポリシーに基づき、公正かつ妥当な方法により、適切な体制を整えて実施している。	3-1

文化ファッション大学院大学

第3条	-	本大学院は専門職大学院であり、標準修業年限を2年とする専門職学位課程であるため該当しない。	1-1
第4条	-	本大学院は専門職大学院であり、標準修業年限を2年とする専門職学位課程であるため該当しない。	1-1
第5条	-	本大学院は専門職大学院であり、標準修業年限を2年とする専門職学位課程であるため該当しない。	1-1
第6条	-	本大学院は専門職大学院であり、標準修業年限を2年とする専門職学位課程であるため該当しない。	1-1 4-2 5-2
第7条	○	教育研究上の目的を達成するために必要な教職員等からなる教育研究実施組織を適切に編制している等、法令を遵守している。	3-2 3-3 3-4 4-2 5-1 5-2 5-3
第8条	-	本大学院は専門職大学院であり、標準修業年限を2年とする専門職学位課程であるため該当しない。	4-2 5-2
第9条	-	授業を担当しない教員を置いていないため該当しない。	4-2 5-2
第10条 (旧第13条)	-	本大学院は専門職大学院であり、標準修業年限を2年とする専門職学位課程であるため該当しない。	4-2 5-2
第11条	○	教育研究活動等の適切かつ効果的な運営や教育の充実を図るため、組織的に研修等を行っている	4-2 4-3 5-3
第12条	○	学長選考基準に基づき、選考されている。	5-1
第13条	○	「専任教員の任用に関する規程」に基づき、教授の資格がある人物を任用している。	4-2 5-2
第14条	○	「専任教員の任用に関する規程」に基づき、准教授の資格がある人物を任用している。	4-2 5-2
第15条	-	講師を置いていないため該当しない。	4-2 5-2
第16条	○	「専任教員の任用に関する規程」に基づき、助教の資格がある人物を任用している。	4-2 5-2
第17条	○	「助手規程」に基づき、助手の資格がある人物を採用している。	4-2 5-2
第18条	○	学則第5条に収容定員を定め、教育研究実施組織、校地、校舎等の施設、設備その他の教育上の諸条件を総合的に考慮し適正に管理している。	3-1
第19条	○	教育課程の編成方針は、研究科、専攻、コースにおいてカリキュラム・ポリシーを定め、適切に編成している。	4-2
第19条の2	-	連携開設科目を開設していないため該当しない。	4-2
第20条	○	学則第7条別表1に明記し、各授業科目を必修科目、選択科目に分け、教育課程を編成している。	4-2
第21条	○	学則第7条別表1、第8条に明記している。	4-1
第22条	○	学則第13条に明記している。	4-2
第23条	○	学則13条に学年及び学期を明記している。履修要項において各授業科目の授業期間は15週にわたって行うと明記している。	4-2
第24条	○	教育効果を十分に上げられるよう適切な人数としている。	4-2
第25条	○	授業は、講義、演習のいずれか、または併用により行っている。授業方法については、シラバスで公表している。	3-2 4-2
第25条の2	○	授業の方法及び内容並びに1年間の授業計画はシラバスに明示している。学修成果はアセスメントプランを定め、学生に対してあらかじめ明示している。	4-1
第26条	-	昼夜開講制を行っていないため該当しない。	4-2
第27条	○	学則第8条に明記し、単位を授与している。	4-1

文化ファッション大学院大学

第 27 条の 2	○	単位履修に関する細則第 6 条に明記している。	4-2
第 27 条の 3	-	本大学院は専門職大学院であり、標準修業年限を 2 年とする専門職学位課程であるため該当しない。	4-1
第 28 条	-	本大学院は専門職大学院であり、標準修業年限を 2 年とする専門職学位課程であるため該当しない。	4-1
第 29 条	-	本大学院は専門職大学院であり、標準修業年限を 2 年とする専門職学位課程であるため該当しない。	4-1
第 30 条	-	本大学院は専門職大学院であり、標準修業年限を 2 年とする専門職学位課程であるため該当しない。	4-1
第 30 条の 2	-	長期にわたる教育課程の履修制度を設けていないため該当しない。	4-2
第 31 条	○	学則第 28 条及び科目等履修生規程に明記している。	4-1 4-2
第 32 条	-	本大学院は専門職大学院であり、標準修業年限を 2 年とする専門職学位課程であるため該当しない。	4-1
第 33 条	-	本大学院は専門職大学院であり、標準修業年限を 2 年とする専門職学位課程であるため該当しない。	4-1
第 34 条	-	本大学院は学校教育法第 103 条に定める大学のため該当しない。	3-5
第 35 条	-	本大学院は学校教育法第 103 条に定める大学のため該当しない。	3-5
第 36 条	○	第 1 項から第 3 項までの校舎等施設はすべて備えている。第 4 項は夜間学部を有していないため該当しない。	3-5
第 37 条	-	本大学院は学校教育法第 103 条に定める大学のため該当しない。	3-5
第 37 条の 2	-	本大学院は学校教育法第 103 条に定める大学のため該当しない。	3-5
第 38 条	○	図書館等は、教育研究上必要な資料を備え、機能を十分に発揮させるために必要な人員等を置いている。	3-5
第 39 条	-	本大学院は専門職大学院であり、標準修業年限を 2 年とする専門職学位課程であるため該当しない。	3-5
第 39 条の 2	-	本大学院は専門職大学院であり、標準修業年限を 2 年とする専門職学位課程であるため該当しない。	3-5
第 40 条	-	本大学院は専門職大学院であり、標準修業年限を 2 年とする専門職学位課程であるため該当しない。	3-5
第 40 条の 2	-	本大学院は二以上の校地を有していないため該当しない。	3-5
第 40 条の 3	○	教育研究上の目的を達成するために必要な経費を確保し、教育研究にふさわしい環境の整備に努めている。	3-5 5-4
第 40 条の 4	○	大学院名、研究科名等は教育研究上の目的に合致している。	1-1
第 41 条	-	学部等連係課程実施基本組織を置いていないため該当しない。	4-2
第 42 条	-	専門職学科を編成していないため該当しない。	1-1
第 42 条の 2	-	専門職学科を編成していないため該当しない。	3-1
第 42 条の 3	-	専門職学科を編成していないため該当しない。	5-2
第 42 条の 4	-	専門職学科を編成していないため該当しない。	4-2
第 42 条の 5	-	専門職学科を編成していないため該当しない。	4-2 5-1
第 42 条の 6	-	専門職学科を編成していないため該当しない。	4-2
第 42 条の 7	-	専門職学科を編成していないため該当しない。	4-2
第 42 条の 8	-	専門職学科を編成していないため該当しない。	4-1
第 42 条の 9	-	専門職学科を編成していないため該当しない。	4-1
第 42 条の 10	-	専門職学科を編成していないため該当しない。	3-5
第 43 条	-	共同教育課程を編成していないため該当しない。	4-2
第 44 条	-	共同教育課程を編成していないため該当しない。	4-1
第 45 条	-	共同教育課程を編成していないため該当しない。	4-1
第 46 条	-	共同教育課程を編成していないため該当しない。	4-2 5-2

文化ファッション大学院大学

第 47 条	-	本大学院は学校教育法第 103 条に定める大学のため該当しない。	3-5
第 48 条	-	本大学院は学校教育法第 103 条に定める大学のため該当しない。	3-5
第 49 条	-	本大学院は学校教育法第 103 条に定める大学のため該当しない。	3-5
第 49 条の 2	-	工学に関する学部を編成していないため該当しない。	4-2
第 49 条の 3	-	工学に関する学部を編成していないため該当しない。	5-2
第 49 条の 4	-	工学に関する学部を編成していないため該当しない。	5-2
第 58 条	-	外国に学部、学科その他の組織を設けていないため該当しない。	1-1
第 59 条	○	本大学院は学校教育法第 103 条に定める大学院大学のため、適用除外に従って運営している。	3-5
第 61 条	-	新たな大学等の設置、薬学を履修する課程がないため該当しない。	3-5 4-2 5-2

専門職大学設置基準 「該当なし」

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 1 条			2-2 2-3
第 2 条			1-1
第 3 条			3-1
第 4 条			1-1
第 5 条			1-1
第 6 条			1-1
第 7 条			1-1 4-2 5-2
第 8 条			3-1
第 9 条			4-2
第 10 条			4-2 5-1
第 11 条			4-2
第 12 条			4-2
第 13 条			4-2
第 14 条			4-1
第 15 条			4-2
第 16 条			4-2
第 17 条			4-2
第 18 条			3-2 4-2
第 19 条			4-1
第 20 条			4-2
第 21 条			4-1
第 22 条			4-2
第 23 条			4-1
第 24 条			4-1
第 25 条			4-1
第 26 条			4-1
第 27 条			4-2
第 28 条			4-1

文化ファッション大学院大学

			4-2
第 29 条			4-1
第 30 条			4-1
第 31 条			3-2 3-3 3-4 4-2 5-1 5-2 5-3
第 32 条			4-2 5-2
第 33 条			4-2 5-2
第 34 条			4-2 5-2
第 35 条			5-2
第 36 条			4-2 4-3 5-3
第 37 条			5-1
第 38 条			4-2 5-2
第 39 条			4-2 5-2
第 40 条			4-2 5-2
第 41 条			4-2 5-2
第 42 条			4-2 5-2
第 43 条			3-5
第 44 条			3-5
第 45 条			3-5
第 46 条			3-5
第 47 条			3-5
第 48 条			3-5
第 49 条			3-5
第 50 条			3-5
第 51 条			3-5
第 52 条			3-5
第 53 条			3-5 5-4
第 54 条			1-1
第 55 条			4-2
第 56 条			4-1
第 57 条			4-1
第 58 条			4-2 5-2
第 59 条			3-5
第 60 条			3-5
第 61 条			3-5

文化ファッション大学院大学

第 77 条			1-1
第 78 条			3-5 4-2 5-2

学位規則

	遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目
第 2 条	-	本大学院は専門職大学院であり、標準修業年限を 2 年とする専門職学位課程であるため該当しない。	4-1
第 2 条の 3	-	本大学院は専門職大学院であり、標準修業年限を 2 年とする専門職学位課程であるため該当しない。	4-1
第 10 条	○	学則第 12 条に明記している。	4-1
第 10 条の 2	-	共同教育課程を設置していないため該当しない。	4-1
第 13 条	○	学則第 11 条及び学位規程に明記している。改正を行った際は、文部科学大臣に報告を行っている。	4-1

私立学校法

	遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目
第 20 条	○	特別な利益供与の禁止については、寄附行為第 23 条第 2 項、第 20 条、第 47 条に明記している。また、学校法人会計基準に則り、関係当事者との取引調査を行っている。	6-1
第 27 条	○	寄附行為の備置き及び閲覧については、寄附行為第 69 条第 2 項に明記している。	6-1
第 29 条	○	理事選任機関については、寄附行為第 7 条に明記している。なお、経過措置については、附則第 7 項各号に明記している。	6-2
第 30 条	○	理事の選任については、寄附行為第 8 条に基づいて適切に選任されている。	6-2
第 31 条	○	理事の資格及び構成については、寄附行為第 9 条に明記されている。	6-2
第 36 条	○	全ての理事で構成する理事会の職務は、寄附行為第 15 条に明記している。	2-1 2-3 6-1 6-2
第 37 条	○	理事長については寄附行為第 15 条第 2 項、代表業務執行理事については寄附行為第 15 条第 5 項、業務執行理事については寄附行為第 15 条第 6 項に明記している。	6-1 6-2
第 39 条	○	理事の報告義務等については、寄附行為第 17 条に明記している。	6-1 6-2 6-3
第 43 条	○	理事会の議事録については、寄附行為第 22 条に明記している。	6-2
第 45 条	○	監事の選任については、寄附行為第 23 条に明記している。	6-3
第 46 条	○	監事の資格については、寄附行為第 24 条に明記している。	6-3
第 52 条	○	監事の職務については、寄附行為第 29 条に明記している。	6-3
第 54 条	○	監事の評議員会に提出する議案等の調査義務については、寄附行為第 31 条 4 項に明記している。	6-3
第 55 条	○	監事の理事会及び評議員会への出席義務については、寄附行為第 29 条第 1 項第 3 号に明記している。	6-3
第 56 条	○	監事の理事会等の報告については、第 29 条第 1 項第 2 号及び第 4 号に明記している。	6-3
第 61 条	○	評議員の選任については、寄附行為第 33 条に明記している。なお、経過措置については、附則第 8 項各号に明記している。	6-3
第 62 条	○	評議員の資格及び構成については、寄附行為第 33 条及び第 34 条	6-3

文化ファッション大学院大学

		に明記している。なお、経過措置については、附則第 8 項各号に明記している。	
第 66 条	○	評議員の職務等については、寄附行為第 38 条に明記している。	6-3
第 78 条	○	評議員会の議事録については、寄附行為第 48 条に明記している。	6-3
第 80 条	○	会計監査人の選任等については、寄附行為第 50 条に明記している。	6-3 6-5
第 86 条	○	会計監査人の職務等については、寄附行為第 55 条に明記している。	6-5
第 99 条	○	予算及び事業計画については、寄附行為第 57 条に明記している。	1-1 2-3 6-4
第 100 条	○	役員及び評議員に対する報酬等については、寄附行為第 58 条に明記している。	6-2 6-3
第 103 条	○	計算書類の作成については、寄附行為第 68 条に明記している。 計算書類の保存については、文書管理規程 別表 文書保存年限表 第 2 類 10 年保存 第 6 項に明記している。	6-1 6-2 6-3 6-4 6-5
第 104 条	○	計算書類の監査等については、寄附行為第 68 条に明記している。	6-2 6-5
第 105 条	○	計算書類等の評議員への提供等については、寄附行為第 68 条第 2 項に明記している。	6-3
第 106 条	○	計算書類及び監査報告の備置き及び閲覧については、寄附行為第 69 条に明記している。	6-1
第 107 条	○	財産目録等の作成、備置き及び閲覧については、寄附行為第 69 条に明記している。	6-1
第 108 条	○	寄附行為の変更等については、寄附行為第 71 条に明記している。	6-1
第 144 条	○	会計監査人の設置の特例については、寄附行為第 6 条第 3 項に明記している。	6-5
第 145 条	○	常勤監事の選定の特例については、寄附行為第 30 条に明記している。	6-3
第 146 条	○	理事の構成については、寄附行為第 8 条第 1 項にて、理事の報告義務については第 17 条に明記している。	6-2
第 148 条	○	中期計画については、寄附行為第 57 条第 2 項に明記している。	1-1 2-1 2-3 6-1 6-4
第 151 条	○	情報の公表については、寄附行為第 75 条に明記している。	6-1

学校教育法（大学院関係）

	遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目
第 99 条	○	学則第 1 条に明記している。教育課程連携協議会を開催し学外委員からの協力を得て、教育課程を編成・実施している。	1-1
第 100 条	○	学則第 2 条に明記している。	1-1
第 102 条	○	学則第 15 条及び学生募集要項に明記している。	3-1

学校教育法施行規則（大学院関係）

	遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目
第 155 条	○	学則第 15 条及び学生募集要項に明記している。	3-1

文化ファッション大学院大学

第 156 条	-	本大学院は専門職大学院であり、標準修業年限を 2 年とする専門職学位課程であるため該当しない。	3-1
第 157 条	-	本大学院は専門職大学院であり、標準修業年限を 2 年とする専門職学位課程であるため該当しない。	3-1
第 158 条	-	本大学院は専門職大学院であり、標準修業年限を 2 年とする専門職学位課程であるため該当しない。	3-1
第 159 条	-	本大学院は専門職大学院であり、標準修業年限を 2 年とする専門職学位課程であるため該当しない。	3-1
第 160 条	-	本大学院は専門職大学院であり、標準修業年限を 2 年とする専門職学位課程であるため該当しない。	3-1

大学院設置基準

	遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目
第 1 条	○	学校教育法その他の法令を遵守し、大学院設置基準を最低基準として向上に努めている。	2-2 2-3
第 1 条の 2	○	学則第 1 条に明記し、本大学院ホームページや学校案内にて公表している。	1-1
第 1 条の 3	○	入学者の選抜は、「入試判定会議規程」等を定め、アドミッション・ポリシーに基づき、公正かつ妥当な方法により、適切な体制を整えて実施している。	3-1
第 2 条	○	学則第 2 条に明記している。	1-1
第 2 条の 2	-	夜間大学院を設置していないため該当しない。	1-1
第 3 条	○	本大学院は専門職大学院であり、標準修業年限を 2 年とする専門職学位課程であるため該当しない。	1-1
第 4 条	-	本大学院は専門職大学院であり、標準修業年限を 2 年とする専門職学位課程であるため該当しない。	1-1
第 5 条	○	研究科及び専攻は教育研究上適当な規模であり、教員数等は法令に定められた基準を満たしている。	1-1
第 6 条	○	学則第 2 条に明記している。	1-1
第 7 条	○	学部は有していないが、同一法人内の研究所等と適切な連携を図っている。	1-1
第 7 条の 2	-	複数の大学が協力して教育研究を行う研究科を置いていないため該当しない。	1-1 4-2 5-2
第 7 条の 3	-	研究科以外の教育研究上の基本となる組織を設置していないため該当しない。	1-1 4-2 5-2
第 8 条	○	教育研究上の目的を達成するために必要な教職員等からなる教育研究実施組織を編制している等、法令を遵守している。	3-2 3-3 3-4 4-2 5-1 5-2 5-3
第 9 条	○	本大学院は専門職大学院であり、標準修業年限を 2 年とする専門職学位課程であるため該当しない。	4-2 5-2
第 9 条の 3	○	教育研究活動等の適切かつ効果的な運営や教育の充実を図るため、組織的に研修等を行っている。	4-2 4-3 5-3
第 10 条	○	収容定員について、学則第 5 条に明記し、教育研究にふさわしい環境の確保のため、在学する学生の数を適正に管理している。	3-1
第 11 条	○	教育課程の編成方針は、専攻・コースごとのディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーに基づき策定し、専攻分野に関連する分野の基礎的要素を涵養するよう適切に配慮している。	4-2
第 12 条	○	シラバスに明記している授業科目の授業及び研究指導により、教	3-2

文化ファッション大学院大学

		育を実施している。また、「助手規程」を基に本大学院の教育研究の円滑な実施を支援するために助手を採用している。	4-2
第13条	○	研究指導は、専任教員の任用に関する規程第3条、第4条、第5条に該当する教員が行っている。	3-2 4-2
第14条	-	特例による教育は行っていないため該当しない。	4-2
第14条の2	○	授業及び研究指導の方法及び内容並びに一年間の授業及び研究指導の計画、成績の評価基準及び評価方法はシラバスに明示している。また、修了の認定に当たっては、学位審査基準に基づいて適切に行っている。	4-1
第15条	○	準用される大学設置基準の条項に沿って当該事項を定めている。	3-2 3-5 4-1 4-2
第16条	-	本大学院は専門職大学院であり、標準修業年限を2年とする専門職学位課程であるため該当しない。	4-1
第17条	-	本大学院は専門職大学院であり、標準修業年限を2年とする専門職学位課程であるため該当しない。	4-1
第19条	○	教育研究に必要な専用の講義室、研究室、演習室等を備えている。	3-5
第20条	○	教員数及び学生数に応じて必要な備品、特殊機器等を十分に備えている。	3-5
第21条	○	学則第6条に明記し、教育研究上必要な資料を系統的に整備し提供している。	3-5
第22条	○	学則第6条で同一法人の学校及び附置研究所等との共用とすることを明記している。	3-5
第22条の2	-	本大学院は二以上の校地を有していないため該当しない。	3-5
第22条の3	○	教育研究上の目的を達成するために必要な経費を確保し、教育研究にふさわしい環境の整備に努めている。	3-5 5-4
第22条の4	○	研究科及び専攻の名称は、教育研究上の目的に合致している。	1-1
第23条	○	本大学院の研究科の種類及び数、教員数その他は、教育研究上の目的に応じた適当な規模内容を有している。	1-1
第24条	○	教育研究上の必要に応じた十分な規模の校舎等の施設を有している。なお、同一法人内の研究所等の施設及び設備を共有している。	3-5
第25条	-	通信教育を行う課程を置いていないため該当しない。	4-2
第26条	-	通信教育を行う課程を置いていないため該当しない。	4-2
第27条	-	通信教育を行う課程を置いていないため該当しない。	4-2 5-2
第28条	-	通信教育を行う課程を置いていないため該当しない。	3-2 4-1 4-2
第29条	-	通信教育を行う課程を置いていないため該当しない。	3-5
第30条	-	通信教育を行う課程を置いていないため該当しない。	3-2 4-2
第30条の2	-	研究科等連携課程実施基本組織を設置していないため該当しない。	4-2
第31条	-	共同教育課程を編成していないため該当しない。	4-2
第32条	-	共同教育課程を編成していないため該当しない。	4-1
第33条	-	共同教育課程を編成していないため該当しない。	4-1
第34条	-	共同教育課程を編成していないため該当しない。	3-5
第34条の2	-	工学を専攻する研究科の教育課程を編成していないため該当しない。	4-2
第34条の3	-	工学を専攻する研究科の教育課程を編成していないため該当しない。	5-2
第42条	-	博士課程を設置していないため該当しない。	3-3

文化ファッション大学院大学

第 43 条	○	本大学院ホームページにおいて、授業料、入学料その他徴収する費用及び奨学金に関する情報を明示している。	3-4
第 45 条	-	外国に研究科、専攻その他の組織を設けていないため該当しない。	1-1
第 46 条	-	新たな大学院及び研究科等の設置がないため該当しない。	3-5 5-2

専門職大学院設置基準

	遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目
第 1 条	○	専門職大学院設置基準を最低基準として向上に努めている。	2-2 2-3
第 2 条	○	目的については、学則第 1 条に明記しており、標準修業年限については、学則第 4 条に明記している。	1-1
第 3 条	-	修業年限の特例を認めていないため該当しない。	4-1
第 4 条	○	学則第 23 条に明記し、教育研究上必要な教職員を編成している。	4-2 5-1 5-2
第 5 条	○	専攻ごとに定める設置基準上必要な専任教員数を置いている。	4-2 5-2
第 5 条の 2	○	教育の充実を図るため、組織的に研修等を行っている。	4-2 4-3 5-3
第 6 条	○	教育課程は、専攻・コースごとのディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーを基に編成され、各専攻・コースに関連する職業を取り巻く状況に応じて必要な授業科目を開発し、定期的に教育課程の見直しを行っている。	4-2
第 6 条の 2	○	教育課程連携協議会規程に明記している。	4-2 5-1
第 6 条の 3	-	連携開設科目は開設していないため該当しない。	4-2
第 7 条	○	授業を行う学生数は、授業の方法及び施設、設備その他の教育上の諸条件を考慮して、教育効果を十分に上げられる人数としている。	4-2
第 8 条	○	専攻分野の目的に応じて、事例研究や現地調査等を取り入れて授業を行う等適切に配慮している。	3-2 4-2
第 9 条	-	通信教育を行う課程を置いていないため該当しない。	3-2 4-2
第 10 条	○	授業の方法や内容、一年間の授業計画、学修成果に関する評価基準はあらかじめシラバスで学生に明示しており、修了の認定にあたっては、学位審査基準に基づき適切に行っている。	4-1
第 11 条	○	単位履修に関する細則第 5 条に明記している。	4-2
第 12 条	-	連携開設科目は開設していないため該当しない。	4-1
第 13 条	○	学則第 9 条に明記している。	4-1
第 14 条	○	学則第 10 条に明記している。	4-1
第 15 条	○	学則第 11 条に明記している。	4-1
第 16 条	-	在学期間の短縮制度を認めていないため該当しない。	4-1
第 17 条	○	本大学院の施設及び設備その他諸条件は、専門職大学院の目的に照らし十分な教育効果を上げることができるものとなっている。	1-1 3-2 3-5 4-2 5-2
第 18 条	-	同条の規定に基づく課程を設置していないため該当しない。	1-1 4-1 4-2

文化ファッション大学院大学

第 19 条	-	同条の規定に基づく課程を設置していないため該当しない。	3-1
第 20 条	-	同条の規定に基づく課程を設置していないため該当しない。	3-1
第 21 条	-	同条の規定に基づく課程を設置していないため該当しない。	4-1
第 22 条	-	同条の規定に基づく課程を設置していないため該当しない。	4-1
第 23 条	-	同条の規定に基づく課程を設置していないため該当しない。	4-1
第 24 条	-	同条の規定に基づく課程を設置していないため該当しない。	4-1
第 25 条	-	同条の規定に基づく課程を設置していないため該当しない。	4-1
第 26 条	-	同条の規定に基づく課程を設置していないため該当しない。	1-1 4-1 4-2
第 27 条	-	同条の規定に基づく課程を設置していないため該当しない。	4-1
第 28 条	-	同条の規定に基づく課程を設置していないため該当しない。	4-1
第 29 条	-	同条の規定に基づく課程を設置していないため該当しない。	4-1
第 30 条	-	同条の規定に基づく課程を設置していないため該当しない。	4-1
第 31 条	-	同条の規定に基づく課程を設置していないため該当しない。	4-2
第 32 条	-	共同教育課程を編成していないため該当しない。	4-2
第 33 条	-	共同教育課程を編成していないため該当しない。	4-1
第 34 条	-	共同教育課程を編成していないため該当しない。	4-1
第 42 条	-	国際連携専攻を設けていないため該当しない。	2-2 2-3

学位規則（大学院関係）

	遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目
第 3 条	-	本大学院は専門職大学院であり、標準修業年限を 2 年とする専門職学位課程であるため該当しない。	4-1
第 4 条	-	本大学院は専門職大学院であり、標準修業年限を 2 年とする専門職学位課程であるため該当しない。	4-1
第 5 条	-	他の大学院又は研究所等の教員等の協力を得ていないため該当しない。	4-1
第 5 条の 3	○	学則第 12 条に明記している。	4-1
第 12 条	-	本大学院大学は専門職大学院であり、標準修業年限を 2 年とする専門職学位課程であるため該当しない。	4-1

大学通信教育設置基準 「該当なし」

	遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目
第 1 条			2-2 2-3
第 2 条			4-2
第 3 条			3-2 4-2
第 4 条			4-2
第 5 条			4-1
第 6 条			4-1
第 7 条			4-1
第 8 条			4-2 5-2
第 9 条			3-5
第 10 条			3-5

文化ファッション大学院大学

第 11 条			3-2 4-2
第 13 条			2-2 2-3

※「遵守状況」の欄に、法令等の遵守の状況を「○」「×」で記載し、該当しない場合は「-」で記載すること。

※「遵守状況の説明」は簡潔に記載すること。

※大学院等を設置していないなど、組織自体がない場合は、法令名の横に「該当なし」と記載すること。

VII. エビデンス集一覧

エビデンス集（データ編）一覧

コード	タイトル	備考
【共通基礎】	認証評価共通基礎データ	
【表 F-1】	理事長名、学長名等	
【表 F-2】	附属校及び併設校、附属機関の概要	
【表 F-3】	外部評価の実施概要	該当なし
【表 3-1】	学部、学科別在籍者数（過去 5 年間）	該当なし
【表 3-2】	研究科、専攻別在籍者数（過去 3 年間）	
【表 3-3】	学部、学科別退学者数及び留年者数の推移（過去 3 年間）	
【表 3-4】	就職相談室等の状況	
【表 3-5】	就職の状況（過去 3 年間）	
【表 3-6】	卒業後の進路先の状況（前年度実績）	
【表 3-7】	大学独自の奨学金給付・貸与状況（授業料免除制度）（前年度実績）	
【表 3-8】	学生の課外活動への支援状況（前年度実績）	該当なし
【表 3-9】	学生相談室、保健室等の状況	
【表 3-10】	附属施設の概要（図書館除く）	該当なし
【表 3-11】	図書館の開館状況	
【表 3-12】	情報センター等の状況	
【表 4-1】	授業科目の概要	
【表 4-2】	修得単位状況（前年度実績）	
【表 4-3】	年間履修登録単位数の上限と進級、卒業（修了）要件（単位数）	
【表 5-1】	職員数と職員構成（正職員・嘱託・パート・派遣別、男女別、年齢別）	
【表 6-1】	財務情報の公表（前年度実績）	
【表 6-2】	事業活動収支計算書関係比率（法人全体のもの）	
【表 6-3】	事業活動収支計算書関係比率（大学単独）	
【表 6-4】	貸借対照表関係比率（法人全体のもの）	
【表 6-5】	要積立額に対する金融資産の状況（法人全体のもの）（過去 5 年間）	

※該当しない項目がある場合は、備考欄に「該当なし」と記載。

エビデンス集（資料編）一覧

基礎資料

コード	タイトル	
	該当する資料名及び該当ページ	備考
【資料 F-1】	寄附行為	
	学校法人文化学園 寄附行為	
【資料 F-2】	大学案内	
	学校案内 2025	
【資料 F-3】	大学学則、大学院学則	
	学則	
【資料 F-4】	学生募集要項、入学者選抜要綱	
	2025 年度学生募集要項	
【資料 F-5】	学生便覧	
	学生生活ガイド (TOP)	
【資料 F-6】	大学組織図	
	組織図	
【資料 F-7】	事業計画書	

文化ファッション大学院大学

	2025（令和7）年度 学校法人文化学園事業計画	
【資料 F-8】	事業報告書	
	2024（令和6）年度 学校法人文化学園事業報告書	
【資料 F-9】	中期的な計画	
	学校法人文化学園 第二期中期計画（2023-2027）	
【資料 F-10】	法人及び大学の規定一覧及び規定集	
	学校法人文化学園規程集	
	文化ファッション大学院大学規程集	
【資料 F-11】	理事、監事、評議員、会計監査人の名簿（外部役員・内部役員）及び理事会、評議員会の前年度開催状況（開催日、開催回数、議題一覧、出席状況など）がわかる資料	
	役員・評議員・会計監査人 名簿（2025年7月1日現在）	
	2024年度 理事会・評議員会 開催状況	
【資料 F-12】	決算等の計算書類（過去5年間）、監事監査報告書（過去5年間）、会計監査報告（過去5年間）及び財産目録（最新のもの）	
	計算書類、監事監査報告書、会計監査報告、財産目録	
【資料 F-13】	履修要項、シラバス	
	履修要項	
	Web シラバス	
	https://cpgu-syllabus.bfgu-bunka.ac.jp/public/web/Syllabus/WebSyllabusKensaku/UI/WSL_SyllabusKensaku.aspx	
【資料 F-14】	三つのポリシー一覧（策定単位ごと）	
	建学の精神と三つのポリシー等	
【資料 F-15】	設置計画履行状況等調査結果への対応状況（直近のもの）	
	該当なし	
【資料 F-16】	認証評価で指摘された事項への対応状況（直近のもの）	
	改善報告書に対する審査の結果について（通知）	

基準 1. 使命・目的

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
1-1. 使命・目的及び教育研究上の目的の反映		
大学のウェブサイトで使命・目的、教育研究上の目的などを示す部分の URL		
【1-1-1】	文化ファッション大学院大学ホームページ 概要 https://bfgu-bunka.ac.jp/profile/outline/#EducationalPhilosophy	
使命・目的及び教育研究上の目的を検証する会議体の規則		
【1-1-2】	運営会議・内部質保証委員会規程	【F-10】 参照
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【1-1-a】	学則	【F-3】 参照
【1-1-b】	履修要項	【F-13】 参照
【1-1-c】	講師会 配布資料	
【1-1-d】	学校法人文化学園 2025 年度第 1 回理事会 議事録（議題抜粋）	
【1-1-e】	文化ファッション大学院大学中期計画（2023 年度～2027 年度）	
【1-1-f】	2022 年度 第 6 回 運営会議・内部質保証委員会 議事録	
【1-1-g】	【2024 年度】2023-2027 BFGU 中期計画フォローアップチェックリスト	
【1-1-h】	2024 年度 第 2 回+臨時 運営会議・内部質保証委員会 議事録	
【1-1-i】	2024 年度 第 8 回 運営会議・内部質保証委員会 議事録	
【1-1-j】	2024 年度 第 13 回 教授会 議事録	
【1-1-k】	文化ファッション大学院大学ホームページ 三つのポリシー https://bfgu-bunka.ac.jp/profile/outline/#Policy	
【1-1-l】	2024 年度 第 3 回 教授会 議事録	
【1-1-m】	2024 年度 教育課程連携協議会 議事録	
【1-1-n】	文化ファッション大学院大学ホームページ 海外との取り組み https://bfgu-bunka.ac.jp/profile/effort/	
【1-1-o】	カリキュラムマップ	
【1-1-p】	2024 年度 第 4 回 運営会議・内部質保証委員会 議事録	

基準 2. 内部質保証

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
2-1. 内部質保証の組織体制		
内部質保証に関する全学的な方針		
【2-1-1】	文化ファッション大学院大学における内部質保証の方針	
内部質保証のための組織図		
【2-1-2】	文化ファッション大学院大学における内部質保証の方針	
内部質保証に責任を持つ会議体の規則		
【2-1-3】	運営会議・内部質保証委員会規程	【F-10】 参照
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【2-1-a】	自己点検・評価規程	【F-10】 参照
【2-1-b】	教育課程連携協議会規程	【F-10】 参照
2-2. 内部質保証のための自己点検・評価		
自己点検・評価に関する規則		
【2-2-1】	自己点検・評価規程	【F-10】 参照
直近の自己点検・評価の報告書		
【2-2-2】	2023 年度 自己点検評価書	

文化ファッション大学院大学

【2-2-3】	【2024年度】2023-2027 BFGU 中期計画フォローアップチェックリスト	
自己点検・評価を担当する会議体の議事録		
【2-2-4】	2024年度 運営会議・内部質保証委員会 議事録	
【2-2-5】	2024年度 自己点検・評価委員会 議事録	
自己点検・評価の結果を学内に周知したことを示す文書		
【2-2-6】	2024年度 第5回 教授会 議事録	
【2-2-7】	2024年度 第9回 教授会 議事録	
【2-2-8】	自己点検・評価等の取り組みについて 学生への周知メール	
IRなどを検討する会議体の規則		
【2-2-9】	運営会議・内部質保証委員会規程	【F-10】参照
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【2-2-a】	2022年度 第6回 運営会議・内部質保証委員会 議事録	
【2-2-b】	2024年度 第13回 教授会 議事録	
【2-2-c】	2024年度 授業評価アンケート結果報告書	
【2-2-d】	2024年度 学生生活満足度調査結果報告書	
【2-2-e】	文化ファッション大学院大学ホームページ 自己点検・評価 https://bfgu-bunka.ac.jp/profile/effort/#SelfInspection	
【2-2-f】	2024年度 第3回 ファッションクリエイション専攻会議 議事録	
【2-2-g】	2024年度 第2回 ファッションマネジメント専攻会議 議事録	
【2-2-h】	2024年度 授業評価アンケート結果 自己点検レポート フォーマット	
2-3. 内部質保証の機能性		
学生の意見・要望をくみ上げ、教育研究や大学運営の改善・向上につなげるシステムを示す図など		
【2-3-1】	文化ファッション大学院大学の内部質保証に係る PDCA サイクル概念図	
学生の意見・要望のくみ上げを計画・実施する会議体の規則		
【2-3-2】	運営会議・内部質保証委員会規程	【F-10】参照
【2-3-3】	教育・研究委員会規程	【F-10】参照
【2-3-4】	学生生活委員会規程	【F-10】参照
学外関係者の意見・要望をくみ上げ、教育研究や大学運営の改善・向上につなげるシステムを示す図など		
【2-3-5】	文化ファッション大学院大学の内部質保証に係る PDCA サイクル概念図	
学外関係者の意見・要望のくみ上げを計画・実施する会議体の規則		
【2-3-6】	運営会議・内部質保証委員会規程	【F-10】参照
【2-3-7】	教育課程連携協議会規程	【F-10】参照
【2-3-8】	教育・研究委員会規程	【F-10】参照
三つのポリシーを起点とした内部質保証を行い、その結果を教育研究の改善・向上に生かすことを検討する会議体の議事録		
【2-3-9】	2024年度 運営会議・内部質保証委員会 議事録	
【2-3-10】	2024年度 教育・研究委員会 議事録	
自己点検・評価などの結果を大学運営の改善・向上に生かすことを検討する会議体の議事録		
【2-3-11】	2024年度 運営会議・内部質保証委員会 議事録	
自己点検・評価などの結果を学生や学外関係者に公表・説明したことを示す文書など		
【2-3-12】	2024年度 第5回 教授会 議事録	
【2-3-13】	2024年度 第9回 教授会 議事録	
【2-3-14】	「自己点検・評価等の取り組みについて」学生への周知メール	
【2-3-15】	2024(R6)年度 教育課程連携協議会 会議スケジュール	

文化ファッション大学院大学

自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【2-3-a】	修了後進路報告書 フォーマット	
【2-3-b】	2024年度 第10回 学生生活委員会 議事録	
【2-3-c】	2024年度 第3回 学生生活委員会 議事録	
【2-3-d】	2024年度 教育課程連携協議会 議事録	
【2-3-e】	学外関係者からの意見・要望 アンケートシート フォーマット3種	
【2-3-f】	アセスメントプラン	
【2-3-g】	2024年度 第11回 教授会 議事録	
【2-3-h】	2024年度 FD・SD 研修	
【2-3-i】	2024年度 第2回 学生生活委員会 議事録	
【2-3-j】	2024年度 「ピアレビューレポート」 フォーマット	
【2-3-k】	2024年度 研究計画書	
【2-3-l】	2024年度 研究報告書	
【2-3-m】	2024年度 文化ファッション大学院大学 事業報告書	

基準 3. 学生

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
3-1. 学生の受入れ		
アドミッション・ポリシーを示す部分の URL		
【3-1-1】	文化ファッション大学院大学ホームページ 三つのポリシー https://bfgu-bunka.ac.jp/profile/outline/#Policy	
アドミッション・ポリシーを策定する会議体の規則		
【3-1-2】	運営会議・内部質保証委員会規程	【F-10】 参照
入試方法の検討と検証を行う会議体の規則		
【3-1-3】	教育・研究委員会規程	【F-10】 参照
【3-1-4】	入試判定会議規程	【F-10】 参照
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【3-1-a】	【2024年度】2023-2027 BFGU 中期計画フォローアップチェックリスト	
【3-1-b】	2025年度 学生募集要項 (P1)	【F-4】 参照
【3-1-c】	2024年度 第2回 教授会 議事録	
【3-1-d】	2024年度 第8回 教授会 議事録	
【3-1-e】	2024年度 第13回 教授会 議事録	
【3-1-f】	文化ファッション大学院大学ホームページ 試験会場・科目 https://bfgu-bunka.ac.jp/admission/method/#ExaminationVenueandExaminationSubjects	
3-2. 学修支援		
学修支援に関する方針・計画		
【3-2-1】	文化ファッション大学院大学ホームページ 学生生活支援体制 学生生活支援に関する方針 https://bfgu-bunka.ac.jp/life/campuslife/#StudentSupport	
学修支援に関する会議体の規則		
【3-2-2】	教育・研究委員会規程	【F-10】 参照
【3-2-3】	学生生活委員会規程	【F-10】 参照
TA、SA などに関する規則		

文化ファッション大学院大学

【3-2-4】	助手規程	【F-10】 参照
オフィスアワーを学生に周知したこと示す文書		
【3-2-5】	2025 年度 専任教員オフィスアワー	
障がいのある学生への学修支援に関する方針・計画、実施状況		
【3-2-6】	文化ファッション大学院大学ホームページ 学生生活支援体制 学生の心身の健康、障がいのある学生に係る支援 https://bfgu-bunka.ac.jp/life/campuslife/#StudentSupport	
退学、休学、留年などの実態及び原因分析、改善方策などを検討する会議体の規則		
【3-2-7】	教育・研究委員会規程	【F-10】 参照
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【3-2-a】	2025 年度 各委員会・ワーキンググループ 委員	
【3-2-b】	【学生用】 Google Classroom/Meet/Chat 利用マニュアル_2025	
【3-2-c】	履修要項	【F-13】 参照
【3-2-d】	履修登録ガイド	
【3-2-e】	2025 年度 履修相談スケジュール	
【3-2-f】	学生生活ガイド (TOP)	【F-5】 参照
【3-2-g】	学校法人文化学園 障がい学生支援規程	【F-10】 参照
【3-2-h】	学校法人文化学園 障がい学生支援委員会規程	【F-10】 参照
【3-2-i】	学生生活支援室リーフレット	
【3-2-j】	2024 年度 SD 研修「合理的配慮」開催記録	
【3-2-k】	学校法人文化学園 学生生活支援室規程	【F-10】 参照
【3-2-l】	文化ファッション大学院大学ホームページ 学生生活支援体制 修学支援 成績不振者等への修学指導 https://bfgu-bunka.ac.jp/life/campuslife/#StudentSupport	
3-3. キャリア支援		
キャリア支援に関する方針・計画		
【3-3-1】	文化ファッション大学院大学ホームページ キャリア支援 キャリア支援に関する方針 https://bfgu-bunka.ac.jp/life/career/	
キャリア支援に関する授業科目名一覧		
【3-3-2】	カリキュラムマップ	
キャリア支援に関する会議体の規則		
【3-3-3】	学生生活委員会規程	【F-10】 参照
教育課程外のキャリア支援のための講座やガイダンスなど一覧		
【3-3-4】	2024 年度 学生生活委員会 キャリア支援ワーキンググループ 年間活動計画	
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【3-3-a】	インターンシップ (デザイン) シラバス	【F-13】 参照
【3-3-b】	インターンシップ (テクノロジー) シラバス	【F-13】 参照
【3-3-c】	インターンシップ (経営管理) シラバス	【F-13】 参照
【3-3-d】	学校法人文化学園 分課分掌業務規程	【F-10】 参照
【3-3-e】	2024 年度 第 2 回 学生生活委員会 議事録	
【3-3-f】	2024 年度 第 10 回 学生生活委員会 議事録	
【3-3-g】	2024 年度 修了生状況	
3-4. 学生サービス		
学生生活支援に関する方針・計画		

文化ファッション大学院大学

【3-4-1】	文化ファッション大学院大学ホームページ 学生生活支援体制 https://bfgu-bunka.ac.jp/life/campuslife/#StudentSupport	
学生生活支援に関する会議体の規則		
【3-4-2】	学生生活委員会規程	【F-10】 参照
学生の課外活動の支援に関する規則		
-	なし	大学院のため
奨学金に関する規則		
【3-4-3】	文化ファッション大学院大学奨学金（スカラシップ）規程	【F-10】 参照
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【3-4-a】	学生会について	
【3-4-b】	2024年度 第11回 学生生活委員会 議事録	
【3-4-c】	文化学園健康管理センターホームページ https://foryourhealth.bunka.ac.jp/	
【3-4-d】	救急車要請マニュアル	
【3-4-e】	文化学園学生生活支援室ホームページ https://soudan.bunka.ac.jp/	
【3-4-f】	学校法人文化学園 ハラスメント防止等に関する規程	【F-10】 参照
【3-4-g】	学校法人文化学園 ハラスメント防止等に関する規程(別紙1) 【学外相談窓口の情報及び運用について】	【F-10】 参照
【3-4-h】	学校法人文化学園 ハラスメント問題対応フロー図	
【3-4-i】	2025年度 学校案内 (P63)	【F-2】 参照
【3-4-j】	文化ファッション大学院大学ホームページ 奨学金情報 https://bfgu-bunka.ac.jp/admission/fee/#ScholarshipInformation	
【3-4-k】	2024年度 第1回 スカラシップ選考委員会 議事録	
3-5. 学修環境の整備		
施設・設備の管理に関する規則		
【3-5-1】	学校法人文化学園 施設・設備管理規程	【F-10】 参照
ICT環境について学生に周知したことを示す文書		
【3-5-2】	ネットワーク関係について	
図書館に関する規則		
【3-5-3】	文化学園大学図書館規程	【F-10】 参照
図書館利用案内		
【3-5-4】	図書館利用案内(学生用)	
建物の耐震化率を示す文書		
【3-5-5】	学校法人文化学園ホームページ 情報公開 耐震化率 https://www.bunka.ac.jp/information/	
臨地実務実習施設一覧（専門職大学のみ）		
-	なし	
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【3-5-a】	令和7年度 学校基本調査 学校施設調査票	
【3-5-b】	バリアフリーマップ	

基準 4. 教育課程

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
4-1. 単位認定、卒業認定、修了認定		
ディプロマ・ポリシーを示す部分の URL		

文化ファッション大学院大学

【4-1-1】	文化ファッション大学院大学ホームページ 三つのポリシー 学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー） https://bfgu-bunka.ac.jp/profile/outline/#Policy	
ディプロマ・ポリシーを策定する会議体の規則		
【4-1-2】	運営会議・内部質保証委員会規程	【F-10】 参照
学生にディプロマ・ポリシーの内容を説明する文書など		
【4-1-3】	建学の精神と三つのポリシー等	【F-14】 参照
【4-1-4】	履修要項	【F-13】 参照
学位規則、学位審査基準		
【4-1-5】	学位規程	【F-10】 参照
【4-1-6】	学位審査基準	
進級・卒業・単位認定に関する規則		
【4-1-7】	学則	【F-3】 参照
【4-1-8】	単位履修に関する細則	【F-10】 参照
単位認定、進級、卒業判定を行う会議体の規則		
【4-1-9】	教授会規程	【F-10】 参照
入学前の実務経験を通じて修得している実践的な能力の単位認定の基準（専門職大学のみ）		
-	なし	
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
-	なし	
4-2. 教育課程及び教授方法		
カリキュラム・ポリシーを示す部分の URL		
【4-2-1】	文化ファッション大学院大学ホームページ 三つのポリシー 教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー） https://bfgu-bunka.ac.jp/profile/outline/#Policy	
カリキュラム・ポリシーを策定する会議体の規則		
【4-2-2】	運営会議・内部質保証委員会規程	【F-10】 参照
学生にカリキュラム・ポリシーの内容を説明する文書など		
【4-2-3】	建学の精神と三つのポリシー等	【F-14】 参照
【4-2-4】	履修要項	【F-13】 参照
教育課程の体系的編成を示すカリキュラムマップやカリキュラムツリーなど		
【4-2-5】	カリキュラムマップ	
履修に関する規則		
【4-2-6】	単位履修に関する細則	【F-10】 参照
教育課程を検討する会議体の規則		
【4-2-7】	教育・研究委員会規程	【F-10】 参照
シラバス作成に関して教員に周知したことを示す文書		
【4-2-8】	2025(令和7)年度 シラバス作成について	
【4-2-9】	Web シラバスガイド	
教養教育を検討する会議体の規則		
【4-2-10】	教育・研究委員会規程	【F-10】 参照
教育課程連携協議会の議事録（専門職大学のみ）		
-	なし	
授業科目別登録者数一覧（専門職大学のみ）		
-	なし	
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【4-2-a】	Web シラバス	【F-13】 参照
【4-2-b】	2024年度 第8回 教育・研究委員会 議事録	
4-3. 学修成果の把握・評価		

文化ファッション大学院大学

大学が求める学修成果を示す文書など		
【4-3-1】	建学の精神と三つのポリシー等	【F-14】 参照
大学が求める学修成果の内容を学生に説明する文書など		
【4-3-2】	履修要項	【F-13】 参照
学修成果の把握・評価の方針		
【4-3-3】	アセスメントプラン	
学修成果の把握・評価の方法などについて検討する会議体の規則		
【4-3-4】	運営会議・内部質保証委員会規程	【F-10】 参照
学修成果の把握・評価のために実施した調査と分析の結果		
【4-3-5】	2024 年度授業評価アンケート フォーマット	
【4-3-6】	2024 年度 授業評価アンケート結果 自己点検レポート フォーマット	
【4-3-7】	個別指導実施記録 フォーマット	
【4-3-8】	学修成果点検指標シート	
【4-3-9】	研究科目の点検・評価シート	
【4-3-10】	学生生活満足度調査 フォーマット	
【4-3-11】	修了後進路報告書 フォーマット	
学修成果の把握・評価の結果を、教育内容、方法及び学修指導の改善にフィードバックすることを検討する会議体の議事録		
【4-3-12】	2025 年度 第 1 回 教育・研究委員会 議事録	
【4-3-13】	2025 年度 第 1 回 運営会議・内部質保証委員会 議事録	
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
-	なし	

基準 5. 教員・職員

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
5-1. 教育研究活動のための管理運営の機能性		
大学の意思決定に関する組織図		
【5-1-1】	意思決定に関する組織図	
大学の意思決定に関する会議体の規則		
【5-1-2】	運営会議・内部質保証委員会規程	【F-10】 参照
学長の職務権限に関する規則		
【5-1-3】	学則	【F-3】 参照
教授会に関する規則		
【5-1-4】	教授会規程	【F-10】 参照
【5-1-5】	学校教育法第 93 条第 2 項第 3 号に基づく学長が定めるものについて (学長裁定)	
教授会の開催日時・議題一覧		
【5-1-6】	2024 年度 教授会 (第 1 回～13 回) 議題	
【5-1-7】	2025 年度 教授会 (第 1 回～ 2 回) 議題	
学生の退学、停学及び訓告の処分の手続きが学長によって定められていることを示す文書		
【5-1-8】	学則	【F-3】 参照
【5-1-9】	学生懲戒に関する規程	【F-10】 参照
事務局組織図		
【5-1-10】	学校法人文化学園 組織機構図	
事務分掌に関する規則		
【5-1-11】	学校法人文化学園 職制	【F-10】 参照
【5-1-12】	学校法人文化学園 分課分掌業務規程	【F-10】 参照

文化ファッション大学院大学

職員採用・昇任の方針・規則		
【5-1-13】	学校法人文化学園 職員就業規程	【F-10】 参照
【5-1-14】	学校法人文化学園 職能資格制度規程	【F-10】 参照
【5-1-15】	学校法人文化学園 人事考課規則	【F-10】 参照
教育課程連携協議会の規則（専門職大学のみ）		
-	なし	
教育課程連携協議会の構成員名簿（専門職大学のみ）		
-	なし	
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【5-1-a】	研究科長・専攻長・コース主任教授規程	【F-10】 参照
【5-1-b】	入試判定会議規程	【F-10】 参照
【5-1-c】	教育・研究委員会規程	【F-10】 参照
【5-1-d】	学生生活委員会規程	【F-10】 参照
【5-1-e】	自己点検・評価規程	【F-10】 参照
【5-1-f】	2025 年度 教学事務室 業務担当表	
【5-1-g】	2025 年度（令和 7 年度） 各委員会・ワーキンググループ 委員	
5-2. 教員の配置		
教員の採用・昇任の方針・規則		
【5-2-1】	教員組織の編成方針	
【5-2-2】	専任教員の任用に関する規程	【F-10】 参照
【5-2-3】	助手規程	【F-10】 参照
【5-2-4】	任期制教員に関する規程	【F-10】 参照
【5-2-5】	任期制教員に関する規程細則	【F-10】 参照
教員人事に関する会議体の規則		
【5-2-6】	運営会議・内部質保証委員会規程	【F-10】 参照
【5-2-7】	教員選考委員会の運用細則	【F-10】 参照
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【5-2-a】	2025 年度 教職員一覧	
5-3. 教員・職員の研修・職能開発		
FD の方針・計画		
【5-3-1】	FD・SD 研修目的・方針、教員の人材育成の目標・方針、専任教職員の人材育成の目標・方針	
【5-3-2】	2024 年度 FD・SD 研修	
FD の実施報告書		
【5-3-3】	2023 年度 FD 研修「アクティブラーニング研修」開催記録	
【5-3-4】	2024 年度 FD 研修「『興味、関心をもてた』を高めるための研修」開催記録	
【5-3-5】	2024 年度 FD 研修「インストラクショナルデザイン研修～ARCSモデルの活用～」開催記録	
SD の方針・計画		
【5-3-6】	FD・SD 研修目的・方針、教員の人材育成の目標・方針、専任教職員の人材育成の目標・方針	
【5-3-7】	2024 年度 FD・SD 研修	
【5-3-8】	学校法人文化学園 職員研修規程	【F-10】 参照
SD の実施報告書		
【5-3-9】	2023 年度 SD 研修「働き方改革研修」開催記録	
【5-3-10】	2024 年度 SD 研修「ファッション・ビジネス系専門職大学院認証評価説明会」開催記録	
【5-3-11】	2024 年度 SD 研修「合理的配慮」開催記録	

文化ファッション大学院大学

【5-3-12】	学校法人文化学園 2023 年度 新入職員研修プログラム	
【5-3-13】	2023 年度 ハラスメント相談窓口相談員研修お知らせ	
【5-3-14】	2023 年度 ハラスメント相談窓口相談員研修資料 (抜粋)	
【5-3-15】	令和 5 年度「留学生に対する生活指導等講習会」参加記録	
【5-3-16】	令和 5 年度「学生生活指導部課長相当者研修会」参加記録	
【5-3-17】	「令和 5 年度 教職員・情報通信技術支援員 (ICT 支援員) 著作権講習会」参加記録	
【5-3-18】	学校法人文化学園 2023 年度 若手職員研修プログラム	
【5-3-19】	学校法人文化学園 2023 年度 中堅職員研修プログラム	
【5-3-20】	学校法人文化学園 2023・2024 年度 新任管理職研修プログラム	
【5-3-21】	学校法人文化学園 2024 年度 新入職員研修プログラム	
【5-3-22】	2024 年度 SD 研修 参加記録 (国際交流推進協議会)	
【5-3-23】	学校法人文化学園 2025 年度 新入職員研修プログラム	
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【5-3-a】	2024 年度前期 授業ピアレビューレポート (回答)	
【5-3-b】	2024 年度後期 授業ピアレビューレポート (回答)	
【5-3-c】	2024 年度 授業評価アンケート集計結果 個票 (サンプル)	
【5-3-d】	2024 年度 授業評価アンケート結果 自己点検レポート フォーマット	
【5-3-e】	2024 年度 前期授業評価アンケート—前期科目 集計結果のまとめ—	
【5-3-f】	2024 年度 授業評価アンケート結果報告書—前期・後期・通年科目 集計結果のまとめ—	
5-4. 研究支援		
研究環境に関する調査の結果		
【5-4-1】	2023・2024 年度 授業評価アンケート結果報告書	
【5-4-2】	2023・2024 年度 学生生活満足度調査 集計表	
研究環境整備の方針・計画		
【5-4-3】	学校法人文化学園 教育研究等環境の整備に関する方針	【F-10】 参照
【5-4-4】	中期計画 (2023 年度-2027 年度/研究環境整備関連抜粋)	
【5-4-5】	事業計画 (2023 年度、2024 年度/研究環境整備関連抜粋)	
研究倫理に関する規則		
【5-4-6】	研究倫理指針	【F-10】 参照
研究費の適正利用に関するマニュアル		
【5-4-7】	研究活動不正防止及び対応に関する規程	【F-10】 参照
【5-4-8】	競争的研究費取扱要領	【F-10】 参照
【5-4-9】	研究公正委員会規程	【F-10】 参照
【5-4-10】	研究活動不正防止委員会規程	【F-10】 参照
研究活動への資源配分に関する規則		
【5-4-11】	教員研究費に関する規程	【F-10】 参照
研究活動に対する RA など人的支援に関する規則		
【5-4-12】	助手規程	【F-10】 参照
科研費などの申請のために必要な情報を学内に周知したことを示す文書		
【5-4-13】	令和 7 (2025) 年度 科学研究費助成事業 (科研費) [基盤研究 (A・B・C)] [挑戦的研究] の公募について	
外部資金応募・獲得の実績一覧		
【5-4-14】	2022~2024 年度 外部資金応募・獲得の実績一覧、企業との共同研究及び素材・資材提供等実績一覧	
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		

文化ファッション大学院大学

【5-4-a】	教室マップ	
【5-4-b】	2024年度「研究倫理・コンプライアンス教育セミナー」開催のお知らせ	
【5-4-c】	2024年度 研究倫理・コンプライアンス教育理解度チェックテスト・アンケートについて	
【5-4-d】	研究活動不正防止対策の基本方針	【F-10】参照
【5-4-e】	2024年度 研究計画書・研究報告書（サンプル）	
【5-4-f】	学校法人文化学園 知財センター規程	【F-10】参照
【5-4-g】	学校法人文化学園 知財センター運営委員会規程	【F-10】参照
【5-4-h】	学校法人文化学園 職務発明取扱規程	【F-10】参照
【5-4-i】	学校法人文化学園 職務発明取扱規程細則	【F-10】参照

基準 6. 経営・管理と財務

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
6-1. 経営の規律と誠実性		
組織倫理に関する規則		
【6-1-1】	学校法人文化学園 寄附行為	【F-1】参照
【6-1-2】	学校法人文化学園 職員就業規程	【F-10】参照
情報公表に関する規則		
【6-1-3】	学校法人文化学園 寄附行為	【F-1】参照
【6-1-4】	学校法人文化学園 書類閲覧規程	【F-10】参照
学校教育法施行規則第172条の2に対応した部分のURL		
【6-1-5】	文化ファッション大学院大学ホームページ 教育情報の公表 https://bfgu-bunka.ac.jp/profile/edu_info/	
私立学校法第151条に対応して公開した部分のURL		
【6-1-6】	学校法人文化学園ホームページ 情報公開 https://www.bunka.ac.jp/information/	
内部統制システムの基本方針		
【6-1-7】	学校法人文化学園 業務の適正を確保するためのシステム整備の基本方針	【F-10】参照
内部統制の組織体制を示す図		
【6-1-8】	改正法施行後の文化学園の組織体制	
内部統制に関する規則		
【6-1-9】	学校法人文化学園 業務の適正を確保するためのシステム整備の基本方針	【F-10】参照
【6-1-10】	学校法人文化学園 リスク管理規程	【F-10】参照
【6-1-11】	学校法人文化学園 コンプライアンス規程	【F-10】参照
ハラスメント防止に関する規則		
【6-1-12】	学校法人文化学園 ハラスメント防止等に関する規程	【F-10】参照
個人情報保護に関する規則		
【6-1-13】	学校法人文化学園 個人情報の保護に関する規程	【F-10】参照
【6-1-14】	学校法人文化学園 個人情報保護委員会規程	【F-10】参照
危機管理に関する方針・規則		
【6-1-15】	学校法人文化学園 防災計画・事業継続計画	
危機管理に関するマニュアル		
【6-1-16】	防災センターフローチャート	
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		

文化ファッション大学院大学

【6-1-a】	学校法人文化学園 イントラサイト(TOP)	
【6-1-b】	学校法人文化学園 ハラスメント問題対応フロー図	【F-10】 参照
【6-1-c】	学校法人文化学園 ストレスチェック制度実施規程	【F-10】 参照
【6-1-d】	学校法人文化学園 学生生活支援室規程	【F-10】 参照
【6-1-e】	学校法人文化学園 障がい学生支援規程	【F-10】 参照
【6-1-f】	学校法人文化学園 障がい学生支援委員会規程	【F-10】 参照
【6-1-g】	学校法人文化学園 感染症対策委員会規程	【F-10】 参照
6-2. 理事会の機能		
法人の意思決定に関する組織図		
【6-2-1】	改正法施行後の文化学園の組織体制	
予算・決算を承認した際の理事会の議事録		
【6-2-2】	理事会決議録 (2025年2月25日)	
【6-2-3】	2025年度 第2回 理事会議事録	
理事を選任する会議体の規則		
【6-2-4】	学校法人文化学園 寄附行為	【F-1】 参照
理事を選任した際の会議体の議事録		
【6-2-5】	2025年度 第2回 理事選任機関議事録	
中期的な計画を承認・見直しした際の理事会の議事録		
【6-2-6】	理事会決議録 (2023年2月24日)	
理事が職務執行状況を理事会に報告したことを示す文書		
【6-2-7】	2025年度 第3回 理事会議事録	
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【6-2-a】	学校法人文化学園 理事、監事、評議員及び会計監査人の選任に関する細則	【F-10】 参照
6-3. 管理運営の円滑化とチェック機能		
評議員を選任した際の会議体の議事録		
【6-3-1】	2025年度 第1回 評議員会議事録	
監事・会計監査人を選任した際の評議員会の議事録		
【6-3-2】	2025年度 第1回 評議員会議事録	
【6-3-3】	2025年度 第3回 評議員会議事録	
予算・決算を審議した際の評議員会の議事録		
【6-3-4】	評議員会決議録 (2025年2月25日)	
【6-3-5】	2025年度 第2回 評議員会議事録	
監事監査に関する規則		
【6-3-6】	学校法人文化学園 監事監査規程	【F-10】 参照
監事監査計画書		
【6-3-7】	学校法人文化学園 監事監査実施細則	【F-10】 参照
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【6-3-a】	学校法人文化学園 学園運営会議規程	【F-10】 参照
【6-3-b】	学校法人文化学園 評議員の選任のための候補者推薦投票に関する規程	【F-10】 参照
6-4. 財務基盤と収支		
予算編成方針		
【6-4-1】	令和7(2025)年度 予算編成の方針 (学園運営会議資料)	
財務計画書		
【6-4-2】	資金収支中長期財務計画・事業活動別収支中長期計画	
外部資金導入の実績		
【6-4-3】	【2024年度】2023-2027 BFGU 中期計画フォローアップチェックリスト	

文化ファッション大学院大学

資産運用に関する規則		
【6-4-4】	学校法人文化学園 資金運用規程	【F-10】 参照
【6-4-5】	学校法人文化学園 学園本部経理部資金運用方針	
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
【6-4-a】	将来を見すえた方針	
6-5. 会計		
経理に関する規則		
【6-5-1】	学校法人文化学園 経理規程	【F-10】 参照
会計監査人の選任に関する規則		
【6-5-2】	学校法人文化学園 理事、監事、評議員及び会計監査人の選任に関する細則	【F-10】 参照
会計監査人が監事に報告した内容を示す文書など		
【6-5-3】	「会計監査人候補者に対する質問事項について」へのご回答	
自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料		
-	なし	

基準 A. 国際化

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
A-1. 国際交流の方針と体制		
【A-1-1】	【2024年度】2023-2027 BFGU 中期計画フォローアップチェックリスト	
【A-1-2】	学校法人文化学園 組織機構図	
A-2. 国際交流の推進		
【A-2-1】	2024年度 文化ファッション大学院大学 事業報告書	
【A-2-2】	文化ファッション大学院大学ホームページ トピックス アメリカ・パーソンズ美術大学大学院との交流プロジェクトを実施 https://bfgu-bunka.ac.jp/topics/2024-12-12/	
【A-2-3】	文化ファッション大学院大学ホームページ トピックス 実践大学(台湾・台北)の学生を対象とした夏期特別講座を実施 https://bfgu-bunka.ac.jp/topics/2024-08-02/	
【A-2-4】	Tokyo Seminar for The Hong Kong Polytechnic University (香港理工大学研修プログラム)	
【A-2-5】	Tokyo Seminar for The Hong Kong Polytechnic University 満足度調査回答結果	
【A-2-6】	文化ファッション大学院大学ホームページ トピックス 中国・上海交通大学の訪日研修プログラムにて本大学院教員が講演を実施 https://bfgu-bunka.ac.jp/topics/2024-12-17/	
【A-2-7】	文化ファッション大学院大学ホームページ トピックス タイ王国「KOYORI PROJECT 2024」のフィールドトリップに参加 https://bfgu-bunka.ac.jp/topics/2024-06-20/	
【A-2-8】	「中国アパレル産業 日本訪問交流団」特別講義	
【A-2-9】	走进东京 向国际服装品牌学创新 (中国 eraark 社研修プログラム)	

基準 B. 社会貢献・地域貢献

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
B-1. 社会貢献・地域貢献の推進		
【B-1-1】	2024年度 文化ファッション大学院大学 事業報告書	

特記事項. 文化ファッション大学院大学ファッションウィーク (BFGUFW)

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
【特-1-1】	第17回文化ファッション大学院大学ファッションウィーク (BFGU FW) 特設サイト https://bfgu-bunka.ac.jp/bfgufw/17/	

※必要に応じて、記入欄を追加・削除すること。

※「専門職大学のみ」の欄について該当がない場合は、「該当なし」と記載すること。

※基準項目ごとの「自己点検評価書の記述内容に応じて提出する資料」に該当資料が無い場合は、記入欄を削除すること。